

# 福井の青少年

令和5年度版

福井県青少年総合対策本部

# 目 次

「子ども・若者計画」について	1
----------------	---

## 第1部 青少年の現状

第1章 青少年の人口	5
第1節 総人口	5
1 人口総数の推移	5
2 年齢・男女別人口	8
(1) 年齢5歳階級別人口	8
(2) 市町別青少年人口	9
第2節 青少年人口の現状と推移	10
1 青少年人口の推移	10
2 出生	12
3 結婚年齢（初婚）	13
4 死亡	14
第2章 青少年の健康と安全	15
第1節 青少年の健康	15
1 児童・生徒の体位	15
2 児童・生徒の体力・運動能力	17
第2節 青少年の安全	19
1 事故死の概況	19
2 交通事故	19
(1) こども（中学生以下）の事故	19
(2) 若者（16～24歳）が第1当事者の事故	19
(3) 時間別発生状況	20
(4) 状態別発生状況	20
3 水難事故	21
4 学校における事故災害	22
第3節 犯罪や虐待による被害の状況	23
児童虐待の状況	23
児童虐待相談の状況	23
第3章 青少年の教育	24
第1節 学校の現況	24
1 幼稚園	24
2 小学校・中学校	24
3 高等学校	24
4 特別支援学校	24
5 大学・短期大学・高等専門学校	25
6 専修・各種学校	25
第2節 学校教育人口の概要	27

1	学校教育人口の概要	27
(1)	幼稚園	27
(2)	小学校・中学校	27
(3)	高等学校	27
(4)	特別支援学校	27
(5)	大学・短期大学・高等専門学校	27
(6)	専修・各種学校	27
2	教員数	28
(1)	幼稚園	28
(2)	小学校・中学校	28
(3)	高等学校	29
(4)	大学・短期大学・高等専門学校	29
第3節	進路状況	31
1	中学校	31
2	高等学校	33
第4章	青少年の労働	34
第1節	新規学校卒業者の就職状況	34
1	就職者数と就職率	34
2	産業別・規模別就職状況	34
第2節	新規学校卒業就職者の離職状況	36
	離職の状況	36
	高等学校卒業就職者	36
第5章	青少年の非行等問題行動	38
第1節	少年非行の概況	38
第2節	刑法犯少年	39
1	罪種別	39
2	学職別	40
第3節	特別法犯少年	41
1	法令別	41
2	学職別	41
第4節	不良行為少年	42
1	行為別	42
2	学職別	43
第5節	少年の行方不明	44
1	学職別	44
2	原因・動機別	44
第6節	児童・生徒の問題行動	45
	問題行動の実態	45
第6章	青少年に関する相談	46
1	教育総合研究所・嶺南教育事務所が受け付けた相談件数等	46
2	児童相談所が対応した相談件数等	47
3	市町が対応した相談件数等	47
4	警察が受けた相談件数等	48
(1)	相談者別相談状況	48

(2) 相談内容別	48
5 青少年愛護センターが受け付けた相談件数等	49
6 総合福祉相談所（精神保健福祉センター部門）が受け付けた相談実件数等	50

## 第2部 青少年に関する施策

第1章 青少年行政の総合的かつ効果的な推進	51
1 福井県青少年総合対策本部	51
2 子ども・子育て支援計画	51
(1) 子ども・子育て支援の推進	51
(2) 計画の概要	51
第2章 家庭	54
第1節 家庭教育の充実	54
1 家庭教育の推進	54
地域で支える子育て・親育ち支援事業	54
2 幼児教育支援センターにおける取組み	55
(1) 出前家庭教育講座の開設	55
(2) 家庭教育支援講座	55
(3) 「家庭教育相談・応援サイト」への情報提供	55
3 「家庭の日」の充実	55
(1) 「家庭の日」とは	55
(2) 「家庭の日」家族ふれあいデーの取組み	56
(3) 「家庭の日」の啓発広報	56
(4) 「家庭の日」における施設開放	56
第2節 福祉の充実	57
1 児童福祉	57
(1) 子育て支援	57
(2) 要保護児童対策	58
2 障がい児の福祉	59
(1) 療育相談・指導	59
(2) 身体障がい者手帳、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳の交付	60
(3) 日常生活用具・補装具等の給付および交付	60
(4) 家庭に対する援助	61
(5) 障がい児に関する在宅サービス	61
(6) 施設等による療育・保護指導	62
3 母子・父子福祉	62
(1) ひとり親家庭相談	62
(2) 母子・父子福祉センター	63
(3) 児童扶養手当	63
(4) 母子・父子家庭の医療費助成	63
(5) 交通災害等遺児就学支度金	63
(6) 母子家庭等日常生活支援事業	63
(7) 母子家庭等就業・自立支援センター事業	63
(8) 母子家庭等教育訓練給付金事業	63
(9) 高等職業訓練促進給付金等事業	63
(10) 母子・父子福祉資金の貸付	63

4	母子保健	64
(1)	健康診査・保健指導等	65
(2)	療養援護等	65
(3)	母子保健の基盤整備	65
(4)	これからの母子保健の課題	66
第3章	学校	67
第1節	問題行動対策	67
1	いじめ防止対策の推進	67
2	児童・生徒問題行動地域対策会議	67
3	情報モラルに関する高校生のための講演会	67
4	SOSの出し方に関する教育	67
第2節	カウンセリング体制等の充実	68
1	スクールカウンセラー等の配置	68
(1)	スクールカウンセラー（小・中学校、県立学校）	68
(2)	スクールソーシャルワーカー（小・中学校、県立学校）	68
2	不登校対策推進事業	68
3	適応指導教室および自立支援センターでの児童生徒支援	68
第3節	奨学事業	69
1	県の奨学事業	69
2	他の奨学事業	69
(1)	(独)日本学生支援機構	69
(2)	市町の奨学事業	69
(3)	民間の奨学事業	69
(4)	その他	69
第4章	職場	71
第1節	青少年の就労支援	71
1	職業能力の開発	71
2	職業能力評価体制	71
3	若年無業者等の就労支援	72
(1)	福井県人材確保支援センター（ふくいジョブステーション）	72
(2)	ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）	72
第2節	農林漁業青少年に関する施策	74
1	農林漁業青少年の集団活動	74
2	農林漁業青少年の育成	74
(1)	新規就農者支援事業	74
(2)	ふくい園芸カレッジ研修事業	74
(3)	(公社)ふくい農林水産支援センター（福井県青年農業者等育成センター）による事業	74
(4)	緑の少年団活動事業	74
(5)	緑化意識高揚ポスター	77
(6)	もり人づくり事業	77
(7)	福井県漁村青壮年グループ大会	77
(8)	漁業体験・研修事業	77
(9)	ふくい水産カレッジ研修事業	77
(10)	新規漁業者支援貸付金事業	77

(1) 養殖業生産拡大支援事業	77
3 次世代リーダーの育成	77
(1) 青年農業士の認定	77
(2) 青年林業士の認定	78
(3) 青年漁業士の認定	78
第5章 地域	79
第1節 青少年健全育成の推進	79
1 (公財) 青少年育成福井県民会議	79
2 青少年育成市町民会議	79
第2節 青少年活動の促進	80
1 青少年団体の育成	80
(1) 青少年団体	80
(2) 福井県青年団体連絡協議会	80
2 意識啓発活動の奨励	82
(1) 「少年の主張」コンクール	82
(2) 「青少年健全育成標語」	82
(3) 「インターネットの安全活用に関するイベント」	82
(4) ホームページ「ふくい青少年広場」	82
(5) 芸術鑑賞機会の提供	82
(6) 文化財愛護思想の普及	83
3 地域等での多様な活動	83
(1) 若者チャレンジ応援プロジェクト	83
(2) 長期宿泊体験事業	83
(3) 青少年教育施設における体験活動プログラムの充実	84
(4) 青少年教育テレビ放送事業	84
(5) 放課後子どもクラブ応援事業	84
(6) 食育活動の推進	84
4 体育・スポーツの普及・振興	85
(1) 青少年の競技力向上	85
(2) 生涯スポーツの普及・振興	86
(3) 青少年スポーツの振興	87
第3節 指導者の養成	88
1 青少年育成指導者	88
(1) 青少年育成推進指導員	88
(2) 青少年育成推進員	88
2 社会教育指導者	89
(1) キャンプカウンセラー研修	89
(2) ボランティア研修	89
3 体育指導者	89
(1) 学校体育指導者の資質向上	89
(2) 社会体育指導者	89
4 少年警察ボランティア	90
(1) 少年警察ボランティアの名称・人員等	90
(2) 各少年警察ボランティアの活動内容	91
第6章 国際交流	92

1	内閣府主催海外派遣事業	92
(1)	国際社会青年育成	92
(2)	日本・中国青年親善交流	92
(3)	日本・韓国青年親善交流	92
(4)	東南アジア青年の船	92
(5)	世界青年の船	92
(6)	地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」	93
2	青年海外協力隊	93
3	スポーツ少年団等の国際交流事業	94
4	高等学校生徒国際交流事業	95
(1)	福井県高校生オンライングローバルキャンプ事業	95
(2)	福井県高校生中国語学研修事業	95
(3)	福井県・ドイツ高校生共同学習・交流事業	95
5	福井県・浙江省青少年交流事業	95
第7章	非行等問題行動の防止活動	96
1	非行防止活動	96
(1)	広報啓発活動	96
(2)	非行防止一斉行動	96
(3)	青少年薬物乱用防止対策	96
(4)	青少年愛護センター	96
2	有害環境浄化の推進	96
	福井県青少年愛護条例の運用状況	96
第8章	青少年の被害防止・保護	98
1	児童虐待防止の推進	98
2	相談機関による児童虐待相談の実施	98
3	学校等における児童・生徒の安全確保	99
(1)	不審者対策	99
(2)	学校におけるセキュリティ対策	99
第9章	相談活動	100
第1節	相談活動の充実と連携	100
1	相談活動の充実	100
(1)	教育総合研究所	100
(2)	児童相談所	100
(3)	健康福祉センター・各市福祉事務所	101
(4)	福井少年サポートセンター	101
(5)	総合福祉相談所（精神保健福祉センター部門）	101
(6)	福井県人材確保支援センター（ふくいジョブステーション）	102
(7)	ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）	102
2	相談活動の連携	103
第2節	主な青少年相談機関	104
第10章	施設	106
1	児童厚生施設	106
(1)	児童館・児童センター	106

(2) 福井県児童科学館	109
(3) 福井県こども家族館	110
2 社会教育関係施設	111
(1) 青少年センター	111
(2) 青年の家	111
(3) 青少年自然の家	112
(4) 公民館	112
3 勤労青少年研修施設	112
(1) 農業技術研修館	112
(2) 林業青少年研修施設	113
(3) 漁業青少年研修施設	113
4 国際交流関係施設	114
国際交流会館	114

## 参考資料

福井県青少年愛護条例	116
------------	-----



### 「子ども・若者計画」について

国の子供・若者支援推進大綱が示す施策の範囲は幅広く、県では、防災安全部、健康福祉部、産業労働部、教育委員会等の部局が関わり、それぞれが計画を定めて対応しています。また、これら、計画や施策の調整は、福井県青少年総合対策本部で行い、一体となったものとなるよう取り組んでいます。

この「福井の青少年」を、子ども・若者育成推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」に位置付けます。主たる対象は、0歳～29歳。

青少年育成に関連する記述のある本県の計画は、次のとおり。

- ・福井県子ども・子育て支援計画 [こども未来課]  
期間：令和2年度～6年度  
H P： <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/keikakusakutei.html>
- ・第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画 [児童家庭課]  
期間：令和5年度～令和9年度  
H P： <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/016407/kateifukusi/hitorioyakateikeikaku.html>
- ・第7次福井県障がい者福祉計画 [障がい福祉課]  
期間：令和5年度～令和9年度  
H P： [http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/shogai\\_keikaku.html](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/shogai_keikaku.html)
- ・第3期福井県教育振興基本計画 [教育政策課]  
期間：令和2年度～6年度  
H P： <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kyousei/keikakutop.html>

各計画の子ども・若者育成支援施策

計画の名称	子ども・若者育成支援施策
福井県子ども・子育て支援計画	<p>1 家庭での子育てを応援</p> <p>(1) 次世代の命をつなぐ母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援体制整備</li> <li>・妊娠・出産・育児に不安を抱える人の早期発見と支援</li> <li>・病気や障がいの早期発見・早期対応のための検査体制の充実</li> <li>・不妊治療への支援</li> <li>・不妊治療体制の充実</li> <li>・がん患者の生殖機能温存治療への支援</li> <li>・周産期医療体制の充実</li> <li>・小児救急医療体制の充実</li> <li>・小児慢性特定疾病対策の推進</li> <li>・未熟児や障がいのある子どもに対する支援</li> </ul> <p>(2) 子育て世帯への心の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援に関する広報の充実</li> <li>・父親の家事・育児応援</li> <li>・共家事（トモカジ）の促進</li> <li>・子どもの読書活動の推進</li> <li>・家庭教育に関する情報の提供</li> </ul> <p>(3) 地域社会全体で子育てを応援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者やシニア世代が応援する地域の子育て</li> <li>・子育て世帯の相談機能の充実</li> <li>・一時預かり等の実施</li> <li>・子ども連れ家族に対する優待サービスの実施</li> <li>・多世代交流拠点の整備</li> <li>・子どもの見守り活動の推進</li> <li>・青少年の非行・被害の防止</li> <li>・非行防止教室等を開催</li> </ul> <p>(4) 子どもを育む遊び場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館・児童センターの充実</li> <li>・福井県児童科学館の充実</li> <li>・福井県こども家族館の充実</li> <li>・ふくい健康の森の充実</li> <li>・嶺南のスポーツ・レクリエーション施設整備</li> <li>・子どもの遊び場の情報発信</li> </ul> <p>2 子ども家庭福祉の向上</p> <p>(1) 子どもの貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困に関する実態調査の実施</li> <li>・生活困窮世帯やひとり親家庭等への学習・生活支援</li> </ul>

計画の名称	子ども・若者育成支援施策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育段階の就学支援の充実</li> <li>・高等学校における就学継続のための支援</li> <li>・大学等進学に対する教育機会の提供</li> <li>・専門スタッフと連携した相談体制の強化</li> <li>・子どもの成長に必要な食事・栄養状態の確保</li> <li>・保護者の自立支援</li> <li>・住宅支援</li> <li>・生活困窮者等の親の就労支援</li> <li>・親の学び直しの支援</li> </ul> <p>(2) ひとり親家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援や貸付などのひとり親家庭の子どもの育ちへの支援</li> <li>・ひとり親家庭の生活安定のための経済的支援</li> <li>・ひとり親の就業相談の充実と就業に向けた能力開発の促進</li> <li>・情報提供・相談体制の充実</li> </ul> <p>(3) 社会的養育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者である子どもの権利擁護</li> <li>・市町の子ども家庭支援体制の構築</li> <li>・里親等への委託の推進</li> <li>・施設の小規模・地域分散化、高機能化等への支援</li> <li>・施設退所児童等の自立支援の推進</li> <li>・児童相談所および一時保護所の体制強化</li> </ul> <p>(4) 外国につながる幼児・児童・生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国につながる幼児・児童・生徒への支援、配慮</li> </ul> <p>(5) 特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる子などの児童に対する保育をサポート</li> <li>・悩みを抱える子ども等への支援</li> <li>・いじめ、不登校、引きこもり、問題行動等への対応</li> <li>・子どもを取り巻く環境の問題を改善</li> <li>・障がいのある子どもの教育を支援</li> <li>・医療的ケアが必要な子どもへの支援</li> <li>・発達障がい児に対する総合的な支援の充実</li> <li>・発達障がいに関する相談、支援</li> <li>・小児療育機能の充実</li> <li>・軽度・中等度難聴児に対する支援</li> <li>・重症心身障がい児に対する支援体制の確保</li> <li>・こども療育センターの地域支援機能の運営</li> </ul>
第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画	<p>1 子どもの育ちへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの学力・生活向上を目指す居場所づくりの推進</li> <li>・子どもの進学のための経済的支援</li> </ul>

計画の名称	子ども・若者育成支援施策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費確保および面会交流への支援</li> <li>2 子育てしている親への就業・生活支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談の充実</li> <li>・就業に向けた能力開発の促進</li> <li>・就業機会の創出</li> <li>・子育て支援サービスの充実</li> <li>・企業の子育て応援の促進</li> <li>・生活基盤の確保</li> <li>・生活安定のための経済的支援</li> </ul> </li> <li>3 情報提供・相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供体制の充実</li> <li>・相談体制の充実</li> </ul> </li> </ul>
第7次福井県障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障がい児の地域療育体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や児童発達支援事業所などの地域療育拠点の充実</li> <li>・地域療育拠点等による難聴児への支援体制の構築</li> </ul> </li> <li>2 障がい児者の家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族への支援の充実</li> </ul> </li> <li>3 医療的ケア児者・重症心身障がい児者への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児者・重症心身障がい児者への在宅支援体制の構築</li> </ul> </li> <li>4 強度行動障がい児者への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障がい児者への専門的な支援</li> </ul> </li> <li>5 発達障がい児者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいのある人への支援体制づくり</li> <li>・発達障がい（児）者支援センターの運営</li> <li>・保育所・認定こども園および幼稚園等の支援体制強化</li> <li>・特別支援教育の充実による学校の支援体制強化</li> <li>・家族支援の充実</li> <li>・発達障がい児者への福井型就労支援プロジェクトの推進</li> </ul> </li> </ul>
第3期福井県教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 いじめ・不登校対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策の充実</li> <li>・不登校・高校中途退学の防止</li> <li>・教育相談体制の充実</li> </ul> </li> </ul>

# 第1部 青少年の現状

## 第1章 青少年の人口

### 第1節 総人口

#### 1 人口総数の推移

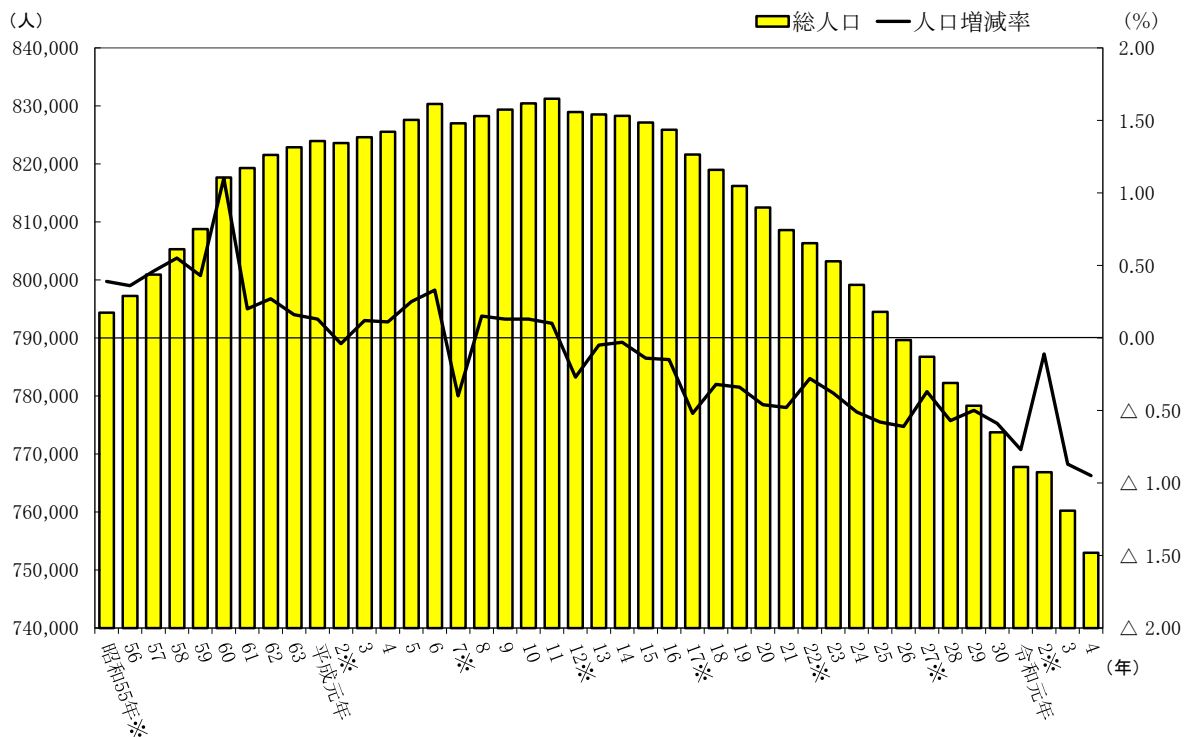
【統計調査課】

本県の総人口は、令和4年10月1日現在752,976人となっています。

人口増減率をみると、昭和50年代は0.5%前後の増加で推移してきましたが、昭和61年以降は0.1~0.3%の増加と伸びが鈍化し、平成12年以降は23年連続でマイナスとなっています。

また、自然増減数は平成16年以降減少が続いており、社会増減数は平成8年以降（平成12年を除き）減少が続いています。

第1図 福井県の総人口の推移および増減率

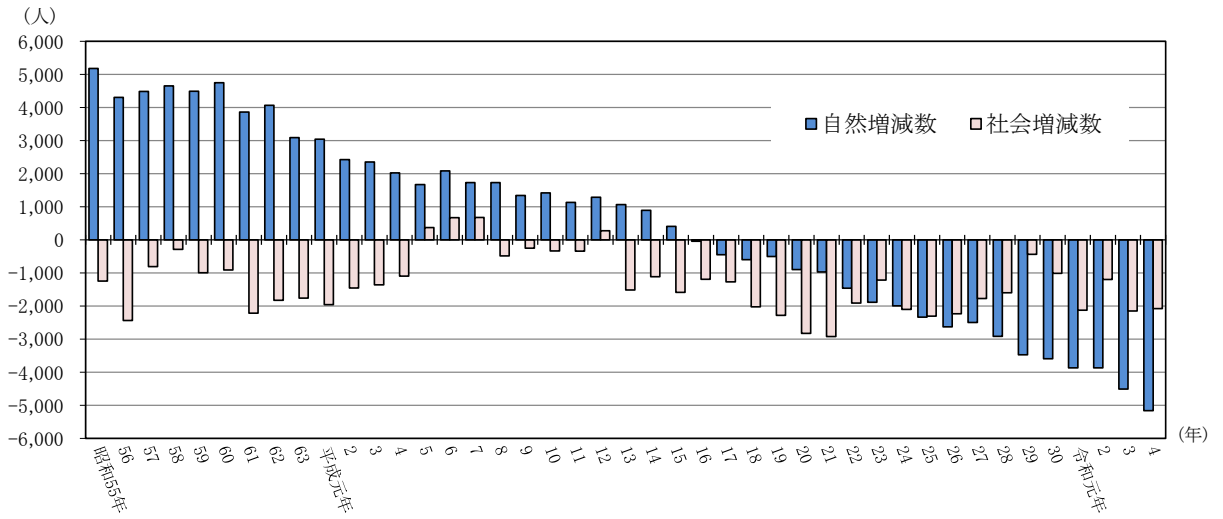


【※は国勢調査の確定値】

(注) 国勢調査の総人口は調査時の常住人口であり、前年の推計人口に自然増減数および社会増減数を加えた数値とは一致しない。

資料出所：「福井県の推計人口」

第2図 自然増減数・社会増減数



資料出所：「福井県の推計人口」

1表 人口の推移

(単位:人、%)

区分	総人口	人口増減数	人口増減率	自然増減数	社会増減数	外国人数
昭和55年※	794,354	3,066	0.39	5,179	△ 1,244	4,780
56	797,231	2,877	0.36	4,309	△ 2,432	…
57	800,911	3,680	0.46	4,487	△ 807	…
58	805,277	4,366	0.55	4,654	△ 288	…
59	808,774	3,497	0.43	4,491	△ 994	…
60	817,633	8,859	1.10	4,749	△ 910	4,948
61	819,281	1,648	0.20	3,863	△ 2,215	…
62	821,521	2,240	0.27	4,066	△ 1,826	…
63	822,856	1,335	0.16	3,093	△ 1,758	…
平成元年	823,943	1,087	0.13	3,044	△ 1,957	…
2※	823,585	△ 358	△ 0.04	2,430	△ 1,453	5,257
3	824,581	996	0.12	2,355	△ 1,359	5,888
4	825,515	934	0.11	2,028	△ 1,094	6,588
5	827,560	2,045	0.25	1,673	372	7,379
6	830,317	2,757	0.33	2,086	671	7,848
7※	826,996	△ 3,321	△ 0.40	1,732	681	7,593
8	828,249	1,253	0.15	1,733	△ 480	7,886
9	829,344	1,095	0.13	1,346	△ 251	8,548
10	830,429	1,085	0.13	1,419	△ 334	9,091
11	831,222	793	0.10	1,135	△ 342	9,681
12※	828,944	△ 2,278	△ 0.27	1,287	276	9,861
13	828,502	△ 442	△ 0.05	1,070	△ 1,512	9,957
14	828,285	△ 217	△ 0.03	892	△ 1,109	10,389
15	827,110	△ 1,175	△ 0.14	409	△ 1,584	10,740
16	825,880	△ 1,230	△ 0.15	△ 39	△ 1,191	11,252
17※	821,592	△ 4,288	△ 0.52	△ 444	△ 1,267	10,803
18	818,975	△ 2,617	△ 0.32	△ 596	△ 2,021	10,733
19	816,198	△ 2,777	△ 0.34	△ 500	△ 2,277	10,665
20	812,479	△ 3,719	△ 0.46	△ 894	△ 2,825	10,241
21	808,589	△ 3,890	△ 0.48	△ 970	△ 2,920	9,377
22※	806,314	△ 2,275	△ 0.28	△ 1,461	△ 1,910	10,562
23	803,216	△ 3,098	△ 0.38	△ 1,885	△ 1,213	10,311
24	799,127	△ 4,089	△ 0.51	△ 1,990	△ 2,099	9,929
25	794,492	△ 4,635	△ 0.58	△ 2,332	△ 2,303	9,589
26	789,633	△ 4,859	△ 0.61	△ 2,626	△ 2,233	9,467
27※	786,740	△ 2,893	△ 0.37	△ 2,496	△ 1,773	9,971
28	782,232	△ 4,508	△ 0.57	△ 2,913	△ 1,595	9,836
29	778,329	△ 3,903	△ 0.50	△ 3,468	△ 435	10,986
30	773,731	△ 4,598	△ 0.59	△ 3,588	△ 1,010	11,988
令和元年	767,742	△ 5,989	△ 0.77	△ 3,865	△ 2,124	12,436
2※	766,863	△ 879	△ 0.11	△ 3,866	△ 1,197	14,845
3	760,209	△ 6,654	△ 0.87	△ 4,504	△ 2,150	13,796
4	752,976	△ 7,233	△ 0.95	△ 5,159	△ 2,074	14,223

【※は国勢調査結果】

(注) 国勢調査の総人口は調査時の常住人口であり、前年の推計人口に自然増減数および社会増減数を加えた数値とは一致しない。

(注) 昭和56年までは県内における市町村間の転入・転出数を別々に集計しており、その差を人口増減数に加減している。昭和57年以降は県内における市町村間の転入・転出者数は同数。

資料出所：「福井県の推計人口」

## 2 年齢・男女別人口

### (1) 年齢5歳階級別人口

【統計調査課】

#### 逆ひょうたん型の人口ピラミッド

福井県の年齢5歳階級別人口は、令和4年10月1日現在70～74歳が61,228人で最も多く、ついで45～49歳の53,666人、50～54歳の52,120人の順となっています。

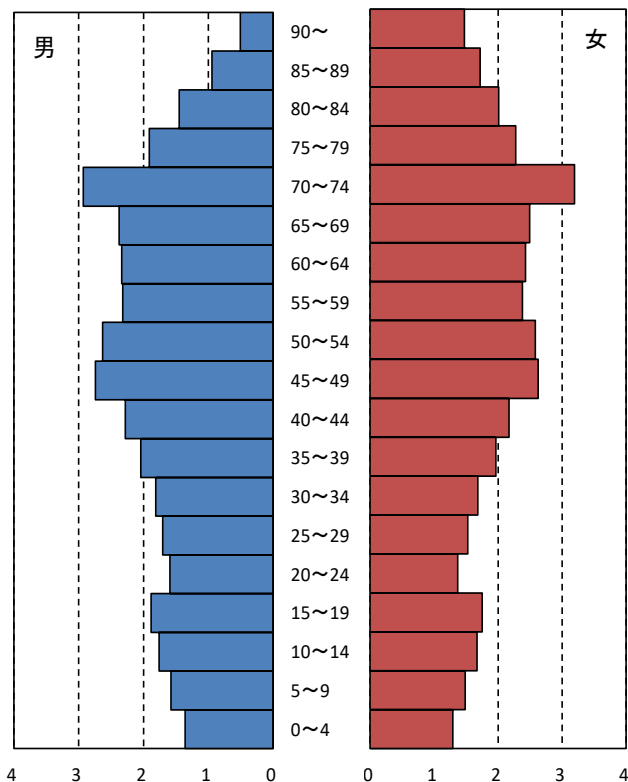
人口ピラミッドをみると、昭和22～24年の第1次ベビーブーム期（現74～76歳）までは若い年齢ほど人口が多い「富士山型」をしていましたが、出生数の減少に伴い「つぼ型」に変化しました。

その後、昭和46～49年の第2次ベビーブーム期（現49～52歳）を経て出生数が再び減少し、現在は70～74歳と45～49歳を中心とした2つの膨らみをもつ「逆ひょうたん型」となっています。

人口を男女別にみると、男性が367,932人、女性が385,044人で、女性が男性より17,112人多くなっています。人口性比（女性100人に対する男性の数）は95.6となっており、55歳未満の各年齢階級では100を上回り、それ以外の年齢階級で100を下回っています。

第3図 男女別年齢5歳階級別人口

第2表 男女別年齢5歳階級別人口



年齢	男女計	男	女	性比
0～4	26,479	13,579	12,900	105.3
5～9	30,627	15,767	14,860	106.1
10～14	34,280	17,587	16,693	105.4
15～19	36,354	18,829	17,525	107.4
20～24	29,599	15,910	13,689	116.2
25～29	32,327	17,061	15,266	111.8
30～34	34,937	18,134	16,803	107.9
35～39	40,094	20,442	19,652	104.0
40～44	44,499	22,812	21,687	105.2
45～49	53,666	27,411	26,255	104.4
50～54	52,120	26,322	25,798	102.0
55～59	46,983	23,205	23,778	97.6
60～64	47,654	23,374	24,280	96.3
65～69	48,651	23,751	24,900	95.4
70～74	61,228	29,286	31,942	91.7
75～79	41,856	19,118	22,738	84.1
80～84	34,555	14,483	20,072	72.2
85～89	26,626	9,446	17,180	55.0
90～	19,790	5,065	14,725	34.4
合計	752,976	367,932	385,044	95.6

資料出所：「福井県の推計人口」



## (2) 市町別青少年人口

【統計調査課】

各市町における青少年人口の割合をみると、総人口に占める青少年人口の割合が最も高いのは永平寺町の29.5%で、ついで鯖江市(27.8%)、坂井市(26.6%)となっています。最も低いのは池田町の17.5%で、ついで大野市(20.8%)、勝山市(21.6%)となっています。

第3表 市町別青少年人口

令和4年10月1日現在

区分 市町名	総人口	青少年人口 (0～29 歳)	総人口に占め る青少年人口 割合(%)※	5歳階級別人口					
				0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳
福井市	258,733	66,568	26.2	9,378	10,592	11,747	12,270	11,285	11,296
敦賀市	63,009	15,564	25.3	2,148	2,605	2,899	3,053	2,220	2,639
小浜市	28,378	6,728	24.5	1,050	1,143	1,235	1,225	858	1,217
大野市	29,997	6,207	20.8	837	1,103	1,157	1,354	854	902
勝山市	21,414	4,598	21.6	592	795	912	971	613	715
鯖江市	68,046	18,781	27.8	2,738	3,034	3,498	3,691	2,795	3,025
あわら市	26,726	5,912	22.4	812	972	1,047	1,156	851	1,074
越前市	79,471	20,823	26.4	2,990	3,284	3,542	3,899	3,111	3,997
坂井市	87,130	22,950	26.6	2,991	3,761	4,249	4,484	3,740	3,725
永平寺町	18,701	5,405	29.5	592	651	810	910	1,397	1,045
池田町	2,283	399	17.5	55	63	66	64	63	88
南越前町	9,590	2,141	22.3	303	366	418	469	271	314
越前町	19,505	4,531	23.3	585	709	906	974	628	729
美浜町	8,895	1,923	21.8	286	321	321	398	204	393
高浜町	9,967	2,262	23.3	367	367	407	452	263	406
おおい町	7,698	1,906	24.9	312	334	395	349	189	327
若狭町	13,433	2,968	22.2	443	527	671	635	257	435
県計	752,976	189,666	25.6	26,479	30,627	34,280	36,354	29,599	32,327

※年齢不詳を除いて算出

## 第2節 青少年人口の現状と推移

### 1 青少年人口の推移

【統計調査課】

本県の青少年人口（0～29歳）は、令和4年10月1日現在189,666人で、昭和25年の41.8%にまで減少しました。総人口に占める割合は25.6%となっています。

また、青少年人口を年齢階級別にみると、全体的に減少が続いています。なお、令和4年については、15～19歳の人口の青少年人口に占める割合が19.2%と最も多く、0～4歳が14.0%で最も少なくなっています。

第4表 青少年人口および総人口に占める青少年人口の割合の推移

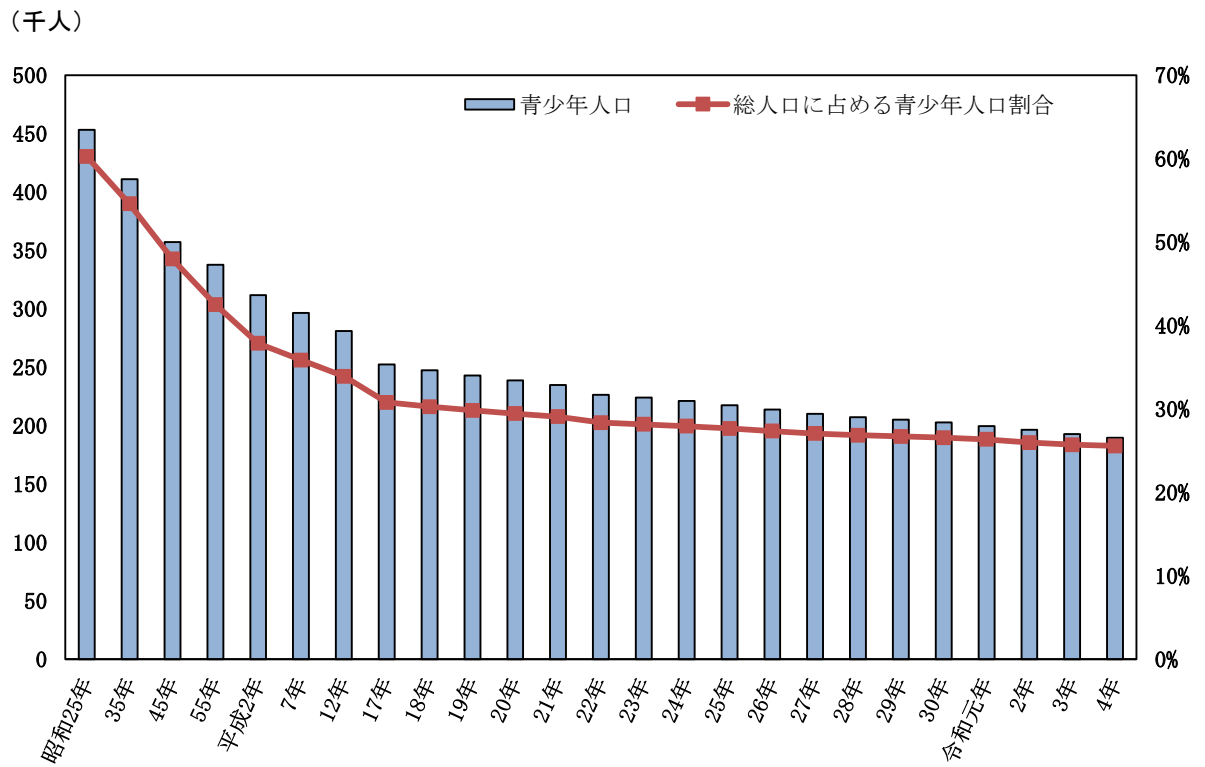
	総人口	青少年人口(0～29歳)							総人口に占める青少年人口割合(%)
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳		
昭和25年※	752,374	453,278	98,639	82,994	77,006	75,189	66,440	53,010	60.2
35年※	752,696	410,869	63,078	75,954	91,918	67,528	53,112	59,279	54.6
45年※	744,230	357,010	56,538	59,804	61,714	63,585	62,001	53,368	48.0
55年※	794,354	337,618	57,358	66,108	58,030	53,723	45,790	56,609	42.5
平成2年※	823,585	311,715	46,287	51,758	57,953	60,539	45,657	49,521	37.8
7年※	826,996	296,453	42,120	46,805	51,668	53,405	53,589	48,866	35.9
12年※	828,944	280,946	40,944	42,415	46,784	47,453	46,436	56,914	33.9
17年※	821,592	252,407	37,428	41,051	42,266	42,642	40,231	48,789	30.8
18年	818,975	247,421	36,842	40,483	41,972	43,989	37,803	46,332	30.3
19年	816,198	243,006	36,419	39,790	41,822	43,903	36,988	44,084	29.8
20年	812,479	238,667	36,103	39,095	41,662	42,944	37,399	41,464	29.4
21年	808,589	234,666	36,018	38,325	41,104	42,063	38,285	38,871	29.1
22年※	806,314	226,381	34,634	37,062	40,496	38,693	34,902	40,594	28.3
23年	803,216	223,839	34,526	36,390	39,900	40,572	32,654	39,797	28.1
24年	799,127	221,039	34,057	35,839	39,270	41,286	31,841	38,746	27.9
25年	794,492	217,501	33,665	35,332	38,647	40,897	32,294	36,666	27.6
26年	789,633	213,818	33,122	34,973	37,837	40,276	33,475	34,135	27.3
27年※	786,740	210,076	31,183	34,772	37,031	38,113	32,689	36,288	27.0
28年	782,232	207,283	30,671	34,341	36,310	39,311	31,428	35,222	26.8
29年	778,329	205,193	30,277	33,732	35,796	39,501	31,607	34,280	26.7
30年	773,731	202,786	29,821	32,980	35,257	38,827	32,982	32,919	26.5
令和元年	767,742	199,651	29,407	31,952	35,048	37,821	34,184	31,239	26.3
2年※	766,863	196,289	28,033	32,208	35,303	35,201	31,770	33,774	26.0
3年	760,209	192,716	27,287	31,345	34,901	36,149	29,950	33,084	25.7
4年	752,976	189,666	26,479	30,627	34,280	36,354	29,599	32,327	25.6

※平成7年以降は、人口割合算出時に年齢不詳を除いている。

【※】は国勢調査の確定値

資料出所：「福井県の推計人口」

第4図 青少年人口および総人口に占める青少年人口割合の推移



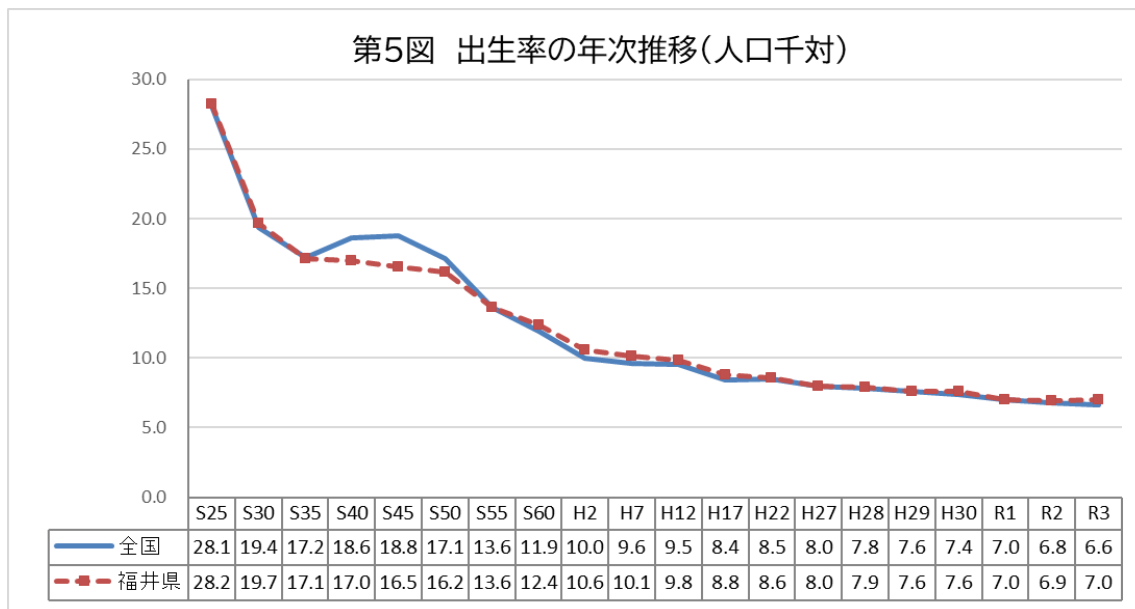
資料出所：「福井県の推計人口」

## 2 出生

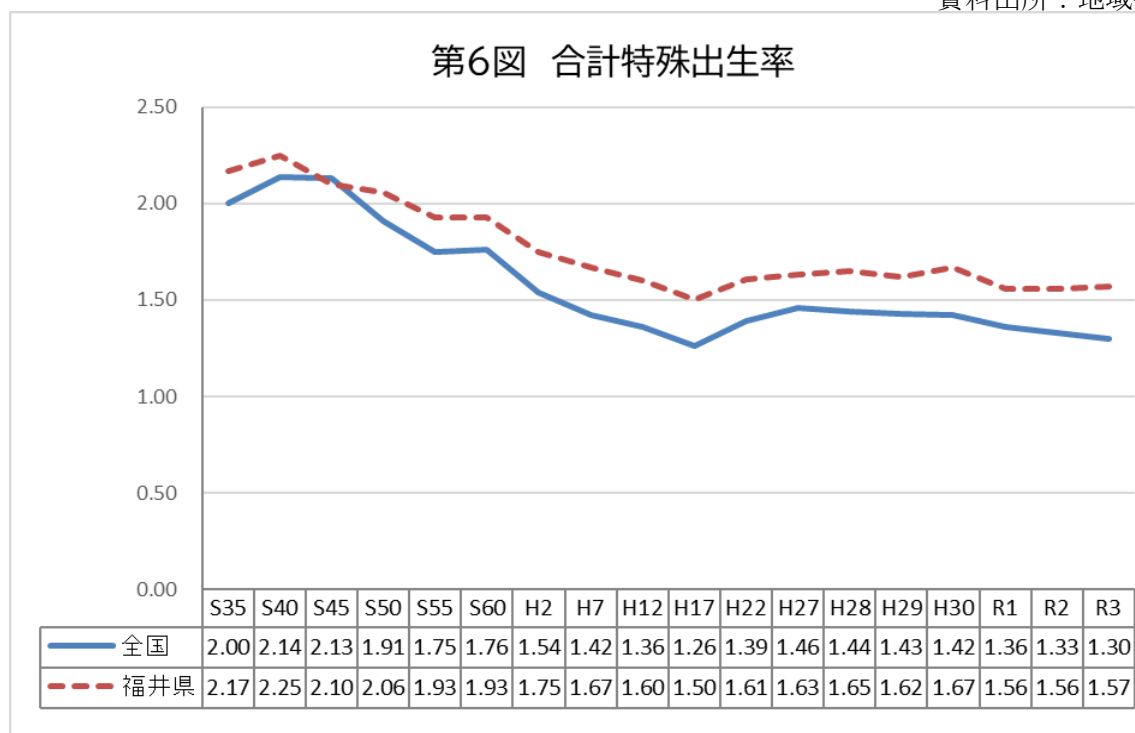
【地域福祉課】

本県の出生率（人口千対）は、昭和 25 年には 28.2 でしたが、その後、大幅に低下しました。令和 3 年は 7.0 で、全国より 0.4 ポイント上回っています。

また、一人の女性が一生の間に生む平均子供数を表す合計特殊出生率は、昭和 40 年以降全国と同様に減少傾向でありましたが、平成 17 年を底に上昇しましたが、ここ数年は横ばい傾向です。令和 3 年の 1.57 は全国 7 位となっています。



資料出所：地域福祉課



資料出所：地域福祉課

### 3 結婚年齢（初婚）

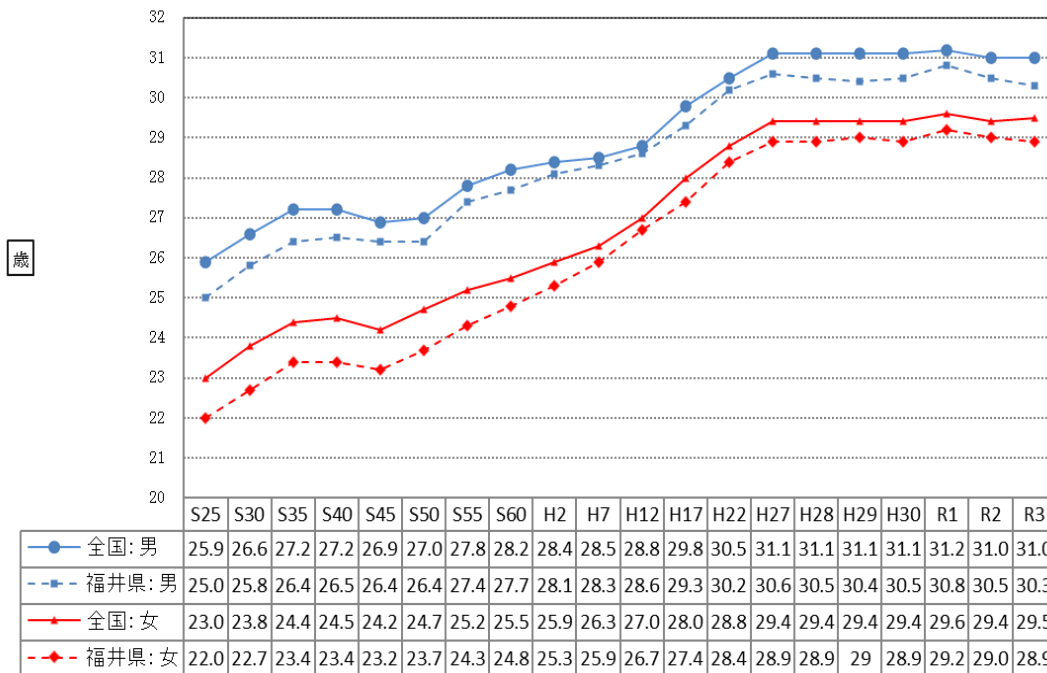
【地域福祉課】

青年の結婚の状況について、令和3年初婚者（令和3年に結婚生活に入り届け出た初婚者）の平均年齢をみると、男子30.3歳、女子28.9歳と両方とも全国平均より若いです。

また、男子、女子ともに年々上昇傾向にあります。ここ数年は、横ばいで推移しています。

また、結婚者総数に対する年齢階級別割合で最高となっているのは、男子、女子ともに25～29歳の30.2%、34.1%です。近年、男女ともに20～24歳は減少傾向にあります。

第7図 平均初婚年齢の年次推移



資料出所：地域福祉課

#### 4 死亡

【地域福祉課】

青少年の死亡の状況を見ると、昭和60年と令和2年を除き全体的に減少しています。

また、男女別にみると、男子の死亡者が女子を上回っているものの、全死亡者に対する割合の男女差に変化はありません。

第5表 青少年の死亡推移

年齢 段階	年	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和
		45	55	2	7	12	17	22	27	2	3
0～4歳	男	140	41	29	39	27	16	11	10	13	5
	女	95	44	29	19	15	12	9	5	16	5
	計	235	85	58	58	42	28	20	15	29	10
5～9歳	男	23	14	10	7	2	2	1	3	1	1
	女	20	4	4	2	2	3	1	0	2	1
	計	43	18	14	9	4	5	2	3	3	2
10～14歳	男	18	6	2	4	5	3	3	1	2	4
	女	6	5	4	5	1	0	1	1	1	2
	計	24	11	6	9	6	3	4	2	3	6
15～19歳	男	36	17	13	19	7	10	12	4	8	5
	女	15	7	8	4	8	5	7	3	2	4
	計	51	24	21	23	15	15	19	7	10	9
20～24歳	男	39	29	28	21	11	10	14	10	8	4
	女	30	6	7	10	5	6	4	3	8	3
	計	69	35	35	31	16	16	18	13	16	7
25～29歳	男	39	25	21	15	11	15	13	16	13	12
	女	26	16	9	5	12	12	2	5	4	5
	計	65	41	30	20	23	27	15	21	17	17
合計	男	295	132	103	105	63	56	54	44	45	31
	女	192	82	59	45	43	38	24	17	33	20
	計	487	214	164	150	106	94	78	61	78	51
死亡者総数	男	3,116	3,080	3,238	3,541	3,675	4,021	4,282	4,450	4,644	4,743
	女	2,921	2,812	2,982	3,241	3,256	3,751	4,135	4,521	4,642	4,978
	計	6,037	5,892	6,220	6,782	6,931	7,772	8,417	8,971	9,286	9,721
総数に対する割合(%)	男	9.5	4.3	3.2	3.0	1.7	1.4	1.3	1.0	1.0	0.7
	女	6.6	2.9	2.0	1.4	1.3	1.0	0.6	0.4	0.7	0.4
	計	8.1	3.6	2.6	2.2	1.5	1.2	0.9	0.7	0.8	0.5

資料出所：地域福祉課

第6表 福井県の青少年（0～29歳）の死因

年 順位	平成22年		平成27年(61)		令和2年(78)		令和3年(51)					
	死因	人数(人)	割合(%)	死因	人数(人)	割合(%)	死因	人数(人)	割合(%)			
1位	自殺	28	35.6	自殺	15	24.6	自殺	26	33.3	自殺	15	29.4
2位	不慮の事故	14	17.9	不慮の事故	12	19.7	周産期に特異的な呼吸障害および心血管障害	12	15.4	悪性新生物	6	11.8
3位	悪性新生物	8	10.3	悪性新生物	8	13.1	不慮の事故	6	7.7	その他の神経系の疾患	4	7.8
4位	染色体異常	6	7.7	その他の外因	4	6.6	循環器系の先天奇形	5	6.4	不慮の事故	4	7.8
5位	周産期に特異的な呼吸障害	5	6.4	循環器系の先天奇形	3	4.9	心疾患	4	5.1	心疾患	3	5.9
				染色体異常他に分類されないもの	3	4.9						

資料出所：地域福祉課

## 第2章 青少年の健康と安全

### 第1節 青少年の健康

#### 1 児童・生徒の体位

【保健体育課】

令和3年度の本県の児童・生徒の体位は、身長では、男女ともほとんどの年齢において全国平均値を上回っています。体重は、男女とも約半数の年齢層において全国平均値を上回っています。

第7表 児童・生徒の男女別体位（男子）

年齢(歳)		身長 (c m)		体重 (k g)			
		昭和48年	令和3年	昭和48年	令和3年		
幼稚園	5	県	109.6	111.7	18.4	19.4	
		全 国	109.7	111.0	18.7	19.3	
小学校	6	県	116.5	117.5	20.3	22.2	
		全 国	114.8	116.7	20.3	21.7	
	7	県	121.4	122.9	22.9	24.7	
		全 国	120.8	122.6	23.0	24.5	
	8	県	126.5	128.7	25.5	27.8	
		全 国	125.9	128.3	25.5	27.7	
	9	県	133.6	134.2	28.3	31.3	
		全 国	131.1	133.8	28.3	31.3	
	10	県	136.5	139.1	31.4	34.4	
		全 国	136.0	139.3	31.4	35.1	
	11	県	141.9	146.2	35.0	39.5	
		全 国	141.5	145.9	35.0	39.6	
	中学校	12	県	148.5	153.8	39.7	44.6
			全 国	148.1	153.6	39.8	45.2
13		県	155.9	161.0	45.5	50.1	
		全 国	155.4	160.6	45.2	50.0	
14		県	162.1	165.6	50.8	54.2	
		全 国	161.5	165.7	50.5	54.7	
高等学校	15	県	166.1	169.3	55.5	58.4	
		全 国	165.6	168.6	55.0	59.0	
	16	県	168.0	171.5	58.1	61.7	
		全 国	167.5	169.8	57.6	60.5	
	17	県	169.1	170.8	59.6	62.2	
		全 国	168.4	170.8	59.1	62.4	

資料出所：「学校保健統計調査」

第8表 児童・生徒の男女別体位（女子）

年齢(歳)		身長 (c m)		体重 (k g)			
		昭和48年	令和3年	昭和48年	令和3年		
幼稚園	5	県	109.1	111.5	18.1	19.1	
		全 国	108.9	110.1	18.3	19.0	
小学校	6	県	114.2	116.0	19.9	21.1	
		全 国	114.0	115.8	19.9	21.2	
	7	県	120.6	122.4	22.5	24.0	
		全 国	120.0	121.8	22.5	23.9	
	8	県	125.7	128.1	25.1	26.9	
		全 国	125.4	127.6	25.0	27.0	
	9	県	131.1	134.5	28.0	30.7	
		全 国	130.9	134.1	28.1	30.6	
	10	県	137.6	140.7	31.8	34.5	
		全 国	137.1	140.9	31.9	35.0	
	11	県	144.4	147.8	38.8	40.5	
		全 国	143.7	147.3	36.6	39.8	
	中学校	12	県	150.0	152.3	41.8	44.2
			全 国	149.2	152.1	41.6	44.4
13		県	153.5	155.2	46.0	47.7	
		全 国	152.7	155.0	45.8	47.6	
14		県	155.5	157.3	49.2	49.8	
		全 国	154.5	156.5	48.7	50.0	
高等学校	15	県	156.3	158.0	51.2	52.2	
		全 国	155.5	157.3	50.9	51.3	
	16	県	156.9	158.0	53.0	52.9	
		全 国	155.8	157.7	51.9	52.3	
	17	県	157.0	159.2	53.2	54.2	
		全 国	156.0	158.0	52.3	52.5	

資料出所：「学校保健統計調査」



## 2 児童・生徒の体力・運動能力

【保健体育課】

県では、「福井県児童生徒体力・運動能力調査」として、小学校4年生から高校3年生までの全児童生徒を対象に、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」「20mシャトルラン・持久走」「50m走」「立ち幅跳び」「ボール投げ」の8種目（中・高は、「20mシャトルラン・持久走」の両方を実施すれば9種目）の記録の調査を実施しています。

令和3年度の県平均を同年度の全国平均（抽出）と比較すると、全国の数より優れている種目が多く、小学校では（8種目・男女別・3学年）48種目中41種目（85.4%）、中学校では（9種目・男女別・3学年）54種目中42種目（77.7%）、高等学校（全日制）では（9種目・男女別・3学年）54種目中40種目（74.0%）で全国平均を上回りました。（第9表参照）

また、「長座体前屈」と「立ち幅跳び」は、小・中・高等学校（全日制）のほとんどの学年で全国平均を上回っており、これらの種目の体力要素である「柔軟性」と「瞬発力」が高い水準にあると言えます。

なお、平成20年度から始まった、小学校5年生・中学校2年生対象の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で、小学校女子は13回連続で全国1位、小学校男子、中学校男女は常に全国3位以内（体力合計点）です。

令和4年度は小学5年男女、中学2年男子が全国1位、中学2年女子が2位でした。

活力ある生活を営むためには、その基盤となる体力を向上させることが大切であり、学校の教育活動はもとより、家庭や地域の連携を図り、児童生徒の体力の向上を目指すことが必要です。

### 第9表 体力・運動能力調査

#### 令和3年度 全国平均値の比較

※令和3年度福井県体力・運動能力調査(悉皆)と令和3年度文部科学省 体力・運動能力調査(抽出)の比較

性	種 目	校種 学年	小 学 校			中 学 校			全 日 制		
			4年 (9)	5年 (10)	6年 (11)	1年 (12)	2年 (13)	3年 (14)	1年 (15)	2年 (16)	3年 (17)
男	握 力 (kg.)	県	14.69	16.75	20.08	24.53	30.06	34.84	37.13	39.60	41.25
		全国	14.39	16.90	19.77	24.53	30.39	34.65	37.03	39.55	41.80
		差	0.30	-0.15	0.31	0.00	-0.33	0.19	0.10	0.05	-0.55
	上体起こし (回)	県	18.22	19.66	21.92	24.24	27.09	29.60	30.04	31.58	33.18
		全国	17.98	19.94	21.65	23.92	27.31	28.96	28.44	30.55	31.94
		差	0.24	-0.28	0.27	0.32	-0.22	0.64	1.60	1.03	1.24
	長座体前屈 (cm)	県	34.06	35.98	37.77	42.17	45.93	49.88	48.25	50.44	52.40
		全国	31.78	33.37	35.78	40.98	44.80	47.81	47.94	50.27	52.56
		差	2.28	2.61	1.99	1.19	1.13	2.07	0.31	0.17	-0.16
	反復横とび (点)	県	40.06	43.24	46.40	49.50	52.78	55.49	56.76	58.54	59.72
		全国	39.43	42.83	45.86	49.69	53.77	56.28	56.23	57.92	59.16
		差	0.63	0.41	0.54	-0.19	-0.99	-0.79	0.53	0.62	0.56
	20m シャトルラン (折り返し数)	県	50.59	57.16	65.43	75.37	90.10	96.97	87.50	94.47	95.25
		全国	44.27	52.45	61.16	70.58	86.88	94.44	87.61	93.75	95.97
		差	6.32	4.71	4.27	4.79	3.22	2.53	-0.11	0.72	-0.72
	持 久 走 (秒)	県				416.60	378.67	362.36	381.11	370.16	370.44
		全国				410.21	389.08	374.31	385.93	362.02	364.91
		差				-6.39	10.41	11.95	4.82	-8.14	-5.53
50m走 (秒)	県	9.60	9.26	8.88	8.49	7.79	7.41	7.32	7.15	7.07	
	全国	9.59	9.24	8.84	8.38	7.78	7.41	7.39	7.21	7.12	
	差	-0.01	-0.02	-0.04	-0.11	-0.01	0.00	0.07	0.06	0.05	
立ち幅とび (cm)	県	149.13	157.72	168.23	188.15	203.79	217.74	220.50	228.38	233.37	
	全国	147.73	155.86	166.33	185.41	203.80	216.35	219.17	225.41	229.74	
	差	1.40	1.86	1.90	2.74	-0.01	1.39	1.33	2.97	3.63	
ボール投げ (m)	県	19.05	22.50	26.22	18.41	22.03	25.27	23.83	25.14	26.54	
	全国	18.47	21.75	25.43	18.14	21.09	23.54	23.82	25.44	26.73	
	差	0.58	0.75	0.79	0.27	0.94	1.73	0.01	-0.30	-0.19	
女	握 力 (kg.)	県	14.13	16.43	19.37	21.99	24.15	25.60	25.94	26.71	27.20
		全国	13.87	16.49	19.53	21.73	24.19	25.73	25.88	26.78	26.99
		差	0.26	-0.06	-0.16	0.26	-0.04	-0.13	0.06	-0.07	0.21
	上体起こし (回)	県	17.70	18.68	20.34	21.11	23.97	25.37	25.39	26.20	26.46
		全国	17.64	18.68	19.66	20.50	23.23	24.55	23.43	24.95	25.00
		差	0.06	0.00	0.68	0.61	0.74	0.82	1.96	1.25	1.46
	長座体前屈 (cm)	県	37.68	40.09	42.67	45.39	48.98	51.28	50.16	51.39	52.09
		全国	35.52	37.30	40.71	43.64	46.65	49.00	48.63	50.24	50.80
		差	2.16	2.79	1.96	1.75	2.33	2.28	1.53	1.15	1.29
	反復横とび (点)	県	38.71	42.16	44.42	46.27	48.43	49.03	49.52	50.33	50.44
		全国	37.64	41.00	43.44	45.78	48.31	49.34	48.40	49.56	49.29
		差	1.07	1.16	0.98	0.49	0.12	-0.31	1.12	0.77	1.15
	20m シャトルラン (折り返し数)	県	42.89	49.94	54.38	60.24	64.29	65.81	57.63	58.16	54.66
		全国	35.60	42.33	47.52	50.85	60.46	60.91	52.16	56.24	53.71
		差	7.29	7.61	6.86	9.39	3.83	4.90	5.47	1.92	0.95
	持 久 走 (秒)	県				292.03	274.79	274.82	295.80	295.49	299.45
		全国				300.80	286.56	287.16	297.80	291.25	291.83
		差				8.77	11.77	12.34	2.00	-4.24	-7.62
50m走 (秒)	県	9.79	9.42	9.11	8.97	8.62	8.53	8.66	8.64	8.72	
	全国	9.91	9.49	9.16	8.98	8.66	8.58	8.76	8.71	8.73	
	差	0.12	0.07	0.05	0.01	0.04	0.05	0.10	0.07	0.01	
立ち幅とび (cm)	県	143.62	152.63	160.34	170.80	176.10	178.95	176.65	178.40	178.43	
	全国	141.05	148.36	155.76	167.23	174.40	178.61	174.09	175.40	174.12	
	差	2.57	4.27	4.58	3.57	1.70	0.34	2.56	3.00	4.31	
ボール投げ (m)	県	12.93	15.14	17.36	12.17	14.07	14.73	13.97	14.40	14.97	
	全国	11.61	13.86	15.97	11.92	13.35	14.44	14.27	14.64	15.20	
	差	1.32	1.28	1.39	0.25	0.72	0.29	-0.30	-0.24	-0.23	

注：色付きは令和3年全国平均の記録を上回るもの

資料出所：保健体育課

## 第2節 青少年の安全

### 1 事故死の概況

【地域福祉課】

青少年の事故死の概況は、令和3年では0～29歳の不慮の事故による死亡が4人で、同年齢の全死亡者数の7.8%でした。この割合を年齢階級別でみると、10～14歳（16.7%）、25～29歳（11.8%）、15～19歳（11.1%）の順となっています。

第10表 年齢階級別不慮の事故による死亡者数

年次	5歳階級別人員						総数
	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	
平成29年	3	0	1	0	4	0	8
平成30年	3	1	0	0	1	0	5
令和元年	0	1	1	1	1	1	5
令和2年	4	0	0	0	2	5	11
令和3年	0	0	1	1	0	2	4
令和3年全死亡者数	10	2	6	9	7	17	51
同上に対する割合(%)	0.0	0.0	16.7	11.1	0.0	11.8	7.8

資料出所：地域福祉課

### 2 交通事故

【県警交通企画課】

#### (1) こども（中学生以下）の事故

こどもの事故は、令和4年中に発生した全人身事故939件中41件（4.4%）で前年と比較して減少し、死傷者数は46人で全死傷者1,063人の4.3%を占めました。

こどもの人身事故を減少させるための施策として、県警では自転車教室等の参加・体験・実践型の交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用に係る広報啓発を実施しています。

#### (2) 若者（16～24歳）が第1当事者の事故

若者が第1当事者となった人身事故は、令和4年中138件（全人身事故の14.7%）で、死亡事故の発生はなく、前年に比べて、人身事故死亡事故ともに減少しました。

若者が第1当事者となる事故における交通違反としては、前方不注視や安全不確認のほか、動静不注視、信号無視、ブレーキ操作不適及び指定場所一時不停止等が多くなっています。

第11表 29歳以下の年齢層別交通事故死傷者数（過去5年間）

年次	6歳以下	7～12歳	13～15歳	16～19歳	20～24歳	25～29歳	合計
平成30年	23(0)	34(1)	29(0)	58(0)	137(0)	129(0)	410(1)
令和元年	18(0)	28(0)	26(0)	69(1)	102(0)	88(1)	331(2)
令和2年	10(1)	18(0)	14(0)	35(1)	76(0)	84(3)	237(5)
令和3年	18(0)	23(0)	15(0)	47(1)	76(1)	107(1)	286(3)
令和4年	9(0)	27(0)	11(0)	42(0)	83(0)	84(1)	256(1)

注：( )内は死者数で内数

資料出所：県警交通企画課

第12表 29歳以下が第1当事者の年齢層別交通事故発生状況（過去5年間）

区分 年次	16～19歳			20～24歳			25～29歳			合計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
平成30年	82	1	97	166	4	180	109	0	134	357	5	411
令和元年	54	1	70	110	3	129	79	1	90	243	5	289
令和2年	42	0	45	96	2	118	72	3	80	210	5	243
令和3年	34	0	39	108	3	124	69	2	94	211	5	257
令和4年	36	0	43	102	0	115	66	2	74	204	2	232

資料出所：県警交通企画課

(3) 時間別発生状況

15歳以下では、死傷者47人中14人（29.8%）が16～18時の時間帯に、16～24歳では、死傷者125人中18人（14.4%）が10～12時の時間帯に、15人（12.1%）が6～8時の時間帯に交通事故に遭遇しており、危険な時間帯を示しています。

第13表 交通事故による29歳以下の発生時間別死傷者数（令和4年中）

	6歳以下	7～12歳	13～15歳	16～19歳	20～24歳	25～29歳	合計
0～2時			1(0)		1(0)	1(0)	3(0)
2～4時		2(0)			1(0)		3(0)
4～6時					2(0)	2(1)	4(1)
6～8時			2(0)	5(0)	10(0)	10(0)	27(0)
8～10時	1(0)			6(0)	8(0)	15(0)	30(0)
10～12時	2(0)	5(0)	1(0)	6(0)	12(0)	10(0)	36(0)
12～14時		5(0)		5(0)	11(0)	9(0)	30(0)
14～16時	3(0)	4(0)		3(0)	6(0)	7(0)	23(0)
16～18時	2(0)	9(0)	3(0)	4(0)	10(0)	9(0)	37(0)
18～20時	1(0)	1(0)	4(0)	5(0)	7(0)	12(0)	30(0)
20～22時		1(0)		6(0)	10(0)	8(0)	25(0)
22～24時				2(0)	5(0)	1(0)	8(0)
合計	9(0)	27(0)	11(0)	42(0)	83(0)	84(1)	256(1)

注：（ ）内は死者数で内数

資料出所：県警交通企画課

(4) 状態別発生状況

小・中学生の年代である7～15歳では、自動車同乗中が傷者38人中18人（47.4%）と最も多く、次いで自転車利用中が15人（39.5%）、歩行中が4人（10.5%）となっています。未就学児童の年代である6歳以下では、自動車同乗中が死傷者9人中6人（66.7%）と最も多く、次いで歩行中が2人（22.2%）となっています。

若者については、16～19歳では、自転車利用中が死傷者42人中22人（52.4%）、自動車同乗中が8人（19.0%）、自動車運転中が11人（26.2%）となっており、20～24歳では、自動車運転中が傷者83人中64人（77.1%）と最も多くなっています。

令和4年中の交通事故防止対策として、県警察では、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車交通安全教室やシートベルト着用効果体験車等の安全運転体験車を活用した交通安全教室を開催しているほか、早朝の通学路における街頭監視活動及び交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しました。

第 14 表 交通事故による 29 歳以下の状態別死傷数（令和 4 年中）

区 分	6 歳以下	7～12 歳	13～15 歳	16～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	合 計
歩 行 中	2(0)	3(0)	1(0)		2(0)	6(1)	14(1)
自転車利用中	1(0)	11(0)	4(0)	22(0)	4(0)	3(0)	45(0)
自転車同乗中							
二輪車運転中				1(0)	3(0)	2(0)	6(0)
二輪車同乗中		1(0)					1(0)
自動車運転中				11(0)	64(0)	60(0)	135(0)
自動車同乗中	6(0)	12(0)	6(0)	8(0)	10(0)	12(0)	54(0)
そ の 他						1(0)	1(0)
合 計	9(0)	27(0)	11(0)	42(0)	83(0)	84(1)	256(1)

注：( )内は死者数で内数

資料出所：県警交通企画課

### 3 水難事故

【県警地域指導課】

県内における過去 3 年間の各年代別の水難による死亡事故について、警察が認知した状況は、下記第 15 表のとおりです。

過去 3 年間の発生状況では、特に夏季期間（7 月から 8 月）に集中して発生しており、主な事故原因としては、保護者等による幼児や児童の監護不足、飲酒による体調不良、釣り中の転落などが挙げられます。また、発生場所の大半は海水浴場や海岸において発生しています。

こうした事故を防止するためには、特に、普段から関係機関と連携した水難危険箇所の環境整備、施設管理者及び保護者等に対する積極的な広報活動を行い、水難防止に努めていくことが必要です。

第 15 表 水難事故における死亡者数（過去 3 年間）

年次	年齢別死亡者数							水難死亡者総数 (成人を含む。)
	6 歳未満	6～12 歳	13～15 歳	16～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	総 計	
令和 2 年	1			1			2	11
令和 3 年							0	12
令和 4 年						1	1	13

注：船舶事故は除く。

資料出所：県警地域指導課

第 16 表 水難事故の発生認知状況（令和 4 年）

年齢別	発生件数	水難者	内 訳			
			死 者	行方不明	負傷者	無事救出
6 歳未満	1	1			1	
6～12 歳						
13～15 歳						
16～19 歳	1	1				1
20～24 歳	1	1			1	
25～29 歳	1	1	1			
総 計	4	4	1	0	2	1

資料出所：県警地域指導課

#### 4 学校における事故災害

【保健体育課】

学校管理下における事故災害の発生状況（※令和4年度）は、第17表のとおりです。小学校では、休憩時間における災害発生が多いですが、中・高等学校では体育的部活動中に多く発生しています。また、負傷・疾病の種類別発生状況は第18表、学校における負傷の場別災害発生状況は第19表のとおりです。

学校における安全は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から進められています。児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることを目指しています。

今後、学校における事故災害をできるだけ少なくするためには、社会環境の変化に対応した安全教育を積極的に進めるとともに、家庭、地域との連携および安全関係機関との協力などの組織活動を含めながら、学校全体を通して計画的に展開されることが大切です。

第17表 学校における場合別、災害発生状況（令和4年度）

	各教科等		特別活動 及び 学校行事	課外指導		休憩 時間	登下校中	その他	計（件数）
	体育	他教科		体育的部活動	他課外指導				
小学校	544	95	196	3	13	690	103	0	1,644
中学校	479	30	120	801	12	143	76	2	1,663
高等学校	276	18	97	664	18	45	51	4	1,173

第18表 学校における負傷・疾病の種類別、災害発生状況（令和4年度）

	負傷						疾病	計（件数）
	挫傷・打撲	捻挫	骨折	挫創	切創	他負傷		
小学校	521	386	337	104	36	140	120	1,644
中学校	367	500	454	39	14	152	137	1,663
高等学校	296	285	303	36	8	143	102	1,173

第19表 学校における負傷の場別、災害発生状況（令和4年度）

	学校内・校舎内						学校内・校舎外		学校外				計 (件数)
	体育館・ 屋内運動場	教室	廊下	階段	実習 実験室	その他	運動場 ・校庭	その他	道路	運動場・ 競技場	体育館	その他	
小学校	594	306	110	85	19	49	307	23	110	4	1	36	1,644
中学校	788	58	47	57	15	14	347	15	85	122	97	18	1,663
高等学校	541	21	17	20	11	11	235	8	62	146	63	38	1,173

資料出所：日本スポーツ振興センター

### 第3節 犯罪や虐待による被害の状況

#### 児童虐待の状況

【児童家庭課】

児童虐待については、全国で深刻な事例が頻発しており、社会全体で早急に取り組むべき課題となっています。令和3年度に児童相談所が対応した児童虐待に関する相談件数は1,018件でした。

#### 児童虐待相談の状況

##### ① 虐待の内容別相談対応件数

虐待の内容では、心理的虐待が最も多く622件(61.1%)、身体的虐待289件(28.4%)、ネグレクト92件(8.9%)、性的虐待15件(1.5%)の順となっています。

第20表 虐待の内容別相談対応件数

	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
相談件数 (R3年度)	1,018	289 (28.4%)	15 (1.5%)	622 (61.1%)	92 (8.9%)

資料出所：児童家庭課（福祉行政報告例第49）

##### ② 主たる虐待者

主たる虐待者では、実父492件(48.3%)と最も多く、実母が414件(40.7%)、実父以外の父51件(5.0%)、実母以外の母3件(0.3%)、その他58件(5.7%)となっています。

第21表 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
相談件数	1,018	492 (48.3%)	51 (5.0%)	414 (40.7%)	3 (0.3%)	58 (5.7%)

資料出所：児童家庭課（福祉行政報告例第49）

##### ③ 被虐待児の年齢構成

被虐待児の年齢構成では、小学生356件(35.0%)と最も多く、3歳～学齢前児童が260件(25.5%)、0～3歳未満187件(18.4%)、中学生141件(13.9%)、高校生・その他74件(7.3%)の順となっています。

第22表 被虐待児童の年齢構成

	総数	0～3歳 未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生・ その他
相談件数	1,018	187 (18.4%)	260 (25.5%)	356 (35.0%)	141 (13.9%)	74 (7.3%)

資料出所：児童家庭課（福祉行政報告例第49）

## 第3章 青少年の教育

### 第1節 学校の現況

#### 1 幼稚園

【児童家庭課】【義務教育課】

令和4年5月1日現在の幼稚園数は、分園を含めて63園（国立1園、公立48園、私立14園）であります。私立幼稚園が全体に占める割合は、22%となっており、全国の67.5%に比べるとかなり低いです。公立幼稚園は、8市町に設置されています。

#### 2 小学校・中学校

【大学私学課】【教職員課】

令和4年5月1日現在の小学校、中学校は、分校も含めて小学校が193校（公立192校、私立1校）、中学校が81校（公立77校、私立4校）です。

平成7年度以降の開校・廃校状況をみると、小学校では、開校8校（うち私立1校）・廃校49校。中学校では、開校6校（うち私立2校）・廃校10校となっています。

#### 3 高等学校

【教職員課】【大学私学課】【高校教育課】

令和4年5月1日現在の高等学校数は、34校（公立26校、私立8校）である。うち、全日制課程を置いている学校（併置校を含む。）は31校（公立25校、私立6校）、定時制を置いている学校（併置校を含む。）は8校（公立7校、私立1校）、通信制課程を置いている学校（併置校を含む。）は3校（公立1校、私立2校）となっています。

平成14年度以降の開校・廃校状況は、次のとおりとなっています。

- ・ 平成14年3月 県立勝山高等学校定時制課程廃止
- ・ 平成23年4月 県立奥越明成高等学校開校
- ・ 平成25年3月 県立大野東高等学校閉校
- ・ 平成25年3月 県立勝山南高等学校閉校
- ・ 平成25年4月 私立啓新高等学校通信制課程新設
- ・ 平成26年4月 県立坂井高等学校開校
- ・ 平成27年3月 県立小浜水産高等学校閉校
- ・ 平成28年3月 県立坂井農業高等学校閉校、県立春江工業高等学校閉校
- ・ 平成29年3月 県立丸岡高等学校城東分校閉校
- ・ 令和2年3月 県立武生高等学校池田分校閉校
- ・ 令和2年3月 県立武生商工高等学校開校
- ・ 令和2年4月 私立青池高等学校広域通信制課程開校
- ・ 令和2年4月 県立武生商工高等学校開校
- ・ 令和4年3月 県立丹南高等学校閉校、県立武生商業高等学校閉校、  
県立武生工業高等学校閉校

#### 4 特別支援学校

【教職員課】

令和4年5月1日現在の学校数は、12校（国立1校、公立11校）です。

平成14年度以降の開校・廃校状況は、次のとおりとなっています。

- ・ 平成17年4月 県立南越養護学校を開校



- ・ 平成 25 年 4 月 県立奥越特別支援学校を開校
- ・ 平成 29 年 3 月 県立福井東特別支援学校月見分校を閉校  
県立嶺南西特別支援学校小浜分校を閉校
- ・ 平成 29 年 4 月 県立福井東特別支援学校月見分教室を開設

## 5 大学・短期大学・高等専門学校

【大学私学課】

令和 4 年 5 月 1 日現在の県内の大学・短期大学・高等専門学校数は、大学が 6 校（国立 1 校、公立 2 校、私立 3 校）、短期大学 1 校（私立 1 校）、高等専門学校 1 校（国立 1 校）です。

なお、それらの学部・学科は次のとおりとなっています。

(大	学)	国立	福井大学（教育学部・医学部・工学部・国際地域学部）
		公立	福井県立大学 （経済学部・生物資源学部・海洋生物資源学部・看護福祉学部） 敦賀市立看護大学（看護学部）
		私立	福井工業大学（工学部・環境学部・経営情報学部） 仁愛大学（人間学部・人間生活学部） 福井医療大学（看護学科、リハビリテーション学科）
(短 期 大 学)		私立	仁愛女子短期大学（生活科学学科・幼児教育学科）
(高等専門学校)		国立	福井工業高等専門学校 （機械工学科、電気電子工学科、電子情報工学科、物質工学科、環境都市工学科）

## 6 専修・各種学校

【大学私学課】【教職員課】【地域医療課】

令和 4 年 5 月 1 日現在の県内の専修学校の数は、18 校（公立 2 校、私立 16 校）となっています。なお、高等課程を置く学校は 1 校、専門課程を置く学校は 18 校となっています。

各種学校の数は、12 校となっています。

第23表 年次別・学校種別学校数

年	学校種別	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	高等専門学校	短期大学	大学	専修学校	各種学校	合計
昭和60		145 (2)	251 (27)	83 (6)	38 (4)	12 (3)	1	2	3	27	47	609 (41)
平成2		143 (2)	244 (20)	85 (5)	39 (3)	12 (2)	1	3	3	27	33	590 (32)
平成7		141 (1)	234 (14)	85 (5)	39 (2)	12 (2)	1	3	4	27	29	575 (24)
平成12		137 (1)	229 (10)	86 (5)	39 (2)	12 (2)	1	3	4	28	28	567 (20)
平成17		128 (1)	220 (6)	86 (5)	39 (2)	13 (2)	1	2	4	26	24	543 (16)
平成22		127 (1)	210 (2)	85 (5)	39 (2)	13 (2)	1	3	4	21	22	525 (12)
平成27		96 (1)	202 (2)	84 (3)	38 (2)	14 (2)	1	2	5	22	17	481 (10)
平成28		88 (1)	202 (2)	84 (3)	36 (2)	14 (2)	1	2	5	21	17	470 (10)
平成30		76	200 (2)	82 (2)	35 (1)	12	1	2	6	20	15	449 (5)
令和2		67	196 (1)	82 (2)	37	12	1	1	6	19	12	431 (3)
令和4		63	193 (1)	81 (2)	34	12	1	1	6	18	12	421 (3)

注：( )内は分校数

資料出所：「学校基本調査」

## 第2節 学校教育人口の概要

### 1 学校教育人口の概要

#### (1) 幼稚園

【児童家庭課】【義務教育課】

令和4年5月1日現在の園児数は、975人（国立112人、公立302人、私立561人）であり、その年齢別構成をみると、5歳児が35.9%、4歳児が35.5%、3歳児が28.6%となっています。

#### (2) 小学校・中学校

【大学私学課】【教職員課】【義務教育課】

令和4年5月1日現在の小学校児童数は、38,444人（公立38,392人、私立52人）です。昭和49年より増加に転じた児童数は、昭和57年をピークに再び減少してきています。

また、令和4年5月1日現在の中学校生徒数は、20,942人（公立20,510人、私立432人）です。

#### (3) 高等学校

【大学私学課】【教職員課】【高校教育課】

令和4年5月1日現在の全日制課程の生徒数は、19,675人（公立13,439人、私立6,236人）となっています。一方、定時制課程の生徒数は、860人（公立623人、私立237人）となっています。また、通信制課程の生徒数は、841人（公立707人、私立134人）となっています。

令和4年3月の義務教育学校卒業者の高等学校（通信制を除く）への進学率は、99.4%、就職率は、0.1%となっています。

#### (4) 特別支援学校

【教職員課】

令和4年5月1日現在の幼児、児童、生徒数は、盲学校13人（幼稚部2人、小学部1人、中学部4人、高等部6人）、ろう学校30人（幼稚部7人、小学部13人、中学部7人、高等部3人）、特別支援学校（知的、肢体不自由、病弱）は、国立が60人（小学部18人、中学部17人、高等部25人）、公立が855人（幼稚部0人、小学部281人、中学部199人、高等部375人）となっています。

#### (5) 大学・短期大学・高等専門学校

【大学私学課】

令和4年5月1日現在の学生数は、大学生11,182人（国立4,972人、公立2,133人、私立4,077人）、短期大学生431人（私立のみ）、高等専門学校生1,054人（国立のみ）となっています。

#### (6) 専修・各種学校

【大学私学課】【教職員課】【地域医療課】

令和4年5月1日現在の専修学校の学生数は、1,571人（公立204人、私立1,367人）となっています。

また、令和4年5月1日現在の各種学校の学生数は、1,828人（私立のみ）となっています。

第 24 表 年次別学校教育人口

年度		平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和
		20	22	24	26	28	30	2	4
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
幼稚園	国立	121	124	104	113	107	117	127	112
	公立	2,479	2,278	2,193	1,855	951	673	413	302
	私立	3,018	2,989	2,945	2,800	2,020	1,121	771	561
小学校	公立	47,806	46,297	44,570	43,323	42,522	41,748	40,119	38,392
	私立	21	26	24	41	48	53	58	52
中学校	公立	24,338	23,774	23,334	22,709	21,934	20,919	20,763	20,510
	私立	366	372	398	404	421	385	407	432
義務教育学校	国立	802	793	783	762	776	758	713	719
高等学校	公立	18,185	18,179	17,943	17,067	16,560	16,039	15,527	14,062
	私立	5,697	5,647	5,741	6,092	6,207	6,152	6,474	6,607
特別支援学校	国公立	912	968	1,017	995	975	946	980	898
高等専門学校	国立	1,042	1,070	1,048	1,041	1,053	1,065	1,051	1,054
短期大学	公立	—	—	—	—	—	—	—	—
	私立	1,473	1,297	1,160	1,215	1,149	713	459	431
大学	国立	5,055	5,163	5,096	5,140	5,166	5,025	4,898	4,972
	公立	1,763	1,777	1,754	1,828	1,988	2,027	2,013	2,133
	私立	2,902	2,870	3,028	3,260	3,492	3,921	4,272	4,077
専修学校	国立	—	—	—	—	—	—	—	—
	公立	303	314	329	319	228	202	213	204
	私立	1,376	1,534	1,728	1,681	1,451	1,357	1,264	1,367
各種学校	公立	—	—	—	—	—	—	—	—
	私立	2,244	2,367	2,142	1,952	1,861	2,192	1,874	1,828

資料出所：「学校基本調査」

## 2 教員数

### (1) 幼稚園

【児童家庭課】【義務教育課】

昭和 56 年以降、園児数は逡減しているものの、教員数はおおむね横ばいでありましたが、私立幼稚園については、平成 27 年度以降、認定こども園への移行に伴い園数が減少しているため教員数も減少しています。令和 4 年 5 月 1 日現在の教員数は 183 人（国立 10 人、公立 71 人、私立 102 人）で、令和 2 年の同時期に比べると、41 人の減少となっています。

### (2) 小学校・中学校

【大学私学課】【教職員課】

児童・生徒数および学級数の減少に伴い、教員数は減少傾向となっている。一方で、平成 16 年度から、子どもたちの持てる可能性を最大限に伸ばすため、少人数学級編制等を県独自に実施しており、令和 3 年度からは、小学校全学年で 35 人学級、中学校全学年で 32 人学級と

なっています。(小学1・2年は、国の基準で35人学級)なお、教員1人当たりの児童、生徒数の推移をみると、次のとおりです。

第25表 教員1人当たりの児童、生徒数の推移(小学校・中学校)

年度		平成22 (人)	平成24 (人)	平成26 (人)	平成28 (人)	平成30 (人)	令和2 (人)	令和4 (人)
小学校	14.5	14.1	13.8	13.6	13.4	13.0	13.4	12.3
	6.5	6.0	8.2	9.6	8.8	11.6	8.8	13.0
中学校	13.1	12.8	12.3	12.0	11.7	11.6	11.7	11.3
	9.1	9.7	9.6	10.5	9.8	9.5	9.8	10.5
義務教育学校	20.9	20.6	20.7	20.3	15.5	18.8	15.5	18.9

資料出所：「学校基本調査」

(3) 高等学校

【大学私学課】【教職員課】

公立高等学校の教員定数は、「公立高等学校の設置、適性配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)」に基づいて福井県立学校職員定数条例(昭和31年福井県条例第42号)で決められています。したがって、学級数、生徒数の変動により、教員の数も変動しています。

高等学校全日制の生徒数は平成元年度をピークに減少傾向で推移しており、高等学校定時制の生徒数は横ばい傾向にあります。したがって、高等学校の教職員定数の改善はあるものの、高等学校の教員数は全体として減少傾向にあります。

なお、教員1人当たりの生徒数(通信制を除く)の推移は次のとおりです。

第26表 教員1人当たりの生徒数の推移(高等学校)

年度	平成20 (人)	平成22 (人)	平成24 (人)	平成26 (人)	平成28 (人)	平成30 (人)	令和2 (人)	令和4 (人)
公立	12.2	12.3	12.0	11.9	12.2	12.0	10.8	10.6
私立	15.4	15.6	16.6	17.8	19.0	19.0	18.8	17.0

資料出所：「学校基本調査」

また、特別支援学校も学級数・児童生徒数により教職員定数が算出されます。近年は、特に高等部の生徒数の増加傾向が顕著です。教職員定数の改善も行われているため、特別支援学校全体として教員数も増加傾向にあります。

(4) 大学・短期大学・高等専門学校

【大学私学課】

令和4年5月1日現在の本教職員数は、大学1,040人(国立616人、公立200人、私立224人)、短期大学29人(私立のみ)、高等専門学校77人(国立のみ)となっています。また、教員一人当たりの学生数をみると、大学10.8人(国立8.1人、公立10.7人、私立18.2人)、短期大学14.9人(私立のみ)、高等専門学校13.7人(国立のみ)であり、私立大学については、学部学科構成等の相違はあるものの、一般に教員1人当たりの学生数は国立より多くなっています。

第 27 表 年次別教員数

年度		平成 22 年		平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		平成 30 年		令和 2 年		令和 4 年	
		教員数	人／教員	教員数	人／教員	教員数	人／教員	教員数	人／教員	教員数	人／教員	教員数	人／教員	教員数	人／教員
幼稚園	国立	7	17.7	7	17.7	7	16.1	6	17.8	8	14.6	8	15.9	10	11.2
	公立	180	12.0	190	12.0	180	10.3	127	7.5	121	5.6	87	4.7	71	4.3
	私立	309	9.5	308	9.6	309	9.1	248	8.1	156	7.1	129	6.0	102	5.5
小学校	公立	3,146	14.5	3,189	14.5	3,146	13.8	3,135	13.6	3,124	13.4	3,090	13.0	3,112	12.3
	私立	5	6.5	4	6.0	5	8.2	5	9.6	06	8.8	5	11.6	4	13.0
中学校	公立	1,839	13.1	1,818	13.1	1,839	12.3	1,828	12.0	1,794	11.7	1,789	11.6	1,819	11.3
	私立	42	9.1	41	9.7	42	9.6	40	10.5	39	9.8	43	9.5	41	10.5
義務教育学校	国立	18	21	19	20.9	18	20.7	18	20.3	24	15.5	38	18.8	38	18.9
高等学校	公立	1,429	12.3	1,493	12.0	1,429	11.9		12.2	1,334	12.0	1309	10.8	1,273	10.6
	私立	333	15.6	345	16.6	333	17.8	326	19.0	327	18.8	326	18.8	365	17.0
特別支援学校	平成 20 年以降国立含む	779	1.3	771	1.3	779	1.2	772	1.3	763	1.2	760	1.3	758	1.3
高等専門学校	国立	82	13.5	76	13.8	82	12.7	79	13.3	77	13.8	77	13.6	77	13.7
短期大学	公立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	私立	82	14.3	94	12.3	82	14.8	88	13.1	66	10.8	32	14.3	29	14.9
大学	国立	549	9.4	546	9.3	549	9.4	543	9.5	627	8.0	628	7.8	616	8.1
	公立	181	11.1	164	10.7	181	10.1	188	10.6	192	10.6	194	10.4	200	10.7
	私立	160	13.5	187	16.2	160	20.4	167	20.9	207	18.9	291	14.7	224	18.2
専修学校	国立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公立	33	11.6	27	11.6	33	9.7	28	8.1	21	9.6	23	9.3	24	8.5
	私立	144	12.2	144	12.0	144	11.7	134	10.8	139	9.7	159	7.9	134	10.2
各種学校	公立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	私立	260	8.2	271	7.9	260	7.5	240	7.8	231	9.4	220	8.5	220	8.3

資料出所：「学校基本調査」

### 第3節 進路状況

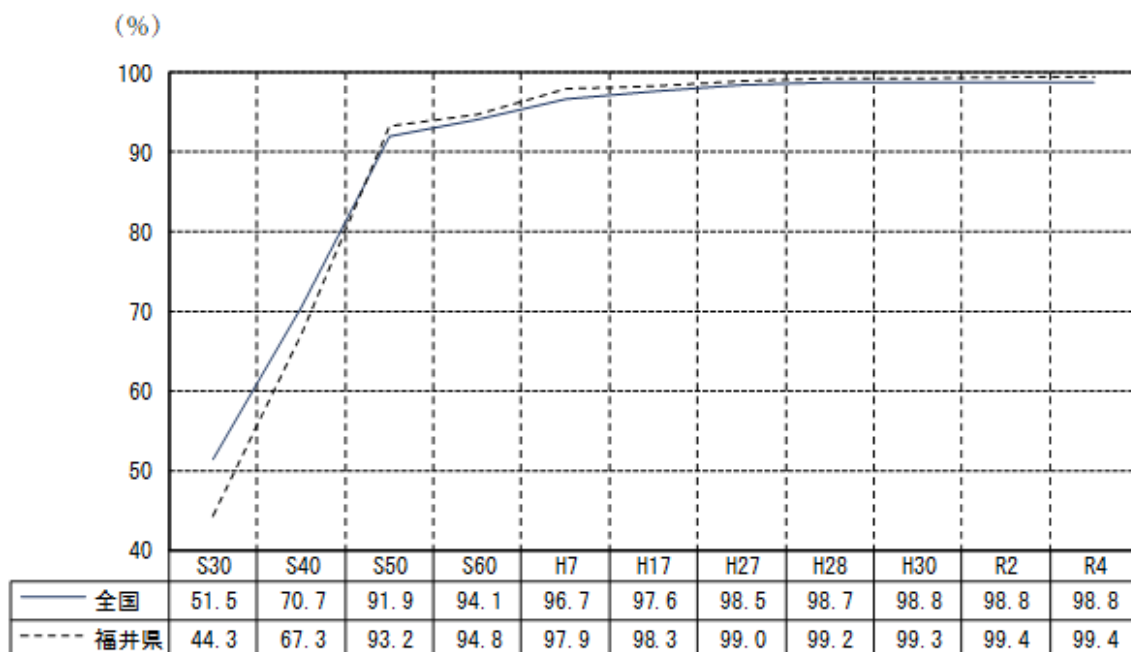
#### 1 中学校

【義務教育課】

本県における中学校卒業者の進学率は、ここ10年間、少々の増減はあるもののほぼ横ばいの傾向にあります。また、本県の就職率もほぼ横ばいの傾向にあります。

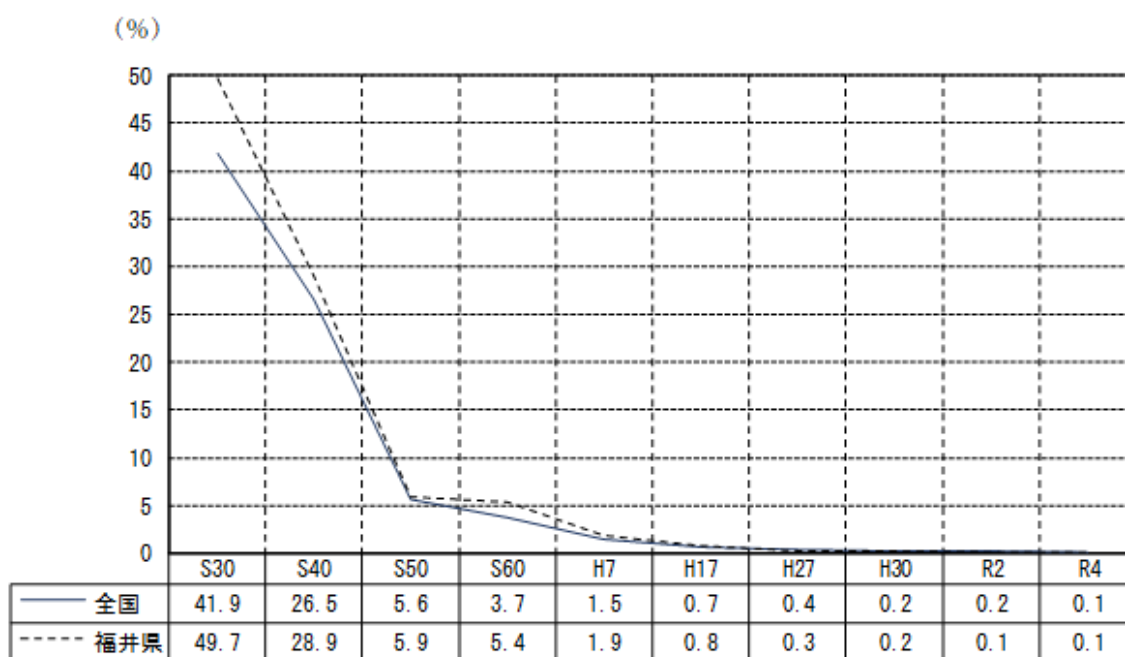
全国の進路状況と比較してみると、昭和40年代後半に90%を超えて以来、進学率では常に本県の進学率は、全国のそれを上回っています。また、就職率については、全国平均並みです。

第8図 中学校卒業者の進学率の推移



資料出所：「学校基本調査」

第9図 中学校卒業者の就職率の推移



資料出所：「学校基本調査」



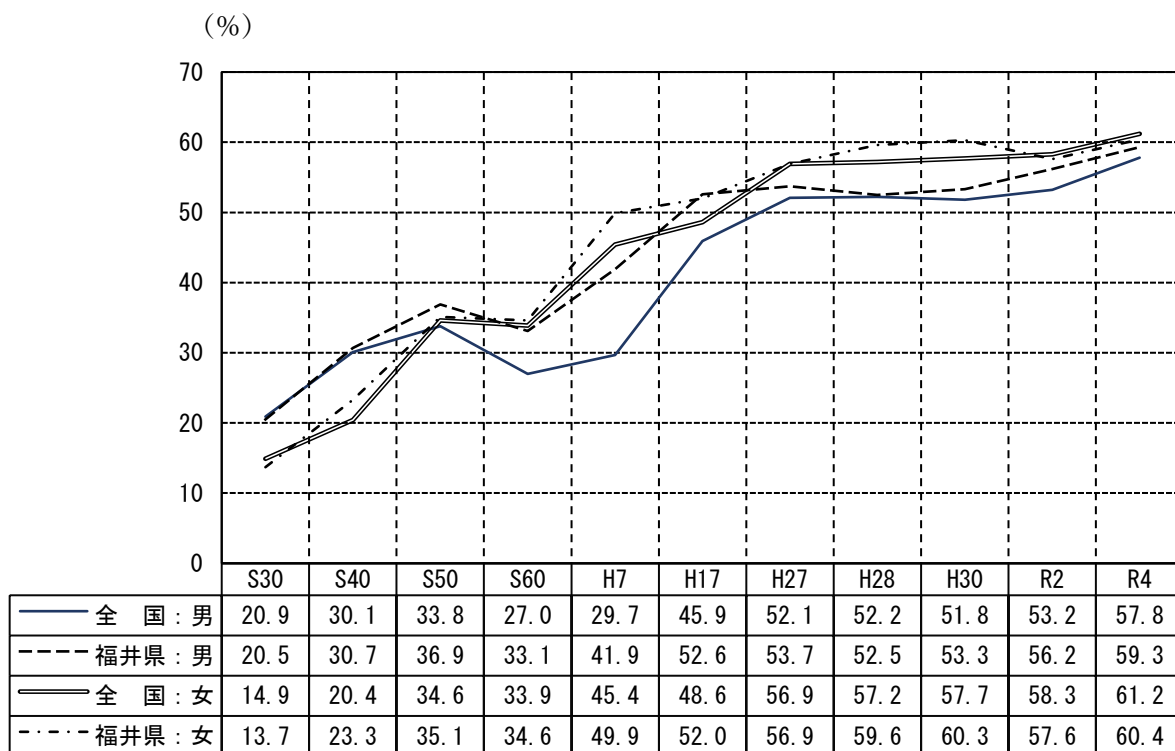
## 2 高等学校

【高校教育課】

高等学校卒業者の進学率は、昭和 60 年以降一貫して男女とも上昇傾向を示しており、おおよそ全国と同じ水準にあります。

一方、就職状況は、男子では第 2 次産業への就職者数が最も多く、女子では第 3 次産業への就職者数が最も多くなっています。

第 10 図 高等学校卒業者の大学等の進学率推移



資料出所：「学校基本調査」

第 28 表 高等学校卒業者の就職状況（令和 4 年 3 月）

	1 次	2 次	3 次	左記以外	計
男 子	5 (0.4%)	488 (38.0%)	273 (21.3%)	4 (0.3%)	770 (60.0%)
女 子	1 (0.1%)	228 (17.8%)	283 (22.0%)	2 (0.2%)	514 (40.0%)
合 計	6 (0.5%)	716 (55.8%)	556 (43.3%)	6 (0.5%)	1,284 (100.0%)

資料出所：「学校基本調査」

## 第4章 青少年の労働

### 第1節 新規学校卒業者の就職状況

#### 1 就職者数と就職率

【統計調査課】【福井労働局職業安定課】

令和4年3月新規高等学校卒業者6,705人のうち就職者は1,169人で、卒業者に対する就職の割合は17.4%となっている。

※就職者数は、学校または公共職業安定所紹介により就職した者の数である。(以下同じ。)

第29表 高等学校卒業者の就職状況

区分		学校	高等学校		
			計	男	女
26年3月	卒業者数(人)	7,483	3,844	3,639	
	就職者数(人)	1,668	973	695	
	就職率(%)	22.3	25.3	19.1	
28年3月	卒業者数(人)	7,348	3,690	3,658	
	就職者数(人)	1,564	917	647	
	就職率(%)	21.3	24.9	17.7	
30年3月	卒業者数(人)	7,365	3,724	3,641	
	就職者数(人)	1,470	889	581	
	就職率(%)	20.0	23.9	16.0	
2年3月	卒業者数(人)	7,260	3,664	3,596	
	就職者数(人)	1,510	852	658	
	就職率(%)	20.7	23.3	18.3	
4年3月	卒業者数(人)	6,705	3,354	3,351	
	就職者数(人)	1,169	692	477	
	就職率(%)	17.4	20.6	14.2	

注：卒業者数は学校基本調査による。

資料出所：就職者数は福井労働局職業安定課

#### 2 産業別・規模別就職状況

【福井労働局職業安定課】

産業別の就職状況をみると、高等学校卒業就職者は、製造業へ50.3%、卸売・小売業へ15.0%、建設業へ7.7%の順で多く就職している。

一方、規模別では、高等学校卒業就職者は、29人以下規模へ9.3%、30～99人規模へ19.4%、100～299人規模へ24.5%、300～499人規模へ9.7%、500～999人規模へ10.1%、1,000人以上規模へ27.0%、就職となっている。

第 30 表 令和 4 年 3 月高等学校卒業者の産業別・規模別就職状況

産業・規模	項目	高等学校			
		計	男	女	構成比
	農, 林, 漁業	3	1	2	0.3
	建設業	90	80	10	7.7
	製造業	588	373	215	50.3
	食料品製造業	20	6	14	1.7
	飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0.0
	繊維工業	92	38	54	7.9
	木材・木製品製造業	8	7	1	0.7
	家具・装備品製造業	3	2	1	0.3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	5	5	0	0.4
	印刷・同関連業	1	1	0	0.1
	化学工業	40	31	9	3.4
	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0.0
	プラスチック製品製造業	31	27	4	2.7
	ゴム製品製造業	0	0	0	0.0
	窯業・土石製品製造業	6	6	0	0.5
	鉄鋼業	4	4	0	0.3
	非鉄金属製造業	12	8	4	1.0
	金属製品製造業	36	25	11	3.1
	はん用機械器具製造業	12	11	1	1.0
	生産用機械器具製造業	13	11	2	1.1
	業務用機械器具製造業	7	6	1	0.6
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	173	107	66	1.5
	電気機械器具製造業	58	41	17	5.0
	情報通信機械器具製造業	5	1	4	0.4
	輸送用機械器具製造業	27	24	3	2.3
	その他の製造業	35	12	23	3.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	32	23	9	2.7
	情報通信業	6	5	1	0.5
	運輸業、郵便業	38	29	9	3.3
	卸売業、小売業	175	86	89	15.0
	金融業、保険業	10	1	9	0.9
	不動産業、物品賃貸業	3	0	3	0.3
	学術研究、専門・技術サービス業	15	12	3	1.3
	宿泊業、飲食サービス業	30	6	24	2.6
	生活関連サービス業、娯楽業	23	2	21	2.0
	教育、学習支援業	16	14	2	1.4
	医療、福祉	85	25	60	7.3
	複合サービス事業	22	6	16	1.9
	サービス業	31	27	4	2.7
	公務、その他	2	2	0	0.2
	合 計	1169	692	477	100.0
	29人以下	109	68	41	9.3
	30～99人	227	124	103	19.4
	100～299人	286	171	115	24.5
	300～499人	113	59	54	9.7
	500～999人	118	67	51	10.1
	1,000人以上	316	203	113	27.0

資料出所：福井労働局職業安定課

## 第2節 新規学校卒業就職者の離職状況

【福井労働局職業安定課】

新規学校卒業就職者が、自己の能力を十分に発揮して充実した職業生活を営み、健全な社会人に成長していくことは、社会全体にとって重要なことです。

しかしながら、新規学校卒業就職者の就職後3年間の離職率は高く、その要因はさまざまであるが、早期に離職することは本人や企業にとって大きな損失になるといえます。

新規学校卒業就職者の早期離職を防止し職場への定着を図るため、在学中の早い段階からの職業意識啓発・職業指導と就職後の職場定着に関する指導・援助などが重要です。

### 離職の状況

#### 高等学校卒業就職者

高等学校卒業就職者の離職状況を在職期間別にみると、就職して初年度の1年間に離職する者が多くなっている。

これを平成31年3月卒業就職者の状況でみると、1年目の離職率は13.9%、3年間では34.8%となっている。

<参考>

平成27年3月卒業就職者	3年間の離職率	34.9%
平成28年3月卒業就職者	3年間の離職率	34.9%
平成29年3月卒業就職者	3年間の離職率	33.5%
平成30年3月卒業就職者	3年間の離職率	32.7%

第31表 新規高等学校卒業就職者の在職期間別離職率

(単位：%)

区分	31年3月卒		2年3月卒		3年3月卒	
	福井県	全国	福井県	全国	福井県	全国
1年目	13.9	16.3	11.9	15.0	15.8	16.6
2年目	10.2	10.0	12.6	11.7	—	—
3年目	10.7	9.6	—	—	—	—
計	34.8	35.9	24.5	26.7	15.8	16.6

注：各年度中に離職した者の率

資料出所：福井労働局職業安定課

第 32 表 産業別離職状況（平成 31 年 3 月卒 3 年後）

（単位：％）

産 業	新規高等学校卒業就職者	
	福井県	全国
産 業 計	34.8	35.9
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	27.1
建設業	39.1	42.2
製造業	28.2	26.3
電気・ガス・熱供給・水道業	5.0	10.1
情報通信業	37.5	37.1
運輸業、郵便業	32.3	32.7
卸売業	27.4	38.3
小売業	53.7	47.6
金融・保険業	11.1	29.5
不動産業、物品賃貸業	60.0	44.3
学術研究、専門・技術サービス業	58.8	36.3
宿泊業、飲食サービス業	57.4	60.6
生活関連サービス業、娯楽業	69.4	57.2
教育、学習支援業	0.0	53.5
医療、福祉	38.1	45.2
複合サービス事業	42.1	25.2
サービス業（他に分類されないもの）	38.2	39.6
その他	60.0	51.5

資料出所：福井労働局職業安定課

## 第5章 青少年の非行等問題行動

### 第1節 少年非行の概況

【県警人身安全・少年課】

福井県の少年非行情勢は、平成24年以降平成30年まで連続して減少していましたが、令和元年から2年連続の増加となった後、令和3年以降は100人前後を推移しています。

第33表 福井県における非行少年等の検挙・補導状況

(単位：人)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
非 行 少 年	犯 罪 少 年	刑法犯	10	15	14	15	12
			78	84	94	65	73
		特別法犯			1	1	
			9	19	7	9	9
		小計	10	15	15	16	12
			87	103	101	74	82
	触 法 少 年	刑法犯	3	1	6	4	8
			18	15	33	22	19
		特別法犯		3			
			4	8	2	2	
		小計	3	4	6	4	8
			22	23	35	24	19
	ぐ犯少年			3			
				4	2		
合計		13	22	21	20	20	
		109	130	138	98	101	
不良行為少年		396	378	320	412	490	
		1,690	1,674	1,452	1,792	2,087	

注：上段は、内数で女子を示す。

資料出所：県警人身安全・少年課

## 第2節 刑法犯少年

### 1 罪種別

【県警人身安全・少年課】

令和4年中の検挙・補導状況をみると、窃盗が37人(40.2%)と最も多く、次いで傷害が13人(14.1%)となっています。なお、刑法犯の検挙・補導人員の総数は、令和3年よりも5人(5.7%)増加しました。

第34表 福井県の罪種別刑法犯少年の検挙・補導状況

(単位：人)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
凶悪犯	殺人					
	強盗	2				
	放火					
	強制性交等		1			1
	小計	2	1			1
粗暴犯	暴行	3	10	13	11	10
	傷害	9	8	7	5	13
	脅迫	1	4			2
	恐喝			1	3	
	小計	13	22	21	19	25
窃盗		54	41	65	46	37
知能犯	詐欺	2	1	6		3
	横領					
	その他					
	小計	2	1	6		3
風俗犯	賭博					
	強制わいせつ	2	7	4	3	1
	公然わいせつ	1		1		3
	小計	3	7	5	3	4
その他	占有離脱物横領	10	10	10	5	3
	その他	12	17	20	14	19
	小計	22	27	30	19	22
総数		96	99	127	87	92

注：本資料でいう刑法犯少年は、刑法犯の罪を犯した（交通関係業務上過失致死傷罪を除く。）犯罪少年及び触法少年をいう。

資料出所：県警人身安全・少年課

## 2 学職別

令和4年中の学職別構成をみると、高校生が33人(35.9%)と最も多く、有職少年が23人(25.0%)、小学生の16人(17.4%)の順となりました。

第35表 福井県の学職別刑法犯少年の検挙・補導状況

(単位：人)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
学 生 ・ 生 徒	小学生	13	8	20	12	16
	構成比	13.5%	8.1%	15.7%	13.8%	17.4%
	中学生	12	19	27	15	12
	構成比	12.5%	19.2%	21.3%	17.2%	13.0%
	高校生	34	32	28	32	33
	構成比	35.4%	32.3%	22.0%	36.8%	35.9%
	他学生	8	7	8	4	5
	構成比	8.3%	7.1%	6.3%	4.6%	5.4%
有職少年	19	23	38	21	23	
構成比	19.8%	23.2%	29.9%	24.1%	25.0%	
無職少年	10	10	6	3	3	
構成比	10.4%	10.1%	4.7%	3.4%	3.3%	
総数		96	99	127	87	92

資料出所：県警人身安全・少年課



### 第3節 特別法犯少年

#### 1 法令別

【県警人身安全・少年課】

令和4年中の検挙・補導状況をみると、合計9人で、令和3年よりも2人(22.2%)減少しました。

第36表 福井県の法令別特別法犯少年の検挙・補導状況

(単位：人)

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
軽犯罪法	5	8	2	3	1
迷惑防止条例	2	5	1	3	3
風営適正化法		1			
青少年愛護条例					
銃刀法	1	1	2		
大麻取締法	1	3	1	1	3
毒劇物法					
児童福祉法					
その他	4	9	3	4	2
合計	13	27	9	11	9

注：本資料でいう特別法犯少年は、特別法犯の罪を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。

資料出所：県警人身安全・少年課

#### 2 学職別

令和4年中の学職別構成をみると、高学生の4人と有職少年の3人で全体の77.8%を占めています。

第37表 福井県の学職別特別法犯少年の検挙・補導状況

(単位：人)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
学生・生徒	小学生	4	7	0	2	0
	構成比	30.8%	25.9%	0.0%	18.2%	0.0%
	中学生	0	4	3	2	0
	構成比	0.0%	14.8%	33.3%	18.2%	0.0%
	高校生	4	8	3	2	4
構成比	30.8%	29.6%	33.3%	18.2%	44.4%	
他学生	他学生	2	1	1	1	1
	構成比	15.4%	3.7%	11.1%	9.1%	11.1%
有職少年	有職少年	3	7	2	4	3
	構成比	23.1%	25.9%	22.2%	36.4%	33.3%
無職少年	無職少年	0	0	0	0	1
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
総数		13	27	9	11	9

資料出所：県警人身安全・少年課

## 第4節 不良行為少年

### 1 行為別

【県警人身安全・少年課】

令和4年中の行為別構成をみると、深夜はいかいが1,076人と全体の51.6%、喫煙が704人と全体の33.7%を占めています。

第38表 福井県の不良行為少年の行為別補導状況

(単位：人)

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	1,690	1,674	1,452	1,792	2,087
飲酒	75	96	105	90	78
喫煙	542	474	477	678	704
薬物乱用		2	1	2	
粗暴行為	77	108	80	122	68
刃物等所持	3	1	1	1	2
金品不正要求	6	6	3	1	
金品持ち出し	9	7	11	16	9
性的いたづら	2	3	3	1	2
暴走行為	11	12	9	13	12
家出	89	77	61	70	80
無断外泊	8	17	4	13	14
深夜はいかい	832	825	657	747	1,076
怠学	12	21	14	21	36
不健全性的行為	11	16	18	13	4
不良交友	6	2	4		
不健全娯楽	7	7	4	4	2
その他					

資料出所：県警人身安全・少年課

## 2 学職別

令和4年中の学職別構成をみると、高校生が987人と全体の47.3%を占めています。

第39表 学職別不良行為少年の補導状況

(単位：人)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
学生・生徒	小学生	37	25	41	34	22
	構成比	2.2%	1.5%	2.8%	1.9%	1.1%
	中学生	124	174	136	166	278
	構成比	7.3%	10.4%	9.4%	9.3%	13.3%
	高校生	850	787	627	719	987
	構成比	50.3%	47.0%	43.2%	40.1%	47.3%
他学生		80	118	137	222	179
	構成比	4.7%	7.0%	9.4%	12.4%	8.6%
有職少年		417	430	389	515	442
	構成比	24.7%	25.7%	26.8%	28.7%	21.2%
無職少年		182	140	122	136	179
	構成比	10.8%	8.4%	8.4%	7.6%	8.6%
総数		1,690	1,674	1,452	1,792	2,087

注：平成30年は2人の未就学を小学生に含む

資料出所：県警人身安全・少年課

## 第5節 少年の行方不明

### 1 学職別

【県警人身安全・少年課】

令和4年の学職別構成をみると、中学生および高校生が38人と全体の82.6%を占めています。

第40表 福井県の学職別行方不明届の受理状況

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
未就学		1		1	2	
児童・生徒・学生	小学生	5	11	7	8	3
	中学生	30	26	18	16	18
	高校生	32	23	19	21	20
	大学生	6	3	1		
	他学生	2	3	2	2	2
その他		7	15	18	8	3
合計		83	81	66	57	46

注：令和3年まで対象は20歳未満の少年

注：令和4年から対象は18歳未満の少年（民法改正による成年年齢引下げのため）

注：大学生には短大生を含む。

資料出所：県警人身安全・少年課

### 2 原因・動機別

令和4年中の原因・動機別構成をみると、家庭関係が17人と全体の37.0%を占めています。

第41表 福井県の原因・動機別行方不明少年の状況

(単位：人)

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
家庭関係	32	31	29	29	17
異性関係	5	2	6	5	1
学業関係	12	4	9	1	8
職業関係	2	2	1		
病気関係	8	11	1	5	2
その他	24	31	20	17	18
合計	83	81	66	57	46

資料出所：県警人身安全・少年課

## 第6節 児童・生徒の問題行動

### 問題行動の実態

【大学私学課】【義務教育課】【高校教育課】

本県の国公私立学校における令和3年度の「暴力行為」の発生件数は、小学校35件、中学校12件、高等学校23件、計70件で、令和2年度より11件増加しました。

また、「いじめ」の認知件数は、小学校1,028件、中学校312件、高等学校75件、特別支援学校5件、計1,420件で、令和2年度より379件増加しました。

「不登校児童・生徒数」は、小学校336人、中学校751人、高等学校314人、計1,401人となっており、令和2年度より241人増加しました。

第42表 国公私立学校における暴力行為の発生件数（平成26～令和3年度）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
小学校	2	4	5	24	27	12	22	35
中学校	18	14	13	10	7	11	15	12
高等学校	47	34	37	61	50	38	22	23
計	67	52	55	95	84	61	59	70

資料出所：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

第43表 国公私立学校におけるいじめの認知件数（平成26～令和3年度）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
小学校	409	472	606	791	1,057	945	722	1,028
中学校	276	262	302	334	442	373	232	312
高等学校	135	121	116	120	129	163	80	75
特別支援学校	7	5	9	2	11	2	7	5
計	827	860	1,033	1,247	1,639	1,483	1,041	1,420

資料出所：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

第44表 国公私立学校における不登校児童生徒数（平成26～令和3年度）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
小学校	112	113	138	177	195	226	241	336
中学校	498	524	536	581	548	611	625	751
高等学校	320	249	286	357	311	317	294	314
計	930	886	960	1,115	1,054	1,154	1,160	1,401

資料出所：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## 第6章 青少年に関する相談

### 1 教育総合研究所・嶺南教育事務所が受け付けた相談件数等

【教育総合研究所】

令和4年度の来所相談実件数は、118件で、その内訳は高校生53件（既卒者含む）、中学生33件、小学生32件、幼児0件でした。延べ相談回数は799回でした。また、電話相談2,110件でした。

来所相談の内容は、「性格・行動」に関するものが来所相談実件数の84%と最も多くなっています。特に「性格・行動」に含まれる「不登校」の相談が最も多い95件で、全体の81%を占めています。その内訳は高校生43件（既卒者含む）、中学生26件、小学生26件でした。

福井県の小中学校における不登校児童生徒の数は、増加傾向であり、不登校は、県全体としても喫緊の課題であるとして、不登校の未然防止に取り組んでいます。また、嶺南教育研究所とともに、県内の福祉・医療、司法・警察、教育、雇用・就労などの相談機関と連携し、教育に関する総合相談窓口として、いろいろな相談を受けています。

第45表 教育総合研究所（含嶺南教育事務所）における相談内容・件数（令和4年度）

	幼児		小1・2		小3・4		小5・6		中1		中2		中3	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
性格・行動			3		6	5	7	7	7	3	9	2	4	3
病理・症状								1	1	2				
学業									1					
進路					1									
その他														
人間関係							1			1				
被害														
苦情							1							
小計	0	0	3	0	7	5	9	8	9	6	9	2	4	3
合計	0		32						33					

	高1		高2		高3		高4		その他		小計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
性格・行動	11	9	6	6	8	2	1				62	37	99
病理・症状				1	1	1	1				3	5	8
学業											1	0	1
進路	1			1	1		1				4	1	5
その他									1		1	0	1
人間関係				1							1	2	3
被害											0	0	0
苦情											1	0	1
小計	12	9	6	9	10	3	3	0	1	0	73	45	118
合計	52						1		118				

資料出所：教育総合研究所、嶺南教育事務所

2 児童相談所が対応した相談件数等

【児童家庭課】

児童福祉法の改正に伴い、平成17年4月から、児童相談所は、より困難な事例への対応と市町に関する技術的援助および助言を主な役割として担うこととなりました。

令和3年度に児童相談所が対応した児童相談対応件数を内容別でみると、養護相談1,805件、障害相談554件、次いで、育成相談476件の順となっています。

第46表 児童相談所における内容別相談対応件数（令和3年度）

(件)

種別 区分	養護			保 健	心身障害						
	虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
令和3年度	1,018	787	1,805	1	20	0	0	10	517	7	554
	非行			不 登 校	育成				そ の 他	総 計	
	ぐ犯行為等	触法行為等	計		性格行動	適性	しつけ	計			
令和3年度	57	25	82	50	197	196	33	476	184	3,102	

資料出所：児童家庭課（福祉行政報告例第45）

3 市町が対応した相談件数等

【児童家庭課】

平成17年4月の児童福祉法の改正により、市町が児童相談の一義的な窓口と位置づけられました。このため、平成17年度以降、市町が対応した児童相談対応件数は増加傾向にあり、市町が身近な児童相談機関として定着してきていると考えられます。

令和3年度の市町が対応した相談内容をみると、養護相談が1,360件と、最も多くなっています。次いで、育成相談413件、その他の相談196件となっています。

第47表 市町における内容別相談対応件数（令和3年度）

(件)

種別 区分	養護			保 健	心身障害						
	虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
令和3年度	303	1,057	1,360	9	0	0	1	2	3	37	43
	非行			不 登 校	育成				そ の 他	総 計	
	ぐ犯行為等	触法行為等	計		性格行動	適性	しつけ	計			
令和3年度	12	1	13	64	103	9	237	413	196	2,034	

資料出所：児童家庭課（福祉行政報告例第45）

#### 4 警察が受けた相談件数等

【県警人身安全・少年課】

警察では、福井少年サポートセンターに少年育成支援官を配置し、専門的対応を必要とする相談への対応や、非行・被害からの立ち直りを支援する活動を行っています。

##### (1) 相談者別相談状況

令和4年中に新規に警察で受理した相談を相談者別でみると、保護者からの相談が471件と全体の37.9%を占めています。

第48表 相談者別相談状況（令和4年）

（単位：件）

	総 数	少 年 自 身									保 護 者	そ の 他
		未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	他 学 生	有 職 少 年	無 職 少 年	不 詳 他		
令和4年	1,242		57	76	179	46	18	63	16	12	471	304
令和3年	1,075	1	33	63	127	28	16	67	21	8	477	234

資料出所：県警人身安全・少年課

##### (2) 相談内容別

相談内容別構成をみると、最も多いのが「家庭問題」の319件で全体の25.7%を占め、次いで「不審者等」が238件（19.2%）、「ネット関連」が129件（10.4%）の順となっています。令和4年中は、近年落ち着いていた非行問題に関する相談が増えているのが目立ちます。

第49表 相談内容別状況（令和4年）

（単位：件）

	総 数	非行問題			学校問題						家庭問題			交友問題		健 康 問 題	犯 罪 被 害	ネ ッ ト 関 連	不 審 者 等	自 殺	そ の 他
		非 行 そ の 他	不 良 行 為	家 出 ・ 無 断 外 泊	校 内 暴 力	不 登 校	い じ め	生 徒 指 導	体 罰	そ の 他	家 庭 内 暴 力	児 童 虐 待	そ の 他	異 性	そ の 他						
令和4年	1,242	50	62	12	3	1	15	1	4	35	19	175	125	63	64	18	75	129	238	3	150
令和3年	1,075	38	32	8	0	10	18	1	0	35	13	179	114	65	57	14	79	115	202	3	92

資料出所：県警人身安全・少年課



## 5 青少年愛護センターが受け付けた相談件数等

【県民安全課】

令和4年度の青少年愛護センターにおいて受理した相談実施結果は第50表のとおりです。

- ①受理総件数は、433件でした。
- ②相談者別では、一般からの相談が170件で一番多く、以下教師（156件）、保護者（58件）、高校生（26件）の順となっています。
- ③主な相談内容は、家庭問題（60件）、学業（31件）、性格・行動（29件）、非行・ぐ犯（16件）の順になっています。
- ④各相談者では、学生は性について、保護者は性格・行動について、教師は学業についての相談が多くを占めました。

第50表 青少年愛護センターにおける相談内容・件数（令和4年度）

相談者 相談事項	小学生	中学生	高校生	その他 学生	教師	保護者	一般	合計
学業	0	0	0	0	20	5	6	31
進路	0	1	0	0	5	1	1	8
職業	0	0	0	0	1	0	4	5
性格・行動	4	0	0	0	10	8	7	29
交友	0	1	1	0	2	0	1	5
異性	0	0	1	0	0	1	0	2
性	0	1	10	2	0	0	1	14
健康・体	0	0	1	0	3	0	7	11
不登校	0	1	1	0	5	7	2	16
怠学	0	0	0	0	3	1	0	4
非行・ぐ犯	0	0	0	0	18	0	8	26
家出	0	0	0	0	2	0	0	2
家庭問題	1	0	2	0	17	5	35	60
人生問題	0	0	0	0	0	0	10	10
いじめ	0	0	5	0	4	3	1	13
その他	4	3	5	5	66	27	87	197
総計	9	7	26	7	156	58	170	433

資料出所：県民安全課

## 6 総合福祉相談所（精神保健福祉センター部門）が受け付けた相談実件数等

【総合福祉相談所】

当相談所では青少年の相談も多く、特に、15歳以上の青年の相談が多くあります。また、医療を必要とする状態に近い内容の相談も比較的多くなっています。

全相談実件数に対する青少年（0～29歳）の割合は、32.2%です。これを年齢階層別にみると、25～29歳（42件）が最も多く、20～24歳（39件）、15～19歳（27件）と続いています。

第51表 総合福祉相談所（精神保健福祉センター部門）における相談件数年齢階層別相談実件数（令和3年度）

年齢	性別		合計
	男性	女性	
0～9歳	4	1	5
10～14歳	4	3	7
15～19歳	19	8	27
20～24歳	24	15	39
25～29歳	30	12	42
0～29歳	81	39	120
30歳～	161	92	253
合計	242	131	373

注：相談者の年齢を特定できているものを計上

資料出所：総合福祉相談所

## 第2部 青少年に関する施策

### 第1章 青少年行政の総合的かつ効果的な推進

#### 1 福井県青少年総合対策本部 【県民安全課】

昭和58年3月に、福井県青少年問題協議会は、「今や青少年問題の解決は、関係各機関が一堂に会し、英知を集めて一貫した方針の下に、長期的・総合的に行わなければなりません。そして、そのための機関として『青少年総合対策本部』を設置すべきだ」という提唱を行いました。それを受けて昭和58年5月16日に発足したものです。

組織は、行政と教育と警察の三つが一体となった組織で、知事を本部長、防災安全部長、教育長および警察本部長を副本部長とし、7人の本部員、9人の常任幹事で構成されています。

常任幹事会で原案が検討され、幹事会、本部会を経て必要事項が決定されます。

福井県青少年総合対策本部では、次の4つの事務を所掌しています。

- ① 青少年に関する総合的な施策の企画および推進に関すること
- ② 知事、教育委員会および警察本部長が実施する青少年対策事業の連絡および調整に関すること
- ③ 市町が実施する青少年対策についての連絡および指導に関すること
- ④ その他青少年対策に関し、必要な事務に関すること

#### 2 子ども・子育て支援計画 【こども未来課】

##### (1) 子ども・子育て支援の推進

福井県においては、これまで平成8年度からの「ふくいっ子エンゼルプラン」、平成13年度からの「第二次ふくいっ子エンゼルプラン」、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法に基づく「福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成22年度からの「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」、そして平成27年度から「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、結婚、妊娠、出産、子育て支援のため様々な施策を実施してきました。第三次計画では、地域の縁結び活動を職域に拡大し、また、保育所整備や保育士処遇改善など保育の充実を図るとともに、育児休業取得や短時間勤務利用など子育てを応援する職場環境づくりを進め、仕事と子育ての両立支援、さらに、全国に先駆けて実施した3人っ子応援プロジェクトの拡充により、多子世帯の支援を充実しました。

令和2年度から5年間を計画期間とする「福井県子ども・子育て支援計画」では、結婚、出産を希望する人や、子育てをするすべての人が、ライフステージに応じた十分な支援を受け、希望を叶えることができる社会を目指します。

このような中、平成16年に1.45と過去最低を記録した本県の合計特殊出生率は平成17年から上昇に転じ、令和4年は1.50（全国9位）と、全国の1.26を上回り、全国上位を維持しています。

##### (2) 計画の概要

###### ア 計画の方向性

結婚・出産を希望する人や、子育てをするすべての人が、ライフステージに応じた十分な支援を受け、希望を叶えることができる社会の実現を目指しています。

## イ 計画の重要プロジェクト

### ①マッチングシステムの導入による新たな出会いの創出

これまでの結婚相談員や地域の縁結びさんによる人の手のお相手探しに加え、若い世代や女性にも受け入れられやすいシステムによるマッチングを新たなツールとして導入します。県、市町等が協働でシステムの運営を行い、県全域どこでも気軽に婚活ができる環境を整え、独身者の結婚の希望が叶うよう、人の手とシステムの両輪で強力にサポートします。

#### 《主な取組事項》

- マッチングシステムによる新たな出会いの創出
  - ・ 独身者が登録し、自らお相手を検索して探すことのできるシステムを導入、運用
- オールふくい体制による婚活サポートセンターの設置
  - ・ 県、市町等が協働で出会いの機会を創出するための協議会を設置
  - ・ マッチングシステムを運用し、独身者をサポートする拠点として「ふくい婚活サポートセンター」を設置

### ②子だくさんふくいプロジェクト

「子育て先進県ふくい」のさらに一歩先を行く「子だくさんふくいプロジェクト」として、多子世帯への保育料無償化の拡充や、これまで支援のなかった在宅育児への新たな応援をスタートさせることにより、様々な子育て世帯へのよりきめ細やかな応援を市町とともに強化し、日本一の子育て環境をレベルアップします。

#### 《主な取組事項》

- 2人目からの経済的支援
  - ・ 3歳未満児の第2子保育料について、経済的状況に応じ段階的な無償化を実施
  - ・ 第3子以降を対象に実施している病児保育や一時預かり利用料等の無償化について対象を第2子まで拡充
- 3歳未満児の在宅育児を応援
  - ・ 第2子以降の3歳未満の児童を家庭で子育てする世帯に経済的状況に応じ手当を支給
- 保育の受け皿の強化
  - ・ 潜在保育士の就職支援や保育士の就業相談、高校生の保育就労体験など、保育人材センターにおいて保育人材の確保を促進

### ③子育てにやさしい社会づくり

子育てや仕事が一段落した高齢者やシニア世代が、それぞれの地域で生きがいを感じながら子育てを応援できる仕組みを作ります。また親子のふれあいの時間が増えるよう男性の家事・育児を応援する講座の開催や、男性の育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進める企業に対し支援を行うなど、地域、企業、行政が一体となって子育てを応援する社会づくりを進めます。

#### 《主な取組事項》

- 高齢者やシニア世代が子どもと子育てを応援する社会づくりを促進
  - ・ 各地域で子育て支援を行うことができるボランティア養成

- 父親の家事・育児応援
    - ・ 父親の家事・育児応援について家族全員で学ぶ講座や、企業等での父親の育児休業取得促進研修を開催
  - 企業による子育てと仕事の両立支援の促進
    - ・ 企業における男性の育児休業、長時間の短時間勤務を取得しやすい環境の整備を応援し、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを促進
- ④子どもを持つことを希望する夫婦を応援

子どもを持つことを希望する夫婦が、早い段階で適切な治療を開始できるよう、不妊検査や不妊治療の費用を助成するとともに、安心して治療と仕事を両立できるよう企業のさらなる理解促進に取り組みます。また、県内において安心して不妊治療を受けられる環境を整備します。

《主な取組事項》

- 不妊治療への支援
  - ・ 不妊検査や治療方法等についての情報提供、不妊に悩む方の相談に対応
  - ・ 子どもを持つことを希望する夫婦が早い段階で適切な治療を開始できるよう夫婦そろっての不妊検査や一般不妊治療・特定不妊治療の費用を助成
- 企業による不妊治療と仕事の両立支援の促進
  - ・ 企業における不妊治療のための休暇制度導入を応援し、不妊治療について理解があり休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進
- 不妊治療体制の充実
  - ・ 県内において不妊治療を安心して受けられるよう、中核となる医療機関の機能を検討
- がん患者の生殖機能温存治療への支援
  - ・ 将来子どもを産み育てることを望むがん患者が、生殖機能の温存治療を受ける場合の治療費を助成し、将来に希望をもって治療を受けられる環境を整備

## 第2章 家庭

### 第1節 家庭教育の充実

#### 1 家庭教育の推進

【義務教育課】

家庭は「教育の出発点」であり、子どもにとって心のよりどころであると同時に、豊かな情操や基本的な生活習慣、自制心・自立心等を育む場です。保護者は、このことに第一義的責任を有することを十分に自覚する必要があります。

現在、子どもたちは、他人を大切に思いやる気持ちや、ルールを守ろうとする意識、よりよい人間関係を築く力が、少しずつ低下していると指摘されています。この現状に歯止めをかけ、子どもの健やかな成長を育むためには、家庭が担うべき役割を明確にし、着実に進めていくことが重要です。

今後は、家庭教育に関する情報提供や学習機会を充実させ家庭の教育機能を高めていく必要があります。家庭の自主性を尊重しつつ、関係機関や学校が連携を図りながら、地域ぐるみで家庭教育を支援していく体制づくりが求められています。

地域で支える子育て・親育ち支援事業

##### ア 事業意図

子育て中の家庭の悩みや課題にきめ細かく対応できるよう、社会全体で支援する体制づくりを進め、家庭教育の充実を図ります。

##### イ 事業の概要

###### ① 家庭教育通信の発行

家庭で行われるべき教育を明確にし、その実践を図るために、家庭教育通信を発行し、家庭に情報を発信し周知を図ります。

- ・「インターネットの適正利用の啓発」

〔配付時期〕 7月           〔配付対象〕 小学校3年生、中学校1年生の保護者

- ・「望ましい生活リズムの啓発・家庭内読書の推進・お手伝いの推進」

〔配付時期〕 10月          〔配付対象〕 小学校入学予定者の保護者

- ・「いじめの防止・早期発見の啓発」

〔配付時期〕 12月          〔配付対象〕 中学校入学予定者の保護者

###### ② 家庭教育支援テレビ放送

乳幼児および児童のいる親や子育て支援者に、現在の家庭教育・子育ての課題を提供し、親自身が考え、学んでいく姿勢および地域全体の子育て支援の必要性について啓発します。

- ・番組名「ぶらり子育てしゃべり隊プラス！」福井放送
- ・1月～3月毎週土曜日 午前10時～10時15分（15分間）
- ・年間放送回数 令和4年度11回

###### ③ 家庭教育講演会

家庭教育講演会を実施し、家庭教育に関する情報を提供し、学習機会の充実を図ります。

- ・〔実施時期〕 6月～7月 〔対象〕 幼小中の保護者および教員
- ・〔テーマ〕 「子どもの読書週間の重要性」「望ましい生活リズムと脳の発達」「インターネットの適正利用」等

④ 親のまなびあいプログラム「親はぴトーク」

家庭の教育力向上のため、子どもへの関わり方について保護者が交流しながら学び合い、つながりづくりのきっかけとする参加型の学習プログラム「親はぴトーク」を作成し、子育て講座等において活用しています。

- ・令和4年度実施回数 3回

## 2 幼児教育支援センターにおける取組み

【義務教育課】

(1) 出前家庭教育講座の開催

家庭教育アドバイザーが、園や市町の子育て支援センター、3歳児健診会場等に出向き、保護者を対象に、グッドトイや絵本に触れ、遊び方や遊ばせ方を体感してもらう講座や家庭の悩み不安を解消する講座を開催しています。

(2) 家庭教育支援講座

幼児教育支援センターでは、家庭教育の重要性を幼稚園・認定こども園・保育所・小学校から保護者に発信できるよう、保育者や小学校教諭を対象とした、幼児教育の有識者による「家庭教育支援講座」を開催しています。

(3) 「家庭教育相談・応援サイト」への情報提供

平成26年8月に、教育総合研究所が開設した「家庭教育相談・応援サイト」において、子育てに関する保護者の方の悩み等に対し、適切なアドバイスを提供しています。

## 3 「家庭の日」の充実

【県民安全課】

(1) 「家庭の日」とは

家庭は、家族みんなの心のやすらぎの場であるとともに、子どもにとっては最初に出会う集団として、その後の人格形成に大きな影響を与える青少年健全育成上最も重要な場です。

そこで、本県では昭和41年11月に青少年育成福井県民会議が発足したのを機に昭和42年1月の「第3日曜日」から毎月第3日曜日を「家庭の日」と決めました。

また、昭和42年3月には、福井県青少年愛護条例の一部を改正し「明るい家庭づくりを進めるため、毎月第3日曜日を家庭の日とする」と決めました。

そして、昭和46年10月には「家庭の日」の実践普及運動実施要綱を定め、福井県、青少年育成福井県民会議およびあすの福井県を創る協会が主唱して、「家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合う」ことを目標に、県民総ぐるみで普及促進を図っています。

「家庭の日」の重点実施事項は、次のとおりです。

- ① 「家庭の日」における諸行事の廃止の徹底  
「家庭の日」には県・市町は公的行事を廃止するよう努める。また、その他機関・団体は「家庭の日」の趣旨に反する諸行事を自粛する。
- ② 「家庭の日」における休日の実施の普及  
農山漁村、工場、商店、その他の事業所においては、特に支障がない限り毎月第3日曜日を休日と定め、「家庭の日」が実践されるよう努めるものとする。
- ③ 「家庭の日」における諸施設の開放と整備の促進  
公園・プール・運動場等、家族および地域ぐるみで楽しく利用できる諸施設の開放と整備の促進を図るものとする。
- ④ 「家庭の日」実践の普及推進  
家庭および地域等において、実のある「家庭の日」が実施されるよう普及広報に努める。
- ⑤ 家庭についての学習の促進  
学校教育、社会教育および家庭における話し合い等を通じて家庭の意義・家族の役割等についての理解を深めるよう学習活動を促進する。

<「家庭の日」推進テーマ>

月	テ ー マ
1月	新しい年を迎え、わが家の一年の計画をたてよう。
2月	わが家の歴史を語りあい、寒さに負けない体力をつくろう。
3月	こどもの成長を祝い、みんなの夢を育てよう。
4月	木や草花を大切にし、美しい花を咲かせよう。
5月	野や山に出かけ、美しい自然に親しもう。
6月	社会のきまりを守り、明るい町や村をつくろう。
7月	太陽の下で、からだをきたえよう。
8月	祖先に感謝し、郷土の歴史を知ろう。
9月	おとしよりをうやまい、お互いに思いやる心を持とう。
10月	スポーツを楽しみ、よい本に親しもう。
11月	働く人びとに感謝し、自分でできる仕事や奉仕を受け持とう。
12月	一年をかえりみ、しあわせな家庭を喜ぼう。

- (2) 「家庭の日」家族ふれあいデーの取組み  
平成20年度から、「家庭の日」に「家族ふれあいデー」のサブタイトルをつけ、「家庭の日 家族ふれあいデー」として、地域と連携し、県民の家族とのふれあい時間（家族時間）の伸長を図る運動を推進しています。
- (3) 「家庭の日」の啓発広報  
青少年健全育成の最も重要な基盤である健康で明るい家庭づくりをめざして、印刷物や啓発グッズ、ホームページ等による啓発広報活動を行っています。
- (4) 「家庭の日」における施設開放  
「家庭の日」に無料開放されている家族で楽しむ県立施設  
  - ・ 県立歴史博物館      ・ 県立美術館      ・ 県立若狭歴史博物館
  - ・ 県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館      ・ 県陶芸館      ・ 越前古窯博物館      ・ 県年稿博物館



## 第2節 福祉の充実

### 1 児童福祉

#### (1) 子育て支援

【こども未来課】

出生数の減少、核家族化や都市化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化しています。

特に出生数の減少は、地域社会の活力低下や労働力人口の減少など、社会的・経済的な影響とともに、子どもの育ちにとっても社会性が育ちにくくなるなど、その影響が懸念されており、子どもが健やかに育つための環境づくりが重要な課題となっています。

このため、子育てに関する諸施策を積極的に推進しています。

#### ア 「ふく育」応援団

従来のママ・ファースト運動を発展的に継承し、令和3年10月から、子育て世帯等を応援する企業等を「ふく育」応援団と位置づけ、すべての子育て世帯および妊婦を対象とした割引サービス、乳幼児連れの子育て世帯への外出サポート、子育てしやすい職場環境づくりについて、応援団がそれぞれ可能な範囲で取組み、子育て世帯等を社会全体で応援しています。

#### イ 子育てマイスター

保育士や保健師等の有資格者を「子育てマイスター」に登録し、子育て中の保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する悩みや不安を相談できるよう、子育て支援センターや児童館、公民館などで育児相談などのボランティア活動を行います。

#### ウ 地域子育て支援拠点

保育所等の児童福祉施設、公共的施設において、子育てに関する知識と経験を有する職員等を配置し、子育て中の保護者の相互交流や育児相談、子育てに関する情報の提供などを行います。

#### エ 医療費助成の実施

中学校3年生までの通院・入院にかかる医療費を助成し、元気で力強い子どもの育みを応援します。

#### オ 子だくさんふくいプロジェクト

保育料や病児保育・一時預かりの利用料の無料化について、対象を第3子以降に加え、第2子に拡充するとともに、保育所等に入所せず家庭で子育てする世帯への育児手当を創設し、さまざまな子育て世帯へのよりきめ細やかな支援を実施しています。

#### カ 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している人に、支給されます。

#### キ 保育所・認定こども園

本県の場合、女性の就業率が全国2位、共働き率全国1位（令和2年国勢調査）と高いことから、仕事と子育ての両立を支援する上で、保育所や認定こども園の果たす役割は重要であります。

このため、多様な保育ニーズに対応して、通常の保育時間を超えた延長保育や保護者の

用事や育児疲れの解消などのため家庭での保育が一時的に困難な場合の一時預かり、障がい児保育など、きめ細かな保育サービスを提供することにより、働きながら安心して子育てができる環境の整備を図っています。

第 52 表 保育所・認定こども園（保育部分）の現況

令和 4 年 10 月 1 日現在

	施設数	定員数 (A)	入所人数 (B)	充足率 (B)／(A)
市部	242	24,658	22,319	90.5%
町部	45	3,681	2,898	78.7%
計	287	28,339	25,217	89.0%

資料出所：児童家庭課

ク すみずみ子育てサポート

保護者が通院や冠婚葬祭、学校行事などに参加する場合に、NPO法人やシルバー人材センター等が実施する一時預かり、保育所等への送迎、家事援助サービスの利用料の半額および保険料を助成します。

ケ 放課後子どもクラブ応援事業

地域の実情に応じて、放課後子どもクラブを実施し、子どもの安全・安心で健やかな活動場所を確保します。

- ・ 実施校区数 184 小学校区（令和 4 年度）

コ 病児デイケア

病院や保育所等において、病気治療中や病気の回復期にあつて保育所での保育が困難な児童を一時的に預かります。

(2) 要保護児童対策

【児童家庭課】

児童相談所や市町児童相談窓口は、保護者のない児童や、さまざまな理由により家庭で暮らすことができない児童、または非行や行動上の問題のため、生活指導や自立支援を要する児童に関する相談に応じ、児童や家庭に最も効果的な援助を行います。場合によっては、児童福祉法に基づいてそれぞれ最も適した児童福祉施設等において保護、育成を図り、児童の福祉向上に努めます。

ア 児童委員

児童委員（民生委員が兼務）は市町の民間奉仕者として自主的な活動を行うとともに、地域の児童および妊産婦の援助指導を行い、その福祉向上を図っています。

また、今日の子どもや家庭を取り巻く状況は多様なものとなつてきていることから、地域住民に最も近い存在である児童委員の活動の更なる推進を図ることを目的に、平成 6 年 1 月から児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員が「主任児童委員」として設置されています。

イ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産

婦が利用し、助産を受けることができる施設です。県下5か所設置されています。

#### ウ 乳児院

保護者のいない、または、保護者が養育できない乳児（特に必要のある場合には幼児を含む。）を入所させて養育する施設です。県下に2か所設置されています。

#### エ 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養育し、自立を支援する施設です。県下に5か所設置されています。

#### オ 児童自立支援施設

不良行為を行う児童、不良行為を行うおそれのある児童および家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。県下に1か所（入所のみ）設置されています。

#### カ 里親・ファミリーホーム

児童が成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要であり、保護者のいない、または、保護者が養育できない児童については、家庭と同じような環境で生活することができる里親やファミリーホームにおける養育を推進しています。令和4年度末現在で161家庭の里親が登録されており、ファミリーホームは県下に1か所設置されています。

#### キ 自立援助ホーム

義務教育終了後15歳から20歳まで（場合によっては22歳まで）の家庭がない児童や、何らかの理由で家庭にいたることができない児童が入所し、自立を目指して生活する施設です。県下に1か所設置されています。

## 2 障がい児の福祉

【障がい福祉課】

障がい児とは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童および精神に障がいのある児童（発達障がいのある児童を含む）をいい、重症心身障がい児とは重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複している児童をいいます。これらの児童に対しては、それぞれの障がいや発達に応じた各種福祉施策を実施しています。

### (1) 療育相談・指導

障がい児の療育にあたっては、疾病や障がいを早期に発見し、早期に治療を行うことは、その後の成長・発達に大きな効果があり、障がいの予防や軽減につながることから、各市町で行っている1歳6か月健診や3歳児健診などの乳幼児を対象とした一斉健康診査によって、障がい児の早期発見に努めているほか、障がい児の医療と福祉の機能を備えた総合療育機関として、こども療育センターを設置しています。

こども療育センターでは、早期発見・早期療育体制の確立を目指し、各種の障がいに迅速に対応できるようリハビリテーション科、小児科、整形外科、児童精神科、耳鼻咽喉科、眼科等の医療体制を整備するとともに、センターには、児童発達支援センターや医療型障がい児入所施設を設置し、これらの部門が連携をとりながら指導を行っています。

また、県総合福祉相談所・敦賀児童相談所においては、障がい児に関するあらゆる相談に応じているほか、保育所等に入所中の障がい児についての判定・助言、障がい児施設への入

所措置や療育手帳の交付など、児童の福祉増進のために必要な施策を実施しています。

さらに、各地域に密着した相談機関として県健康福祉センター、市福祉事務所（家庭児童相談室）があり、障がい児の相談に応じているほか、家庭や保護者の相談相手として民生委員（児童委員）や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を各地域に配置しています。

また、自閉症や学習障がい等の発達障がいのある障がい者（児）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障がい（児）者支援センターを設置し、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい（児）者およびその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障がい（児）者およびその家族の福祉の向上を図っています。

(2) 身体障がい者手帳、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳の交付

身体障害児、知的障害児および精神障害児に対する各種の相談・指導・施設入所などの援護措置を受けやすくするため、それぞれ障がいの区分に応じて身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を交付しています。本県における各手帳の交付状況は、次のとおりです。

第 53 表 身体障がい者手帳の交付状況

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

総 数 (18 歳未満)	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
433	16	74	1	255	87

資料出所：障がい福祉課

第 54 表 知的障がい者療育手帳の交付状況

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

総 数 (18 歳未満)	最重度・重度 の障がい(A1)	中度・身障 重複障がい(A2)	中度障がい (B1)	軽度障がい (B2)
1, 224	281	16	271	656

資料出所：障がい福祉課

第 55 表 精神障がい者保健福祉手帳の交付状況

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

総 数 (18 歳未満)	1 級	2 級	3 級
105	8	82	15

資料出所：障がい福祉課

(3) 日常生活用具・補装具等の給付および交付

在宅の重度身体障がい児（身体障がい者手帳 1～2 級）や重度の知的障がい児に対して、浴槽、訓練用ベッド等を給付もしくは貸与する日常生活用具給付（貸与）事業を実施しています。

また、身体障がい者手帳を受けている児童に対し、身体上の障がいを補うために義肢、装具、補聴器、車椅子等の補装具の交付・修理事業を行っています。

#### (4) 家庭に対する援助

障がい児を持つ家庭の精神的な負担や経済的負担を軽減し、日常生活の安定を図るために次のような施策を行っています。

##### ア 特別児童扶養手当および障がい児福祉手当等の支給

重度および中度の障がい児を家庭で養育している父母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給しています。手当月額は、重度障がい児の場合には 51,700 円、中度障がい児には 34,430 円です。また、最重度の障がい児に対しては、月額 14,650 円の障がい児福祉手当を支給し、これらの手当が受けられない重度および中度の障がい児に対しては、月額 3,000 円の重症心身障がい児（者）福祉手当を支給しています。

##### イ 重度障がい者（児）医療無料化対策事業

重度の障がい者（児）が適切な医療サービスを受けられるよう、身体障がい者手帳（1～3級）や療育手帳（A1、A2、B1）、精神障がい者保健福祉手帳（1～2級かつ精神通院医療の自立支援医療受給者）を所持する障がい者（児）に対して、医療費の公費負担を実施し、家庭の負担軽減を図っています。

##### ウ 心身障がい者扶養共済制度

身体障がい児（1～3級）や知的障がい児などの障がい児を扶養する保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児に終身一定額の年金が給付されます。

#### (5) 障がい児に関する在宅サービス

障がい児や家族が住みなれた地域において、安心した生活が送れるよう障がい児の障がい状況や家族状況等に合わせて次のような施策を実施しています。

##### ア 児童発達支援

児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行う制度であり、県内には 44 か所の事業所があります。

##### イ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業所において、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う制度であり、県内には 108 か所の事業所があります。

##### ウ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う制度であり、県内には 24 か所の事業所があります。

##### エ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの居宅に訪問し、必要な支援を行うもので、県内には 6 か所の事業所があります。

##### オ 居宅介護（ホームヘルプ）

重度の障がい児を養育している家庭に対し、希望によって居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を行うホームヘルパーを派遣する制度であり、県内には 110 事業所があります。

##### カ 短期入所

障がい児を介護している保護者が、病気や出産などにより、一時的に家庭で介護できな

い場合に、短期間障がい児福祉施設等において障がい児を預かる制度であり、県内には74事業所があります。

キ 障がい児の放課後、夏休み期間中の支援

学校の放課後や夏休み期間中等に障がい児および保護者が安心して生活できるよう障がい児を障がい児児童クラブや日中一時支援事業実施事業所において預かっています。

ク 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児の日中の預かりや緊急時の受入を行い、家族の身体的、精神的な負担を軽減する制度であり、障がい児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）および短期入所事業所において受入や送迎をした際に、事業所を支援します。県内には通所支援事業所が25か所、短期入所事業所が10か所あります。

(6) 施設等による療育・保護指導

障がい児にとって、早期発見にあわせて、早期に療育・指導を行うことは、障がいの治療・軽減を図るだけでなく、その後の長期間にわたる保護者のかかわりを支える基盤づくりの上でも、極めて重要です。

このため、様々な障がいや年齢のほか、家庭状況や地域の実情に合わせた、適切な支援・治療を行っており、保護者と手を携えながら療育活動に取り組んでいます。

ア 福祉型障がい児入所施設

障がい児を入所させて、保護を行うとともに、独立自活に必要な生活指導や職業指導を実施しています。

イ 医療型障がい児入所施設

障がい児を入所させて、保護を行うとともに、独立自活に必要な生活指導や職業指導および治療を実施しています。

ウ 重症心身障がい児病棟

重症心身障がい児については、独立行政法人国立病院機構の専門病床において、特に手厚い介護のもとに療育が行われており、医学的治療のほか、児童指導員や保育士、看護師による保護・治療・訓練によって機能の回復に大きな役割を果たしています。

エ その他の施設

保育所や幼稚園においても、中度・軽度の障がい児を対象に健常児との統合保育を進めるなど、障がい児保育に積極的に取り組んでいます。

3 母子・父子福祉

【児童家庭課】

県下の母子家庭は概ね5,500世帯、父子家庭は概ね1,100世帯です。最近の傾向として離別による母子・父子世帯の比率が増加しています。

母子・父子世帯は、経済的基盤の弱さ、将来の生活設計に対する心理的な不安等、その自立を阻む要因を数多く抱えています。また、母子・父子家庭は、家事・子育て・家計の担い手という3つの役割をひとりが背負うことから、子育てと仕事の両立についての負担感が大きいです。

このため、経済的自立への支援を推進するとともに、生活相談および援助サービスを実施し、安定した生活と児童の養育のための福祉対策として、母子・父子家庭の福祉の増進を図る必要があります。

(1) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の相談機関として、各福祉事務所（市部は市役所、町部は県健康福祉センタ

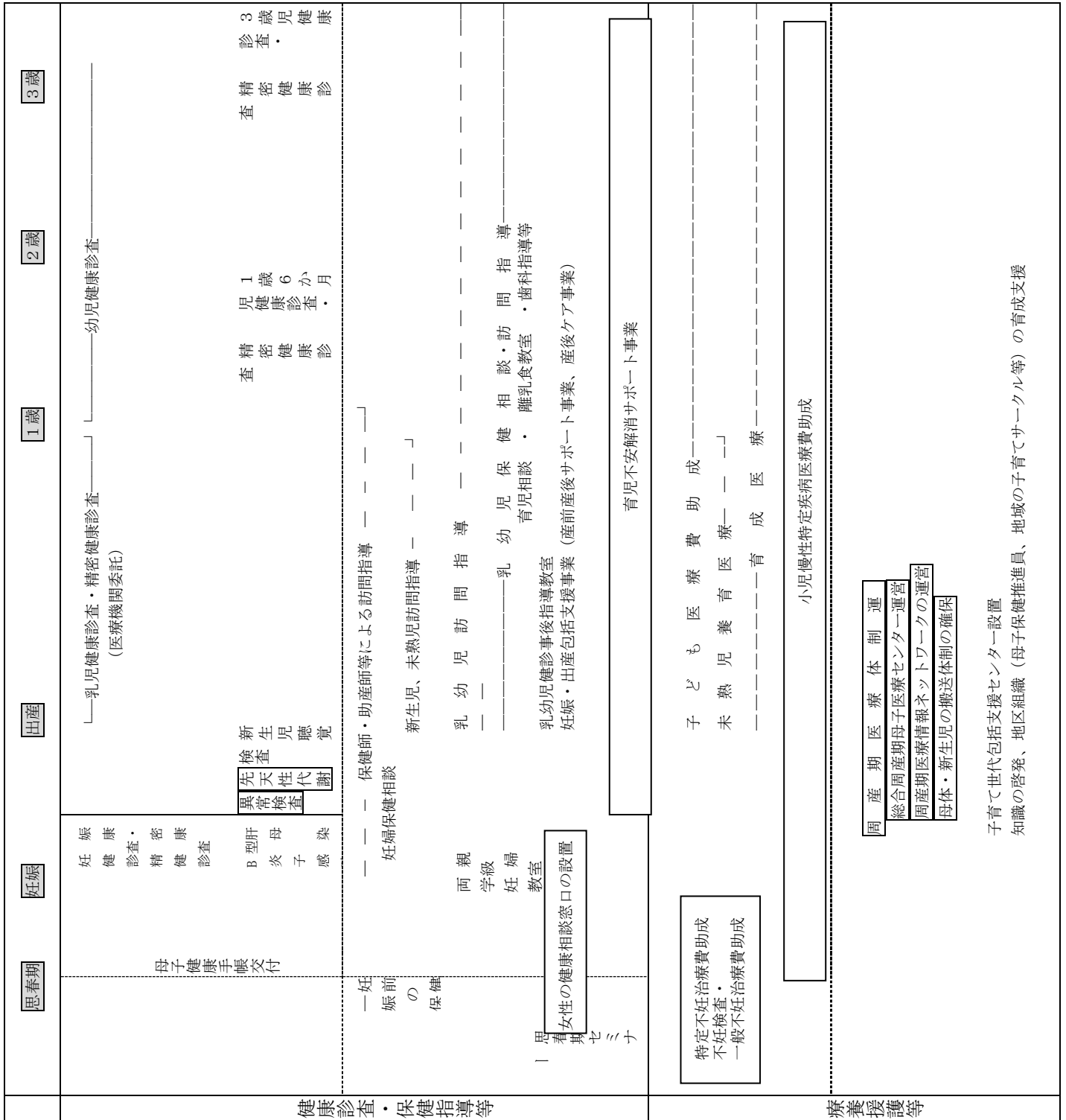
- 一) に母子・父子自立支援員を配置し、就職、教育など、ひとり親家庭の抱える諸問題全般にわたる相談指導業務を行っています。
- (2) 母子・父子福祉センター  
福井市光陽2丁目に福井県母子・父子福祉センターが設置されており、ひとり親家庭の各相談に応じています。また、ひとり親家庭向けに自立促進のための講座等を開設しています。
- (3) 児童扶養手当  
父または母と生計をともにしていない児童の父母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されています。対象児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童もしくは20歳未満で政令に定める程度の障害を有する児童です。  
手当の月額、児童1人の場合44,140円、第2子については月額10,420円、第3子以降は児童1人につき6,250円を加算した額となります。  
ただし、所得が一定額以上の者は手当額の一部または全部が支給停止となります。
- (4) 母子・父子家庭の医療費助成  
母子・父子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、県下の母子・父子家庭の母または父と子を対象に、社会保険各法、その他の法令の規定による医療の給付を受けた者が支払った自己負担金について助成を行っています。
- (5) 交通災害等遺児就学支度金  
交通災害等による遺児の義務教育（修学）の安定と福祉の増進を図るため、遺児の保護者（扶養者）に対し、入学時に遺児就学支度金（小学校入学時40,000円、中学校入学45,000円、高校入学時60,000円）を支給しています。  
ただし、所得が一定額以上の者は支給されません。
- (6) 母子家庭等日常生活支援事業  
母子・父子家庭が、技能習得のために通学するなど自立促進のために必要な事由や病気等の事由により、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等を行っています。
- (7) 母子家庭等就業・自立支援センター事業  
ひとり親家庭の就業と自立を図るため、パソコン講習や訪問介護員の養成研修等の支援講習会の開催のほか、ひとり親家庭を対象に、就業相談、養育費相談、法律相談を行っています。
- (8) 母子家庭等教育訓練給付金事業  
母子家庭の母および父子家庭の父の就業を促進するため、就業相談を踏まえて、資格取得や職業訓練を行う方に対し給付金を支給しています。
- (9) 高等職業訓練促進給付金等事業  
母子家庭の母および父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、一定期間、高等職業訓練促進給付金の支給を行っています。また、修業期間の終了後、高等職業訓練修了支援一時金の支給を行っています。
- (10) 母子・父子福祉資金の貸付  
母子家庭および父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するための事業開始資金、事業継続資金、修学資金、住宅資金、就学支度資金等を低利子または無利子で貸し付けています。

#### 4 母子保健

【こども未来課】【地域医療課】

母子保健の施策は、思春期から妊娠・出産、新生児・乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに総合的にすすめられることを目指しており、第11図に示したようにそれぞれの時期における事業が行われています。その施策は健康診査・保健指導等と療養援護等の2つの柱からなっています。

第11図 福井県の母子保健実施体制



は県事業

資料出所：こども未来課



(1) 健康診査・保健指導等 【こども未来課】

ア 母子健康手帳の交付

市町は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しています。この際に、母子保健サービスの意義を伝えるとともに、健康リスクや社会経済的リスク等を抱える妊婦を把握する機会としています。

イ 妊産婦、乳幼児の健康診査

母子健康手帳の健康診査受診票により、妊婦に対し14回、乳児に対し2～3回の健康診査が医療機関において原則無料で受診できます。その他1歳6か月児、3歳児健康診査などを実施しています。

ウ 妊産婦、乳幼児の保健指導等

妊産婦、乳幼児の保護者に対する保健指導は、安全な妊娠・出産や育児環境の調整のために必要であり、個別または集団指導の形で実施しています。必要な医療の勧奨および継続受診支援、育児不安への対応、虐待予防、社会資源の利用など、個別のニーズに沿った対応をしています。

エ 女性の健康相談窓口の設置

不妊や妊娠・出産に関すること、女性特有の症状などに対し、助産師等の専門職が電話または面接により、相談に対応しています。

(2) 療養援護等

ア 子ども医療費助成 【こども未来課】

子どもの医療費について助成し、健やかな育ちを支援しています。

イ 未熟児養育医療 【こども未来課】

身体の発育が未熟のまま出生した未熟児は、疾病にかかりやすく、障害を残す可能性があるため、速やかに適切な処置をとることが必要です。そのため、入院治療を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において医療を給付します。

ウ 小児慢性特定疾病医療費助成 【保健予防課】

慢性疾患（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等）にかかっていることにより療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に要する医療費を助成します。

エ 特定不妊治療費助成 【こども未来課】

不妊治療のうち、治療費が高額になる体外受精または顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成します。

(3) 母子保健の基盤整備

ア 周産期医療体制の整備 【地域医療課】

リスクの高い妊婦や新生児に高度で専門的な医療を提供する総合周産期母子医療センター、比較的高度な周産期医療を行う地域周産期母子医療センター、地域の周産期医療関連施設（病院、診療所、助産所）の連携を強化し、安定的な受入体制の確保を図ります。

イ 子育て世代包括支援センター整備 【こども未来課】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、全市町に子育て世代包括支援センターを整備します。（注：母子保健法上の名称は母子健康包括支援センター）

(4) これからの母子保健の課題

【こども未来課】

母子保健は、生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次の世代を健やかに産み育てる基盤となります。出生数が減少する中、低出生体重児の割合の増加、虐待件数の増加など、社会環境の変化に伴う諸問題が母子保健においても顕在化しています。

子どもが心身共に健康に育つための環境づくりは重要であり、健康診査や訪問指導による身体面および精神面の異常の早期発見と治療、認定子ども園や学校と連携した元気なからだづくりは今後も継続していく必要があります。それには、家庭の協力と社会全体で子どもを育む意識の醸成も不可欠です。

さらに、児童虐待防止のため、育児不安を持つ妊産婦支援や、養育に支援を要する家庭の早期発見と継続支援等の実施にあたり、保健、医療、福祉および教育関係者との連携強化もより一層重要となってきています。

第 56 表 出生数、低出生体重児（※）数の推移（福井県）

年次		平成 9	平成 14	平成 19	平成 24	平成 29	平成 30	令和 3
出生数		8,132	7,758	7,191	6,712	5,856	5,826	5,223
低出生 体重児	数	548	599	637	592	481	505	426
	割合	6.7	7.7	8.9	8.8	8.2	8.7	8.2

※出生児の体重が 2500g 未満の新生児

資料出所：こども未来課

## 第3章 学校

### 第1節 問題行動対策

#### 1 いじめ防止対策の推進

【大学私学課】【義務教育課】【高校教育課】

「福井県いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」において、有識者・弁護士・医師・法務局・警察・学校・PTA・子ども会・スクールカウンセラー等と、いじめの防止のための具体的な取組みについて協議を進めてきました。本協議会では、平成27年5月に子どもたちのインターネットの適正利用の指針となる「ふくいスマートルール」の策定、平成28年以降は、毎年いじめの未然防止・早期発見に関する保護者向けリーフレット「STOP! いじめ」を作成し、啓発を行っています。

また、県内すべての学校では、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止や早期発見のための具体策を進めるとともに、認知したいじめに対しては「いじめ対応サポート班」により事案対処を行っています。

平成31年1月には「福井県いじめ対策基本方針」を改定し、いじめ解消の要件、いじめの未然防止に向けて特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援およびけんかやふざけ合いをいじめから除外しないこと等を追加しました。県内全ての学校では、改定された「福井県いじめ防止基本方針」に沿って、「学校いじめ防止基本方針」の見直しに取り組み、「令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」を踏まえていじめ防止対策を推進しています。

#### 2 児童・生徒問題行動地域対策会議

【義務教育課】

県内17市町において、学校、警察、児童相談所、愛護センターなどの関係機関で構成される「児童・生徒問題行動地域対策会議」を年3～4回開催しており、児童生徒に関する情報共有や実態に即した対策を協議しています。

#### 3 情報モラルに関する高校生のための講演会

【高校教育課】

すべての県立学校において、外部講師等によるSNSの利用等に関する情報モラル講演会を実施し、生徒の規範意識の向上を図っています。

#### 4 SOSの出し方に関する教育

【高校教育課】【義務教育課】

すべての県立学校において、生徒またはその友人が危機的状況にある場合に、身近な信頼する大人に対して適切な援助希求ができるようにするため、外部講師等によるSOSの出し方に関する教育を実施しています。

小中学校において、SOSの出し方に関する教育を、いずれかの学年で年1回、発達段階に応じて実施しています。

## 第2節 カウンセリング体制等の充実

### 1 スクールカウンセラー等の配置 【義務教育課】

暴力行為、いじめ、不登校等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、スクールカウンセラー等を配置し、カウンセリング体制の充実を図ります。

- (1) スクールカウンセラー（小・中学校、県立学校） 【義務教育課】【高校教育課】  
資格要件 公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教官（心理学専攻）またはこれらに準ずる者

活動内容 ・ 児童生徒へのカウンセリング

- ・ 教職員の児童生徒への接し方やカウンセリングに対する助言・援助
- ・ 保護者の子どもへの接し方に対する助言・援助

- (2) スクールソーシャルワーカー（小・中学校、県立学校）

【義務教育課】【高校教育課】

資格要件 社会福祉士、精神保健福祉士、過去に教育または福祉の分野における活動経験を有する者

活動内容 ・ 問題を抱えた児童・生徒の家庭への働きかけ  
・ 福祉関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整  
・ 学校内における問題解決のための体制構築、支援  
・ その他児童・生徒の環境の問題に関し、適当と認められる業務

### 2 不登校対策推進事業 【義務教育課】

家庭・地域・学校および関係機関の連携による不登校の減少および未然防止の推進

- ① 「福井県不登校対策指針」に基づく、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の実施
- ② 心に悩みを持つ小・中学生の話し相手として、大学生を心のパートナーとして派遣
- ③ 教育相談担当教員養成研修による教員の資質向上
- ④ 不登校対策に効果のあった実践を学ぶ研修会の実施
- ⑤ 意識調査に基づいた授業や学校行事等の改善
- ⑥ 基本的な生活習慣の重要性およびインターネットの適正利用に関するリーフレットを作成し児童生徒の保護者に啓発

### 3 適応指導教室および自立支援センターでの児童生徒支援 【義務教育課】 【高校教育課】

福井県適応指導教室連絡協議会を設置し、教育総合研究所を中心に県および市町の適応指導教室がネットワークを組み、研修の機会などを共有することによって相互のカウンセリングや適応指導の技量の向上に努めています。また、市町教育委員会と適切に連携しながら、適応指導教室と各学校との連携の緊密化を図り、不登校児童生徒へのよりきめ細かい支援体制の構築を図っています。

また、不登校の高校生や中退後の子どもを対象として、教育総合研究所の自立支援センターにおいて、社会的自立を促すことを目的とした学習や進路相談等の支援を実施しています。

## 第3節 奨学事業

### 1 県の奨学事業

【高校教育課】

県では、昭和32年度から福井県奨学育英資金貸付基金条例に基づき、県内に在住する者の子弟で学業成績および人物が優れ健康でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与しています。

当初、高等学校および高等専門学校生徒に対し、修学奨学金を貸与し、貸与金月額を逐次増額するとともに、昭和56年度には通学奨学金を、昭和62年度には大学修学奨学金を、また平成8年度には大学院修学奨学金を新設するなど一層の充実を図ってきました。

また、平成17年度入学者分から、旧日本育英会（現：日本学生支援機構）が実施してきた高校奨学金事業が都道府県に移管されたことから、従来の奨学金事業とあわせて実施しています。

なお、日本学生支援機構が実施する大学生・大学院生向け奨学金において、第一種（無利子）採用を希望する者は、採用基準（県と同じ）を満たせば、全て採用されることになったため、県が行う大学修学奨学金および大学院修学奨学金について、平成30年度予約採用を最後に事業を終了しました。

第57表 福井県による奨学生数

令和5年3月31日現在

区分 \ 年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
修学奨学金(人)	440	424	431	374	296	233	151	119	70	51
通学奨学金(人)	49	49	41	30	20	20	17	10	4	4
計	489	473	472	404	316	253	168	129	74	55

資料出所：高校教育課

### 2 他の奨学事業

【高校教育課】

#### (1) (独)日本学生支援機構

経済的理由により、修学に困難がある優れた学生等（高等専門学校、大学、大学院生等）に対し、奨学金の給貸与事業を行っています。

また、大学等に対し学生生活支援事業、留学生等に対し留学生支援事業を行っています。

#### (2) 市町の奨学事業

敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、越前市が高校生または大学生等を対象に奨学金の給貸与を行っています。

#### (3) 民間の奨学事業

優秀な素質を有し、かつ旺盛な向学心に燃えながらも、経済的理由により進学機会に恵まれない生徒に、個人が財団法人を設立し、奨学金を給貸与して就学を援助しています。

[奨学事業を行う財団法人]

山甚福祉育英会、三谷進一育英会、三谷育英会、栄月育英会、江守奨学会、西育英会、大堀育英財団、福田一育英会、コココーラ教育・環境財団北陸支部

#### (4) その他

福井県出身者で東京方面に進学した者の経済的負担を軽減するため、(財)輔仁会(明倫学舎)、(財)雲浜奨学会(講正学舎)および(財)武生郷友会が、それぞれ学生寮を運営しています。

## 第4章 職場

### 第1節 青少年の就労支援

#### 1 職業能力の開発

【労働政策課】

県内の公共職業能力開発施設としては、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院の県立2校と(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構立の福井職業能力開発促進センターの計3校があり、若年労働者の育成、離転職者に対する職業訓練、あるいは在職者訓練等を実施している。また、地域の職業能力開発を進めるため、公共職業能力開発施設と民間教育訓練機関との連携の下、企業のニーズに対応した能力開発機会の確保に努めています。

青少年が職業生活に入るに当たっては、自己の適正と能力に応じた基礎的な職業能力開発の機会確保が重要です。県立産業技術専門学院においては、技術革新や産業構造の変化に応えられる創造性豊かな実践技能者の養成や、地域のニーズを取り入れた基盤的技能者の養成を図っています。

第58表 公共職業能力開発校の新規学卒者を対象とした訓練

施設	訓練科	訓練期間	定員	対象者
福井産業技術 専門学院	自動車整備科	2年	15名	学卒者
	総合職業科	1年	20名	学卒者
敦賀産業技術 専門学院	総合職業科	1年	5名	学卒者

資料出所：労働政策課

[公共職業能力開発施設所在地等]

- ・福井産業技術専門学院 福井市林藤島町 20-1-3 TEL 0776-52-2120
- ・敦賀産業技術専門学院 敦賀市道口 19-2-1 TEL 0770-22-0143
- ・福井職業能力開発促進センター 越前市行松町 25-10 TEL 0778-23-1010

また、産業構造の転換、技術革新の進展、自己啓発意欲の高まり等に即応していくために、在職青少年に対し必要な時期に適切な職業訓練が受けられるような体制整備が必要です。

このため、今後とも、自らの職業生活設計に即したキャリアアップができるよう公共職業能力開発施設において多様な訓練を実施するとともに、訓練受講機会を容易にするため、国所管のキャリア形成促進助成金（事業主等の行う職業訓練に対する助成）および教育訓練給付制度等の活用促進に努めています。

#### 2 職業能力評価体制

【労働政策課】

労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度として、「技能検定」を実施しています。職種ごとに特級、1級、2級、3級に区分するものと、等級に区分しない単一等級があり、合格者には合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

また、技能労働者の社会的・経済的地位の向上、技能の振興を図るために、「職業能力開発関係表彰」を行い、広く社会一般に対し技能についての理解と認識を高めることにより、技能尊重気運の醸成と高揚を図っています。

また、この表彰において、県内に勤務している青年で特に技能が優れた者に対し、「青年技能者」として顕彰を行っています。

### 3 若年無業者等の就労支援

【労働政策課】

#### (1) 福井県人材確保支援センター（ふくいジョブステーション）

「福井県人材確保支援センター（ふくいジョブステーション）」を平成16年4月に開設し、概ね52歳以下の若者に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー・企業説明会の開催、併設された福井ヤングハローワークでの職業紹介など、様々な就職支援をワンストップで提供しています。

[所在地等]

- ・ふくいジョブステーション 福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 1階  
TEL 0776-32-4510
- ・ミニジョブステーション敦賀 敦賀市道口 19-2-1 福井県立敦賀産業技術専門学院 2階  
TEL 0770-23-5416
- ・ミニジョブステーション小浜 小浜市大手町 4-1 小浜市働く婦人の家 1階  
TEL 0770-52-3542

#### (2) ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）

職に就かず、通学も家事もしていない、概ね15歳から49歳の若者（若年無業者等）の職業的自立のための支援機関として、「地域若者サポートステーション」が平成18年度より全国に設置されています。

本県では、「ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）」を平成18年8月に開設し、若年無業者等に対して職業的自立に向けた以下の支援事業を行っています。

- ① 相談・カウンセリング
- ② 自立支援プログラムの実施
- ③ ジョブトレーニングの実施
- ④ 企業とのマッチング・コーディネートの実施
- ⑤ 他の支援機関との連携・協力支援
- ⑥ 保護者向けセミナーの実施

専門のキャリアカウンセラーや臨床心理士による継続的な相談・カウンセリングを行うほか、若年無業者一人ひとりの状況や希望に応じた自立支援プログラムの実施を通じて、職業意識の形成、人間関係の構築、コミュニケーション能力の習得、基本的な職業能力の習得などを図り、就労支援することが、「ふくい若者サポートステーション」の役割です。

また、必要に応じて他の支援機関と連携・協力し、一人ひとりの状況や希望に適切に対応できるような包括的な支援を行っています。



[所在地等]

- ・ ふくい若者サポートステーション 福井市光陽 2-3-22 県社会福祉センター1階  
TEL 0776-21-0311
- ・ ふくい若者サポートステーション若狭町サテライト  
三方上中郡若狭町大鳥羽 27-13-4  
若狭ものづくり美学舎内  
TEL 0770-64-1788
- ・ ふくい若者サポートステーション小浜サテライト  
小浜市後瀬町 1-6 小浜勤労福祉会館 2階  
TEL 0770-64-5620

## 第2節 農林漁業青少年に関する施策

### 1 農林漁業青少年の集団活動

【園芸振興課】【水産課】【森づくり課】

県下の農林漁業青少年は、自己の経営の向上を目指して、日々の生産活動に取り組んでいるが、こうした青少年の仲間づくりと、相互啓発による問題解決のための学習プロジェクト活動、さらに、個別経営向上や消費者との交流、地域社会発展のために集団活動を取り入れており、県レベルの集団も組織されています。

県下の集団数は第59表のとおりです。

第59表 農林漁業青少年の集団数（令和4年度）

		福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	計
					南越	丹生			
農業	集団数	1	1	1	1		1	1	6
	人員	13	18	0	18		10	18	77
林業	集団数	1	1	1	1	1	1		6
	人員	3	7	8	2	2	4		26
漁業	集団数	1	1				3	3	8
	人員	8	4				67	75	154

資料出所：園芸振興課、水産課、森づくり課

### 2 農林漁業青少年の育成

【園芸振興課】【水産課】【森づくり課】

農林漁業の将来を担う青少年の教育は、極めて重要な課題であり、農林総合事務所および嶺南振興局、水産業普及指導員室は、それぞれの所管内の青少年に対して個別訪問または集合研修を行い、個々に充実と連帯を深め、主体的かつ創造的な経営が行えるよう、次の支援を行っています。

#### (1) 新規就農者支援事業

【園芸振興課】

①就農のための研修を受ける就農予定者や、経営基盤が確立していない新規就農者への給付金の給付（就農準備資金・経営開始資金）、②新規就農者が経営開始時に農業機械・施設等を導入する際の助成（新規就農者施設等整備支援事業）を実施しています。

#### (2) ふくい園芸カレッジ研修事業

【園芸振興課】

県内外の福井県で新規就農を目指す希望者に対し、園芸分野に必要な技術や経営ノウハウなどの知識習得のための研修を行い、即戦力となる人材を育成します。

#### (3) (公社)ふくい農林水産支援センター（福井県青年農業者等育成センター）による事業

【園芸振興課】

(公社)ふくい農林水産支援センターでは、就農希望者に対する相談や就農に関する情報提供を行うとともに、農業に興味のある者を対象とした農業インターンシップの調整を実施しています。

#### (4) 緑の少年団活動事業

【森づくり課】

緑の少年団活動事業は、次代を担う子供たちに、森林や樹木、野鳥に親しむ機会を与

え、校外における団体教育により、規律ある生活のもとに、愛林思想と森林、林業に関する知識を身につけさせ、緑を愛する豊かな人間性と、健康で明るい社会人を育てようとするものです。

このような趣旨のもとに、県下には54団、2,790名の緑の少年団が結成されており、学習やレクリエーションさらには奉仕活動を展開しています。

第 60 表 福井県緑の少年団連盟

令和 4 年 1 0 月現在

支部名	市町	団名	結成日	学校名	男	女	計
高 志	福 井 市	福井市本郷みどりの少年団	S54.5.25	本郷小学校	11	14	25
		福井市美山みどりの少年団	H14.6.14	美山啓明小学校	20	23	43
		福井市越廼みどりの少年団	H4.3.31	越廼小学校	16	6	22
		福井市清水みどりの少年団	H4.4.10	清水西小学校	79	67	146
		福井市一乗みどりの少年団	H20.4.1	一乗小学校	11	12	23
		福井市東郷みどりの少年団	H20.7.1	東郷小学校	60	54	114
		福井市羽生緑の少年団	H25.4.1	羽生小学校	20	14	34
	永平寺町	永平寺町松岡緑の少年団	H4.3.25	松岡小学校	26	43	69
		永平寺町志比北緑の少年団	H3.10.27	志比北小学校	11	5	16
		永平寺町上志比緑の少年団	H4.3.25	上志比小学校	13	13	26
小 計	10 団			267	251	518	
坂 井	あわら市	金津東小学校緑の少年団	S55.4.8	金津東小学校	63	55	118
		北潟小学校緑の少年団	H28.4.1	北潟小学校	22	41	63
	坂 井 市	坂井市雄島緑の少年団	H3.10.29	雄島小学校	25	23	48
		坂井市長畝緑の少年団	S54.7.8	長畝小学校	30	26	56
		坂井市大石緑の少年団	H3.10.29	大石小学校	43	40	83
		坂井市兵庫緑の少年団	H4.7.8	兵庫小学校	28	29	57
小 計	6 団			211	214	425	
奥 越	大 野 市	上庄みどりの少年団	S55.12.1	上庄小学校	67	53	120
		緑の少年団阪谷	S55.12.1	阪谷小学校	4	8	12
		小山みどりの少年団	H3.4.1	小山小学校	21	17	38
		和泉中学校緑の少年団	S50.9.5	和泉中学校	5	3	8
	勝 山 市	村岡緑の少年団	H3.5.9	村岡小学校	8	7	15
		野向みどりの少年団	H3.5.9	野向小学校	10	11	21
		杉の子緑の少年団	H3.5.9	平泉寺小学校	14	11	25
		三室みどりの少年団	H12.4.6	三室小学校	17	17	34
小 計	8 団			146	127	273	
丹 南	越 前 市	白山みどりの少年団	S55.9.3	白山小学校	7	14	21
		坂口緑の少年団	S58.7.18	坂口小学校	10	11	21
		味真野緑の少年団	H4.1.10	味真野小学校	18	21	39
		武生五中緑の少年団	H17.7.8	武生第五中学校	18	12	30
		服間みどりの少年団	S53.11.1	服間小学校	7	10	17
		花籠みどりの少年団	H5.3.20	花籠小学校	22	10	32
		岡本みどりの少年団	H7.3.20	岡本小学校	31	32	63
		南中山みどりの少年団	H5.3.20	南中山小学校	11	13	24
		北新庄小みどりの少年団	H19.5.29	北新庄小学校	16	18	34
	鱈 江 市	河和田みどりの少年団	H1.3.23	河和田小学校	86	66	152
	池 田 町	池田小みどりの少年団	S54.8.20	池田小学校	10	9	19
		南越前中学校みどりの少年団	R4.4.1	南越前中学校	20	15	35
	南越前町	湯尾緑の少年団	H7.7.3	湯尾小学校	17	8	25
		河野小みどりの少年団	S61.8.6	河野小学校	23	20	43
		今庄緑の少年団	H18.4.1	今庄小学校	6	14	20
		越前町	糸生小学校緑の少年団	S60.3.30	糸生小学校	35	35
	越前町	宮崎小学校緑の少年団	H6.4.1	宮崎小学校	22	24	46
		四ヶ浦小緑の少年団	H4.3.31	四ヶ浦小学校	12	15	27
		萩野小緑の少年団	S55.7.24	萩野小学校	31	25	56
	小 計	19 団			402	372	774
若 狭	敦 賀 市	黒河緑の少年団	S52.4.1	黒河小学校	56	53	109
	小 浜 市	小浜市加斗みどりの少年団	S55.7.12	加斗小学校	7	9	16
		梅の里小学校緑の少年団	S57.10.27	梅の里小学校	14	18	32
	若 狭 町	野木小学校緑の少年団	H4.3.25	野木小学校	30	34	64
		気山小学校緑の少年団	R2.4.1	気山小学校	37	29	66
		美浜中央小学校緑の少年団	H28.2.15	美浜中央小学校	84	51	135
	美 浜 町	美浜西小学校緑の少年団	H28.2.1	美浜西小学校	57	75	132
		美浜東小学校緑の少年団	H28.2.2	美浜東小学校	16	30	46
		高 浜 町	高浜町緑の少年団	H13.4.1	内浦小中学校	19	15
	おおい町	大飯緑の少年団	S62.4.1	佐分利小学校	37	37	74
		名田庄緑の少年団	S51.6.7	名田庄小学校	43	49	92
小 計	11 団			400	400	800	
合 計	54 団			1,426	1,364	2,790	

資料出所：森づくり課

- (5) 緑化意識高揚ポスター 【森づくり課】  
 緑豊かな郷土を築くため、県下の小学生、中学生を対象にして、緑化意識の高揚を図るポスターの募集を行い、令和4年度は、県下の小学校が63点、中学校が69点、計132点の応募があり22点が入賞となりました。
- (6) もり人づくり事業 【森づくり課】  
 次代の担い手である児童・生徒を対象に、森林・林業とのかかわりを深めるべく森林の野外学習や林業の体験学習を実施しています。
- (7) 福井県漁村青壮年グループ大会 【水産課】  
 漁村青壮年グループの参加により、漁業の重要なテーマについて討議する場であり、今後の活動の在り方について検討を行い、グループ活動の活性化を図っています。
- (8) 漁業体験・研修事業  
 就業希望者を対象に、2週間以内の漁業体験と実務研修を実施しています。また、就業モデルとなるふくい水産カレッジを修了した若手漁業者を相談員や講師として就業者フェアおよび漁業体験に派遣しています。
- (9) ふくい水産カレッジ研修事業  
 就業希望者を対象として、必要な知識および技能を学ぶことのできる研修を最長3年間実施し、先進的な経営感覚をもつ漁業者を育成しています。また、ふくい水産カレッジの修了生等の若手漁業者には刺網漁業、釣り漁業等の技能が学べる研修を実施し、スキルアップを図ります。
- (10) 新規漁業者支援貸付金事業  
 新規就業者に対し、生活資金を貸与し、新規就業者の定着化を図っています。
- (11) 養殖業生産拡大支援事業  
 新規養殖漁業に対し、生簀代等の初期投資費を支援しています。

### 3 次世代リーダーの育成

- (1) 青年農業士の認定 【園芸振興課】  
 農業青年に農業経営に対する意欲と誇りを持たせ、本県農業の中核的担い手を要請することを目的に、昭和50年度より福井県青年農業士制度を設けました。  
 この青年農業士は、農林総合事務所長等が当該市町長、農業協同組合長の意見を聞いて、適任者を選び知事に推薦します。推薦を受けた知事は、福井県農・林・漁業士認定会議に諮り、認定することとしています。認定には、次の基準を設けています。
- ① 概ね5年以上の農業経験を有し、農業に専従または意欲的に取り組んでいる45歳未満の者
  - ② 人格、識見、経営内容が優れている者
  - ③ 当該部門において、集団活動に参加しているか、または過去に参加の経験がある者
  - ④ 県が認める研修の履修者、またはこれと同等以上の資質を有すると認められる者
  - ⑤ 認定時に認定農業者である者、または将来認定農業者となることが期待できる者
  - ⑥ 女性にあっては、①、②に該当する者とし、その意欲、資質ともに地域のその部門においてリーダーとなりうる者。また、⑤の要件については、必ずしも必要としない。
- 現在57名の青年農業士は、経営改善に努力するとともに、指導農業士(166名)と、新規就農者の育成指導に積極的に取り組んでいます。

第 61 表 地区別・経営部門別青年農業士数（令和 4 年度）

	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				南越	丹生			
稲	8	11	4	8	3	2	6	42
野菜	3	3	1	1	1		1	10
果樹						1		1
花き								
畜産			1	2		1		4
計	11	14	6	11	4	4	7	57

資料出所：園芸振興課

(2) 青年林業士の認定

【森づくり課】

林業後継者の自主的活動を活発化させることにより、広い視野と積極的な行動力を身につけさせることを目的に、昭和 56 年度よりこの制度を設けました。

青年林業士は、農林総合事務所長等が、当該市町長、森林組合長の意見を聞き、青年林業士として推薦するにふさわしい者を知事に推薦します。

知事は、認定委員と協議し認定することとしています。なお、認定には次の 3 つの基準を設けています。

- ① 地域林業振興の中核的存在となり得る者
- ② 人格・識見等に優れ、意欲的な 45 歳未満の者
- ③ 県の認める研修の履修者、またはこれと同等以上の資質を有すると認められる者

青年林業士は、現在 26 名認定されているが、自己の経営や地域林業振興のリーダーとして、昭和 55 年度より認定された指導林業士（84 名）とともに地域の森林、林業の活性化に向けた活動を展開しています。

(3) 青年漁業士の認定

【水産課】

自己経営に対する励みと目標を与えるとともに、漁業者としての意欲と誇りを喚起することを目的として、意欲的に漁業に従事し地域の中核的存在となり得る青年のうち、漁業協同組合長および市町長により推薦された者を福井県農・林・漁業士認定委員会に諮り、「青年漁業士」として認定しています。

この認定事業は昭和 58 年度から実施され、現在 24 名が認定を受けています。青年漁業士は、平成 2 年度から認定が行われている指導漁業士（48 名）とともに、漁業や漁村の活性化など、水産振興に向けた活動を積極的に展開しています。

## 第5章 地域

### 第1節 青少年健全育成の推進

#### 1 (公財)青少年育成福井県民会議

【県民安全課】

青少年育成福井県民会議は、昭和41年11月に設立され、青少年の健やかな成長を願って数々の県民運動や事業を展開してきました。「青少年育成一灯基金」は、昭和58年に設置され青少年育成活動の財源にあてるための募金活動を行い、昭和60年11月財団法人青少年育成一灯基金となり、基金運用の果実をもって県民会議の諸活動を支えてきました。

こうした中、平成20年12月に公益法人制度改革関連三法が施行されたことから、両団体は統合し、県に対して公益認定申請を行い、平成25年4月1日、新しく公益財団法人青少年育成福井県民会議が発足しました。平成28年11月には、青少年育成福井県民会議発足50年を迎え、記念大会を開催しました。

事業内容は、次のとおりです。

##### ① 青少年健全育成事業

- ・すべての大人が、その姿勢を正して青少年に深い関心と理解をもち、積極的に青少年を育てようとする気運を醸成するための活動。
- ・青少年自らが、次の時代の日本、郷土を担う誇りと責任を自覚し、明るい希望をもって生きようとする意識を醸成するための活動。
- ・青少年関係団体が、相互の連携を図り、より効果的な活動ができるための活動。

##### ② その他、本法人の目的達成に必要な事業。

#### 2 青少年育成市町民会議

【県民安全課】

昭和58年3月、福井県青少年問題協議会から、「自らの時代に活力あふれ希望に満ちた成人として、活動できる青少年を、いかに育成するかについて」答申がなされ、その中で県下全市町村に青少年育成市町村民会議設置の必要性が提言されました。

県では、この提言を受け、市町民会議づくりを働きかけ、昭和59年3月末までに全市町村が、自主的に組織づくりを果たしました。現在も県内17市町全てに市町民会議が設置されています。

## 第2節 青少年活動の促進

### 1 青少年団体の育成

#### (1) 青少年団体

【県民安全課】

人間形成の上で最も重要な時期にある青少年が青少年活動に参加することは、心の豊かさを育て身体を鍛えるとともに、団体・グループ活動を通じて自主性・協調性・社会性・国際性を培い、社会の成員として必要な態度を学ぶことができるという意味で大きな意義があります。

また、青少年活動は、学校や家庭生活の領域を越えて、広くあらゆる地域の青少年や異年齢集団の中に身を置き、役割体験・勤労体験・社会参加体験・自然とのふれあいなどすばらしい経験をすることができます。

しかしながら、近年の社会情勢の変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、青少年の反社会的・非社会的行動や、社会連帯意識の欠如などが問題になっています。

このような中、地域社会において青少年が地域の様々な団体を通して、その中で自らの役割を認識し実践することは、青少年にとっても社会にとっても極めて重要なことであり、その促進を図らなければなりません。

#### (2) 福井県青年団体連絡協議会

【県民協働課】

青少年団体の必要性および重要性については前項で述べたところであるが、各団体相互の連絡調整、密接な連携の下に団体および活動の一層の発展を期して、「青少年団体連絡協議会」の結成が全国的に進められてきました。

本県においても、国際青年年（昭和60年）を契機に、「福井県青少年団体連絡協議会」（昭和59年6月28日）を結成しました。後に「福井県青年団体連絡協議会」（平成17年）と改名し各青年団体の相互交流を中心に活動を行っています。事業内容としては、次の4つです。

- ① 青年団体発展向上のための情報交換と協力援助
- ② 青年団体ならびに関係機関団体との連絡協調
- ③ 国際青年年の趣旨の継承に関する事業
- ④ その他、会の目的達成に必要な事業



第 62 表 福井県青年団体連絡協議会加盟団体

No.	団 体 名	目 的
1	(公社)日本青年会議所北陸信越地区 福井ブロック協議会	福井県内各地の青年会議所の資質向上を図り、事業活動の円滑化を促進し、北信越地区協議会を通じて、日本青年会議所との連絡調整を行う。
2	福井県国際青年友好協会	会員相互の連帯と親睦を図り、青年の船、青年の翼で得た体験を生かし、地域社会の発展に努めるとともに、国内での国際親善に寄与することを目的とする。
3	福井県連合青年団	青年の生活を高めることを大きな目標に掲げ、より良き個人の完成に努め、自己を取り巻く地域社会を住みよいものに改善していくとともに、自分自身の生活を高める。
4	福井県青年国際交流機構	会員相互の親睦と研修を図るとともに、国際感覚と視野を広めて青少年の健全育成活動に努める。
5	福井県BBS連盟	実践活動を通じて犯罪や非行を犯した少年の更生を援助し、少年の非行を未然に防ぐために、地域社会の人々の理解を得るよう啓発活動を行い、社会の浄化を図る。
6	インターナショナルクラブ	年齢、国籍、性別を超えて交流および相互理解のための活動を行う。

資料出所：県民協働課

## 2 意識啓発活動の奨励

### (1) 「少年の主張」コンクール 【県民安全課】

昭和 54 年の国際児童年を契機として、(独)国立青少年教育振興機構が主唱し全国大会を開催しており、それに合わせて福井県大会を、福井県青少年総合対策本部と(公財)青少年育成福井県民会議の共催により毎年実施しています。

これは、人格を形成する上で重要な時期にありかつ多感な中学生が、日頃考え感じていることを広く社会に訴え、理解を求めるとともに、同世代の少年が発表を聞いて社会の一員としての自覚を高めることを目的としています。

### (2) 「青少年健全育成標語」 【県民安全課】

県民の青少年の健全育成と非行防止意識の高揚と啓発を図るため、昭和 59 年から広く健全育成標語を募集しています。

優秀作品については、内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)を中心とした青少年健全育成の普及啓発活動に活用しています。

### (3) 「インターネットの安全活用に関するイベント」 【県民安全課】

インターネットの普及に伴い、家庭においても活用が進んでいるほか、利用の低年齢化も加速しています。自分のスマートフォンを持つ前段階の小学 6 年生を対象に、講座や SNS へ投稿するための動画撮影・編集を内容とする SNS 体験イベントを実施し、家庭におけるインターネットの活用方法やルール作りを学びます。

### (4) ホームページ「ふくい青少年広場」 【県民安全課】

青少年を対象としたイベント情報や青少年関係団体の活動状況、利用できる施設や相談機関の一覧などの、青少年に関するあらゆる情報がインターネットを通して楽しみながら簡単に入手できるよう、平成 16 年 5 月から県のホームページに「ふくい青少年広場」を開設しています。

(URL : <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/seisyounenikusei/hiroba5.html>)

### (5) 芸術鑑賞機会の提供 【文化課】

青少年が本物の芸術文化に触れる機会を提供し、豊かな創造性・人間性を育てるため、県では、音楽堂や美術館、博物館などの文化施設を活用し、様々な事業を実施しています。

各市町の文化会館では、園児から小学校低学年までの子どもが親しみやすい楽曲による音楽鑑賞をする「ふるさと子どもコンサート」、音楽堂では小学 4 年生から 6 年生が本格的なプロオーケストラ演奏を鑑賞する「こどもアートデビュー体験」、中学校に福井ゆかりのプロの演奏家を派遣する「出張音楽堂」などを開催しています。

美術館や博物館では、子どもが創作体験や歴史文化を学ぶ「キッズミュージアム」や学校鑑賞会などを実施しているほか、小中学校において菱田春草の名作「落葉」のレプリカを活用した鑑賞授業等を実施しています。

また、芸術活動のレベルアップについては、美術、書道、吹奏楽、合唱、演劇などの分野において、中高生が一流の芸術家から直接指導を受ける「ヤング・アート・キャンプ」、音楽堂では、ソルフェージュや音楽理論から総合的に音楽を学べる講座を中心とした中高生のための音楽アカデミー「ハーモニーアカデミー」などを実施しています。

(6) 文化財愛護思想の普及 【生涯学習・文化財課】

次代を担う青少年をはじめ、広く国民が文化財に親しみ、理解を深め、これを尊重、保護する意識を培うとともに、積極的にその継承を図っていくことは、近年における急激な社会の変化を乗り越え、豊かな地域社会の形成と、ふるさとづくりを推進していく上からも有意義なことです。

毎年11月1日から7日まで「文化財保護強調週間」を設け、県内各市町の活発な文化財保護活動を喚起するとともに、文化財愛護の精神の育成を図っています。また、1月26日を文化財防火デーとして、貴重な文化財を火災から守る運動を展開しています。

県立歴史博物館、若狭歴史博物館および一乗谷朝倉氏遺跡資博物館では、郷土の文化財の収集・調査を行う一方、郷土の素晴らしい文化遺産等の常設展示、あるいは企画展を開催し、ふるさとの文化財に広く接する機会を提供しています。

このほか、教育普及活動として、講演会、学習会、見学会等各館の特色を生かした活動を行っています。

### 3 地域等での多様な活動

(1) 若者チャレンジ応援プロジェクト 【県民協働課】

地域づくりなど県内でチャレンジする若者の活動や仲間づくりを支援します。

ア 若者グループの活動拡大への支援

- ① 「ふくい若者フォーラム」の支援
- ② 交流・活動拠点「ふくい若者ステーション」の認定
- ③ 県民ワクワクチャレンジ応援事業の実施・運営

イ 「ふくい若者ミライ会議」開催事業

- ① 若者たちの意見交換・交流の場「ふくい若者ミライ会議」の開催

ウ 県民ワクワクチャレンジ応援事業（若者部門）

- ① 若者が行う福井を活性化するチャレンジを公募し、公開プレゼンによる審査会で選ばれたグループに助成

※「ふくい若者フォーラム」とは

若者が主体となった若者応援組織を、県内の若者のリーダー層20名（令和2年度）で立ち上げ。若者がやりたいことに思いっきりチャレンジできる環境をつくる。

※「ふくい若者ステーション」とは

コワーキングスペースやカフェ、ゲストハウス等を若者の日常的な交流を促進し、自発的な活動を活発化させるための活動交流拠点として認定

(2) 長期宿泊体験事業 【生涯学習・文化財課】

長期の宿泊共同生活の中でさまざまな野外体験等を行うことにより、物事に耐える力や協調性、コミュニケーション能力などの社会性を養います。

令和4年度・実施会場（中心拠点）

奥越（奥越高原青少年自然の家）

芦原（芦原青年の家）

鯖江（鯖江青年の家）

### 三方（三方青年の家）

・参加対象 小学生（4年生以上）及び中学生

・参加定員 計 178 名

・実施期間 各会場 夏と冬の2回開催

奥越 2泊3日（夏）、2泊3日（冬）

芦原 2泊3日（夏）、1泊2日（冬）

鯖江 1泊2日×2回（夏）、2泊3日（冬）

三方 2泊3日（夏）、2泊3日（冬）

- (3) 青少年教育施設における体験活動プログラムの充実 **【生涯学習・文化財課】**  
・青少年教育施設において、体験プログラムの魅力向上を図るため、高校生や大学生等によるプログラムの企画・運営への参画を促進  
・体験プログラムの内容や実施方法を見直し、青少年の主体性や協調性を育成
- (4) 青少年教育テレビ放送事業 **【生涯学習・文化財課】**  
青少年の健全育成と家庭教育の振興を図るため、昭和54年度より実施しています。現在、県内児童生徒の地域等での活動事例を紹介するとともに、テレビ放送を通して親子の対話の機会を提供しています。  
・番組名 「キラリ! 福井っ子」福井テレビ  
9月～3月 第2、4土曜日 17:00～17:15（再放送 翌週日曜日 4:45～5:00）
- (5) 放課後子どもクラブ応援事業 **【こども未来課】**  
地域の実情に応じて、放課後子どもクラブを実施し、子どもの安全・安心で健やかな活動場所を確保します。  
・実施校区数 185 小学校区（全小学校区）（令和4年度）
- (6) 食育活動の推進  
ア 福井の食の未来を支える食育推進事業（学校における食育活動の推進 **【流通販売課】**  
若い世代が日本（地域）の食文化への関心と理解を深め、普及と継承につなげるとともに、バランスの良い食生活を実践する力を身に着けるための食育を推進しています。  
① 学校における食育活動の推進①  
小学校等を対象に地域の農業協同組合等の指導のもと、生産の場における一連の農作業を体験できる学習を支援します。  
② 学校における食育活動の推進②  
小学生（小学3年生以上）、中学生を対象に、地域の食材や食文化、和食等について学び、実践する授業等を支援します。  
③ 学校における食育活動の推進③  
高校生等を対象に、近い将来自立した食生活を送れるよう、バランスの良い食生活を実践するための知識や調理技術等を学ぶ授業を支援します。  
④ 学校における食育活動の推進④  
小学校等を対象に地場産食材に対する子ども達の理解を深めるため、学校給食畑や生産現場・施設等を活用し、子どもたちと農業者等の交流を促す農業体験活動を支援します。  
イ 子どもの発達段階に応じた食に関する学習の推進 **【保健体育課】**

- ① 家庭・地域と連携した食育活動の推進
  - 「早寝早起き朝ごはん」など基本的な生活習慣づくりを推進
- ② 地場産物を活用した給食献立を生きた教材とした食育活動
  - ・本県の特産食材などを使用した地場産給食を教材とした食に関する指導の実施
  - ・地場産食材を使用した学校給食メニューコンテストの実施
- ③ 栄養教諭等を中心とした食育活動の推進
  - ・食に関する指導計画に基づく食育の実施
  - ・本県独自の食育教材「ふくいこども食育チャレンジ」を活用した食育の実践

#### 4 体育・スポーツの普及・振興

【スポーツ課】

##### (1) 青少年の競技力向上

スポーツをより洗練された高度の文化として次代に継承していくことは、現代に生きるわれわれの大きな使命であり、競技スポーツの優れた成果は青少年のスポーツに対する意欲をかきたて、普及・振興にも好ましい影響をもたらすものです。

本県においても、その基盤となる青少年スポーツ活動を促進し、国民体育大会、全国大会、国際大会等各種大会へ多くの優秀な選手を輩出するため、各関係機関と密接な連携をとりながら、スポーツの普及・振興に努力しています。

##### ア 国民体育大会

【スポーツ課】

国民体育大会は、今日まで広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚するとともに、地方文化の発展に大きく貢献する国家的な行事として開催されてきました。本県では、昭和43年に、第1回目の福井国体を開催し、国体を契機に飛躍的に競技力が向上しました。

平成30年には、本県で2回目になる第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」を開催し、50年ぶりの天皇杯獲得、初の皇后杯獲得、9競技で競技別天皇杯を獲得しました。

福井国体以降も毎年の国体で好成績を収めるためには、継続的なジュニア選手の発掘・育成が必要であることから、「ふくいジュニアアスリートアカデミー」などジュニア選手の発掘・育成に力を入れています。また、県内高校を卒業して大学に進学した選手の県内UIターン就職を推進することで、選手の発掘・育成・強化の好循環システムづくりを進めています。

##### イ 北信越国民体育大会

【スポーツ課】

この大会は、国体のブロック予選会として、北信越地区のスポーツ活動促進と競技力の向上を目指し、併せて、5県の親睦と交流を深めるために昭和55年から北信越5県が持ち回りで開催しています。

本国体の出場権がかかっているだけにその成績が注目され、北信越国民体育大会に向けて、福井国体に向けた強化で効果的であった強化指定選手制度を継続し、「チームふくい」での強化に取り組んでいます。

##### ウ 県民スポーツ祭

【スポーツ課】

この大会は、従来の県民体育大会と県スポーツ・レクリエーション祭を統合し、「県民に、気軽に参加できる幅広いスポーツ活動の実践の場を提供することにより、競技スポーツお

よび生涯スポーツの普及・振興を図り、もって生涯にわたっていきいきとしたスポーツライフの実現を目指すこと」を目的に、平成 17 年度から新たなスポーツイベントとして開催されました。

平成 17 年度の第 1 回大会では、「市町村対抗の部」「交流の部」「中・高校の部」が行われ、県内最大のスポーツイベントとして 25,178 名が参加し、平成 22 年度には、初めて大会参加者数が 30,000 人をこえました。平成 23 年度からは、総合開会式後に親子体験スポーツ祭を実施し、平成 24 年度からは、小学生の部を開催しました。平成 26 年度からは、冬季に気軽に参加できるスポーツ実践の場を提供するため「冬季ファミリースポーツ体験フェスタ」を開催するとともに、各市町開催の体験型スポーツイベントを県民スポーツ祭協力事業として一元化しました。平成 30 年度は福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会の開催により、高校・中学の部のみの開催となりましたが、令和 2 年度からは、国体・障がい者スポーツ大会のレガシーを継承し、障がい者スポーツイベントとの融合を図り障がい者の部を新設しました。令和 2 年度以降、大会の中止や規模の縮小を余儀なくされてきた新型コロナウイルス感染症の拡大も収束へと向かっています。福井国体・障スポ大会や東京 2020 オリンピック・パラリンピックをきっかけに新たなスポーツに興味・関心を持った人たちが気軽に参加できる体験会等を開催するなど、市町スポーツ協会や各競技団体と連携して、共生社会の実現を念頭に県民誰もが参加できる身近なスポーツの祭典としてさらなる発展をめざします。

## (2) 生涯スポーツの普及・振興

### 【スポーツ課】

近年、ライフスタイルの変化により、スポーツ・レクリエーション活動を実践しようとする人々が増加しています。

このような時代に、県民が、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しみ、スポーツ活動を通して、体力・健康の維持増進、青少年健全育成、世代間交流等を図る必要があります。

このため、県では福井運動公園事務所内に広域スポーツセンターを設置し、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図るとともに、スポーツイベント、施設、指導者などスポーツ関連の情報を県民に広く提供し、スポーツの普及・振興に努めています。また、県および市町では、学校体育施設開放、指導者養成講習会や各種スポーツ大会、教室等を開催し、生涯スポーツの推進を図っています。

#### ア スポーツクラブとスポーツ教室

スポーツクラブ数においては、ソフトボール、野球、バレーボール、バドミントン、テニス、サッカー、バスケットボール、卓球が多く、誰でも手軽に行えるニュースポーツではソフトバレーボール、ゲートボールに人気があり、グラウンドゴルフやマレットゴルフの人気も高まっています。また、近年は、個人のライフスタイルに合わせて、ウォーキング、スケートボード等の身近なスポーツを楽しむ人たちも増えています。

#### イ 総合型地域スポーツクラブ

県内には、令和 5 年 1 月現在、9 市 6 町に地域の実情に応じて 27 の総合型地域スポーツクラブが設立されており、5,933 名が会員としてスポーツ活動等に取り組んでいます。

(3) 青少年スポーツの振興

【スポーツ課】

県スポーツ少年団は、「すべての青少年にスポーツの歓びを!」を目標にスポーツを通して健全なる心身を養い、「友愛と協力」の精神を養うために、昭和38年に発足しました。

昭和57年には全市町村に本部が設置され、市町村や単位団毎にスポーツ活動を中心として文化・学習活動、野外奉仕活動などに活発に取り組んでいます。

令和4年度は、429団、団員7,570名、指導者1,269名、単位団役員・スタッフ786名が登録され、青少年の健全育成に大きく貢献しています。

指導者やリーダーの養成、育成母集団（保護者会等）の育成を図るとともに、県スポーツ少年大会での県内交流をはじめ北信越ブロックや全国スポーツ少年大会（リーダーズアクション）での全国交流、さらに日独同時交流では指導者やリーダーのドイツへの派遣および受け入れ等に参加し、知識の習得と心身の鍛錬に努めています。

県スポーツ少年団は、「次代を担う健全なからだところを持った青少年の育成」という基本理念を踏まえて、行政機関をはじめ、地域社会、学校、家庭、各競技団体、社会教育団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携協力して、今後の活動を推進していきます。

第63表 福井県スポーツ少年団市町別登録状況の推移

NO.	市町名	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度						
		団数	指導者数	団員数	団数	指導者数	団員数	団数	指導者数	団員数	団数	指導者数	団員数	団数	指導者数	団員数	団数	指導者数	役員数 スタッフ数	団員数	団数	指導者数	役員数 スタッフ数	団員数	団数	指導者数	役員数 スタッフ数	団員数	
1	福井市	101	453	2,029	100	438	2,144	100	446	2,033	98	426	1,965	94	395	1,780	88	272	121	1,507	79	239	118	1,361	76	228	104	1,225	
2	敦賀市	41	299	1,083	41	296	1,154	42	309	1,188	40	292	1,113	38	270	1,042	37	170	101	888	37	147	104	898	33	131	90	784	
3	小浜市	16	68	398	16	71	341	15	73	322	14	67	299	13	59	278	12	33	30	272	12	28	36	284	13	32	30	315	
4	大野市	30	131	545	30	135	539	30	130	566	29	117	518	27	108	499	26	69	35	507	24	58	36	510	21	49	36	476	
5	勝山市	8	38	129	9	35	153	9	37	142	9	36	141	9	35	127	9	25	11	137	9	23	11	133	10	28	13	154	
6	鯖江市	56	251	848	53	226	814	50	214	785	50	205	715	51	206	715	46	119	76	613	46	111	76	688	46	111	69	677	
7	あわら市	26	123	482	26	123	461	26	121	427	24	115	409	23	111	382	22	92	14	410	22	86	18	417	22	82	15	401	
8	越前市	88	426	1,573	86	404	1,421	85	392	1,477	86	389	1,389	85	376	1,316	79	232	115	1,145	78	211	125	1,182	72	187	115	1,068	
9	坂井市	58	334	1,364	58	331	1,371	58	322	1,344	55	317	1,268	52	318	1,173	49	220	84	1,018	48	179	80	998	46	151	77	940	
10	永平寺町	15	67	326	15	84	314	15	87	295	15	84	292	14	68	260	12	31	26	226	12	19	41	218	10	14	34	203	
11	池田町	1	3	10	1	3	10	1	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	南越前町	13	78	221	13	81	214	13	74	203	13	77	186	12	75	192	11	42	31	196	11	34	42	180	10	29	34	171	
13	越前町	27	139	422	26	150	420	26	159	425	25	137	387	26	136	346	26	91	43	321	27	86	43	335	26	76	45	320	
14	美浜町	8	43	144	8	45	185	8	45	188	8	43	181	8	45	183	8	28	13	139	6	27	16	147	7	25	15	119	
15	高浜町	11	65	244	11	59	237	11	62	237	11	59	223	11	64	202	11	51	13	204	11	43	17	233	11	45	15	221	
16	おおい町	9	97	199	10	85	238	10	87	240	10	87	260	10	91	240	10	50	26	190	10	43	28	185	8	40	27	173	
17	若狭町	18	122	361	18	118	372	18	120	399	18	116	345	18	110	353	18	41	65	349	18	36	66	334	18	41	67	323	
	合計	526	2,737	10,378	521	2,684	10,388	517	2,680	10,282	505	2,567	9,691	491	2,467	9,088	464	1,566	804	8,122	450	1,370	857	8,103	429	1,269	786	7,570	

資料出所：スポーツ課

## 第3節 指導者の養成

### 1 青少年育成指導者

【県民安全課】

次代を担う青少年を、健やかでたくましく、心豊かな社会人として育成することは、県民全ての願いであり、それを実現させるには、県民一人ひとりの深い理解と関心のもとに、家庭・学校・地域社会・行政が一体となって推進していく必要があります。

特に、地域に根ざした運動の展開は不可欠であることから、次に掲げるような青少年育成指導者を設置し、運動の核となってもらい各種施策の推進を図っています。

#### (1) 青少年育成推進指導員

青少年育成推進指導員は、青少年育成にかかる国、県および市町村民運動の一般県民への浸透を図るため昭和42年から設けられ、福井県青少年総合対策本部長（知事）および（公財）青少年育成福井県民会議会長が委嘱しています。

主な活動内容は、

- ① 青少年育成地域活動の推進
- ② 青少年団体の指導・育成
- ③ 青少年育成県民・市町民運動の推進
- ④ 青少年相談と愛護活動
- ⑤ 青少年を取り巻く環境の浄化と施設への協力活動

です。

当初は、福井市2名、その他の市町村各1名の計36名の委嘱でしたが、平成15年度に策定された「福井県青少年育成アクションプラン」を踏まえて制度の充実を行い、平成16年度から原則中学校区毎に1名ずつの80名を委嘱することになりました。平成26年度からは更なる活性化を図るため、中学校区に限らず、小学校区やブロック単位とするなど各市町の実情に応じた選出が可能となり、令和4年4月現在、県下で76名を委嘱しています。さらに、市町により各区・町内・自治会に置かれている「青少年育成推進員」との連携を図るなど、地域社会が一体となって青少年に関する諸問題に取り組む体制を強化しました。任期は2年間です。

#### (2) 青少年育成推進員

青少年育成推進員は、地域に根ざした青少年育成活動の促進と、青少年育成にかかる県および市町村民運動の地域への浸透を図るため、昭和58年より福井県青少年総合対策本部長、市町村長、青少年育成市町村民会議会長の委嘱による制度として開始されましたが、平成16年度より、「地域の子どもは、地域が守り育てる」ことの実効性をより高めるため、市町長、青少年育成市町民会議会長の委嘱による制度へと移行しました。

主な活動内容は、

- ① 地域住民への青少年健全育成に関する意識の啓発
- ② 青少年育成県・市町民運動の地域における推進
- ③ 青少年健全育成に関する情報の収集・提供、関係機関との連絡

です。

原則、各区・町内・自治会に1名ずつ委嘱しており、令和4年4月現在、2,677名を委嘱しています。任期は2年間となっており、各青少年育成市町民会議が主催する研修会に参加



して資質の向上を図っています。

## 2 社会教育指導者

【生涯学習・文化財課】

昨今の我が国における急激な社会構造の変化は、地域住民の連帯意識の希薄化や社会的連帯感を失わせるに至っています。こうした中で、次代を担う青少年の健全育成を進めるためには、適切な指導者の養成が急務です。そのため、県では、新しい時代の創造を目指して、国際的視野を備え、知・徳・体の調和のとれた人格の形成を図りながら、青少年問題について効果的な施策を進めるための指導者層の拡大と個々の資質を高めるよう積極的に取り組んでいます。

### (1) キャンプカウンセラー研修

奥越高原青少年自然の家では、キャンプカウンセラー研修を実施し、年間を通じた施設主催事業での活動支援カウンセラーの育成を実施しています。

この研修では、健全な青少年の育成と望ましい野外活動の普及発展を図るための学習や体験活動を行っています。大学生や社会人の積極的な参加を得て、野外活動の理論と実践を学ぶ機会をつくり、キャンプカウンセラーとしての資質の向上を図っています。

### (2) ボランティア研修

芦原青年の家、鯖江青年の家、三方青年の家では、高校生・大学生・社会人等を対象にボランティアの育成を図るため、カリキュラムを作成しボランティア養成講座を開講しています。基本的知識や技能を習得させ、県立青少年教育施設での活躍はもとより、生涯にわたるボランティア精神の涵養に役立つ研修を実施し、次代を担う青少年リーダーの育成を推進しています。

## 3 体育指導者

### (1) 学校体育指導者の資質向上

【保健体育課】

心身ともに調和のとれた児童・生徒の育成を図るためには、指導者の資質の向上が必要です。そのために、各運動領域の実技講習会・武道指導者養成講習会等を開催し、技能の向上に努めています。また、低学年の体育の授業に幼児体育指導の専門家を補助指導者として派遣し、体育担当教員が、「やる気を引き出す声かけの仕方」や「運動の補助の仕方」を学ぶ機会としています。その他、体育主任研修会や研究実践をもとにした研究協議会も実施して、指導力の向上を図っています。

### (2) 社会体育指導者

#### ア スポーツ推進委員

【スポーツ課】

各市町教育委員会が委嘱し、教育委員会の非常勤職員としてスポーツの振興に活躍しているスポーツ推進委員は、スポーツ基本法によって規定され、各市町におけるスポーツ振興の中心的な役割を担っています。昭和32年度に「体育指導委員」として設置されて以降、年々増加してきています。平成23年8月24日に名称が「スポーツ推進委員」に変更となり、令和5年度は、17市町で498名が配置されています。活動内容は、スポーツに関する各種教室での指導や各種大会等の企画・運営等であり、幅広く活躍しています。また、

地域住民のニーズに合わせた事業の実施に係る地域スポーツ振興のコーディネーターとしての役割が一層期待され、その責務の重要性とともに、活躍の場は今後さらに広がっていくものと思われます。

#### イ スポーツ少年団指導者

【スポーツ課】

青少年のスポーツ活動に携わっている県内のスポーツ少年団には、1,269名の指導者がおり、スポーツを通して青少年の健全育成を行っています。

県スポーツ少年団本部では、指導者の養成と確保を図るため各種講習会を開催し、青少年に適した指導法等の研修を実施しています。

ウ 公認スポーツ指導者 【スポーツ課】

(公財)日本スポーツ協会では、加盟団体および協力団体と連携して資質の高いスポーツ指導者を養成し、認定しています。令和4年10月現在、県内では、競技別指導者としてコーチングアシスタント163名、スタートコーチ182名、コーチ1,493名、コーチ263名、コーチ3269名、コーチ457名、教師45名、上級教師4名、スポーツドクター51名、スポーツデンティスト9名、アスレチックトレーナー49名、スポーツ栄養士4名、フィットネストレーナー2名、スポーツプログラマー14名、ジュニアスポーツ指導員36名、アシスタントマネージャー83名、クラブマネージャー4名、スポーツトレーナー(旧資格)3名の2,531名の有資格者がおり、スポーツの普及と競技力の向上に貢献しています。県スポーツ協会では、各競技団体と連携を密にして、指導員やアシスタントマネージャー養成講習会を実施するとともに、有資格者の資質向上と指導体制を確立するための研修会を実施しています。

エ レクリエーション指導者 【スポーツ課】

令和5年1月現在の公認指導者は、レクリエーション・インストラクター170名、余暇開発士2名、レクリエーション・コーディネーター36名、福祉レクリエーション・ワーカー130名、スポーツレクリエーション指導者23名、準中級レクリエーション・インストラクター276名、中級レクリエーション・インストラクター6名、準上級レクリエーション・インストラクター57名、上級レクリエーション・インストラクター16名、延べ716名が登録されています。有資格者は、高齢者、幼児関係施設、サロンなどの場所で、レクリエーション支援を行ったり、地域の要請に応じて指導者として出向いたり、心の元気づくりと健康寿命延伸を目的にレクリエーションの普及に努めています。

なお、県レクリエーション協会では、指導者の養成と資質の向上を図るため、各種の講習会・研修会を実施しています。

4 少年警察ボランティア 【県警人身安全・少年課】

非行少年の早期発見、補導および要保護少年に対する保護活動や有害環境の浄化等非行防止に直結する諸活動、非行少年・被害少年の立ち直り支援活動、少年を犯罪被害から守る取組などは、ひとり警察活動のみによるものではなく、広く地域社会の問題として取り上げ、それぞれの地域に応じた具体的な施策を推進する必要があります。警察では、こうした地域活動の効果的運用と総合体制の強化を図るため、少年の健全育成に熱意と理解ある民間有志を少年警察ボランティアとして委嘱等を行っています。

(1) 少年警察ボランティアの名称・人員等

- ・ 少年指導委員 50人 (県公安委員会委嘱) 任期 2年
- ・ 少年警察協助力員 252人 (県警本部長委嘱) // 2年
- ・ 少年警察大学生ボランティア 令和4年末現在16人登録

※ 少年指導委員は、少年警察協助力員を併嘱

(2) 各少年警察ボランティアの活動内容

ア 少年指導委員

盛り場において、非行少年等の補導、風俗営業者等に対する指導、協力要請、有害環境浄化のための協力援助等の活動。

イ 少年警察協助員

各地域において、非行少年等の早期発見・補導、有害環境の浄化、防犯教室の開催等、少年の非行を防止し、健全な育成を図り、犯罪被害から守る活動。

ウ 少年警察大学生ボランティア

非行少年、被害少年、その他少年の性格又は環境に照らして地域社会の支援が必要と認められる少年の立ち直りを図るための支援活動、健全育成活動、広報啓発活動等。

## 第6章 国際交流

### 1 内閣府主催海外派遣事業

【国際経済課】

青少年の国際交流事業は、次代を担う青少年が、広い視野と豊かな国際感覚を身につけ、諸外国の風土や市民生活に接することで、諸外国の文化を正しく理解し、ひるがえってわが国の実情を正しく認識し、相互理解と協調の精神を促進する上で極めて有意義です。

このような考えから、内閣府では、日本と諸外国の青年の交流を通し、相互の友好と理解を促進し、広い国際的視野と国際協力の精神を有する次代を担うにふさわしい青年の育成を目的に、「国際社会青年育成」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「東南アジア青年の船」「世界青年の船」の各事業を実施しています。

#### (1) 国際社会青年育成

平成6年に皇太子殿下の御成婚を記念して開始した「国際青年育成交流事業」を2019年のお代替わりを契機に発展させた事業であり、欧州・アフリカ、北米・中南米、アジア・大洋州の各地域の課題をテーマに設定し、当該課題を抱える域内2か国に日本青年を派遣してマルチ・ケース・スタディを行うことで、現代の複雑化したグローバル社会に沿った国際的視野を持つ青年を育成することを図るものです。

#### (2) 日本・中国青年親善交流

日中平和条約の締結を記念して、日中両国の共同事業として昭和54年から実施されているもので、両国青年相互の理解と友好の増進を図るため、ディスカッションや両国文化紹介などの交流を行うことに加え、教育・文化・福祉・産業・環境等の各種施設訪問、ホームステイなどを実施します。

#### (3) 日本・韓国青年親善交流

昭和59年の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨を踏まえ、日韓両国の共同事業として昭和62年度から実施されているもので、両国青年相互の理解と友好の増進を図るため、約2週間にわたり韓国各地を訪問し、青年等との交流、自国文化の紹介、相手国の諸事情の研究など各種交流活動を行います。

#### (4) 東南アジア青年の船

昭和49年1月のインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびタイの各国と日本との共同声明に基づいて、昭和49年度からこれら東南アジア各国の積極的な参加と協力の下に実施されています。

昭和60年からはブルネイが、平成8年度からはベトナムが、平成10年度からはラオスおよびミャンマーが、平成12年度からはカンボジアがそれぞれ東南アジア諸国連合（略称ASEAN）への加盟を機に参加国となり、交流国が広がりました。

この事業では、日本と東南アジア10か国の青年が、「東南アジア青年の船」に乗船し生活を共にする中で、各国事情の紹介や討論を行うとともに各種交流活動を行うことにより、相互の友好と理解を促進し、あわせて日本の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神の醸成と国際協力における実践力の向上を図ります。

#### (5) 世界青年の船

世界各地から集まり多様なバックグラウンドを持った外国青年とのディスカッションや文化交流、参加青年主体のワークショップ等を通して、異文化対応力、コミュニケーション力、

リーダーシップ、マネジメント力の向上を図ることにより、国際化の進展する各分野でリーダーシップを発揮して社会貢献を行うことができる青年を育成するとともに、国境を越えた強い人的ネットワークの構築を図るものです。

(6) 地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」

高齢者関連、障害者関連、青少年関連分野の社会活動に携わる日本青年を3か国へ派遣し、各分野の地域社会活動において中心的担い手となる人材を育成します。訪問国では、関係機関や施設等の訪問および意見交換、派遣分野の事情および背景や社会活動に関する先進的な取組みを学ぶほか、ホームステイ等による交流を行います。

第64表 内閣府主催青少年海外派遣事業福井県参加人員推移

年 度	昭和55年度～ 平成30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	計
国際社会青年育成	49	1	中止	—	—	50
日中青年親善交流	14	—	中止	1	—	15
日韓青年親善交流	3	—	中止	1	—	4
東南アジア青年の船	5	—	中止	—	—	5
世界青年の船 グローバルユースリーダー 次世代グローバルリーダー	87	—	中止	—	—	87
計	158	1	0	2	0	161

資料出所：国際経済課

2 青年海外協力隊

【国際経済課】

青年海外協力隊事業は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施しているもので、昭和40年度から行われています。

この事業は、開発途上国からの要請に基づき、青年海外協力隊員が現地の人々と生活・仕事を共にしながら、それぞれの技術や技能を生かして、地域の社会・経済発展に貢献することを目的としています。

20歳から39歳までの日本国籍を有する心身ともに健康な青年であれば、学歴、性別を問わず応募資格があり、技術・語学の選考試験等を経て派遣されます。協力隊員の募集は1年に2回、春と秋に行われ、試験に合格した後、国内の訓練施設で約70日間の語学研修や適応力強化のための訓練を受け、それぞれの任国へ年間4回程度にわけて派遣されています。派遣期間は2年間で単身赴任が原則です。

青年海外協力隊員の活動はボランティア精神に基づくもので、自ら進んで、開発途上国の発展に貢献しようとする若さと情熱により行われています。気候風土・歴史・文化・価値観の異なる途上国での2年間の海外協力活動は困難を伴いますが、これを克服する中での貴重な体験は、青年の国際的視野を広げるとともに、かけがえのない人生の思い出となるものです。

本県からは学校教育、医療、農業、コンピュータ技術などの多くの分野にわたり、令和元年度までに307名の青年が開発途上の国々に赴き、国づくりに協力してきています。日本の国際貢献が期待される中、本県の国際協力活動も推進していく必要があります。本県の青年もこれまで以上に積極的に当事業に参加することが望まれているとともに、帰国後、地域社会の国際化を推進するリーダーとしての活躍が期待されています。

なお、JICAでは、参加しやすい環境づくりとして、地域の企業と連携してグローバル人材の育成に貢献するプログラム「民間連携ボランティア制度」や、派遣期間が1年未満の「短期派遣制度」や退職しないで身分を残したまま参加する「現職参加」促進のために、所属先に対して人件費の一部を補てんする制度などを設けています。

また、県においては、青年海外協力隊に参加する福井県出身の方々の活動を支援するため、活動に必要な物資を広く県民から募集し現地に送っています。隊員が派遣国で福井県のPRを行ったり、海外の情報を県民に伝えるなど、福井と派遣国をつなぐ懸け橋としても活躍していただけるよう協力しています。

<JICA ホームページアドレス <http://www.jica.go.jp/>>

<福井県海外ボランティア活動支援に関するホームページアドレス

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/shienjigyo.html>>

第 65 表 青年海外協力隊福井県参加人員推移

年度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
参加人数	2	—	1	1	2	2	2	2	1	—	3	—	1	3	4	2	6	7	2	4
年度	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
参加人数	6	4	3	5	3	6	7	7	6	9	9	11	10	8	6	9	8	6	9	3
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	計	
参加人数	10	9	7	10	14	8	12	7	7	9	6	7	8	5	8	—	1	4	312	

資料出所：国際経済課

### 3 スポーツ少年団等の国際交流事業

【スポーツ課】

昭和49年度から実施されている日独スポーツ少年団同時交流事業は、日独両国との間に125名もの団員・指導者を相互に交流することにより、風俗、言語、習慣の違いについて研修し、相互の理解と協力を深め、国際親善を図る事業です。

福井県からの派遣は、令和2年度までに指導者、団員を合わせ115名に達しています。その期間は約3週間です。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度は団員1名のみ参加(オンライン開催)、令和4年度は参加者なしとなっています。

また、受入れは、北信越ブロックで毎年約17日間、指導者・団員12名を受け入れています。令和3年度は受入れ中止、令和4年度は受入れなしとなっています。

第 66 表 日独スポーツ少年団同時交流事業の推移（県派遣指導者・団員数）

回数	1~32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
年度	49~平17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
派遣指導者	12										1							
派遣団員	95	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	—	0	0
受入市町村	—	若狭町	敦賀市	勝山市	福井市	池田町	受入中止	坂井市	受入なし	美浜町	鯖江市	小浜市	受入なし	受入なし	あわら市	中止	受入中止	受入なし

資料出所：保健体育課・スポーツ課

#### 4 高等学校生徒国際交流事業

【高校教育課】

##### (1) 福井県高校生オンライングローバルキャンプ事業

この事業は、国際社会で活躍できるコミュニケーション能力と広い視野を持った人材の育成を図るため、県内の高等学校の生徒を対象としたオンライン研修を実施するものです。海外の大学生を講師とした少人数グループで、ディスカッションやプレゼンテーション等を行っています。令和3年度に事業開始し、令和3年は34名、令和4年度は24名が参加して交流しました。

##### (2) 福井県高校生中国語学研修事業

この事業は、国際社会で活躍できる語学力と広い視野を持った人材の育成を図るため、県内の高等学校の生徒を中国に派遣し、語学研修を実施するものです。現地では語学研修のほか、大学生との交流、ホームステイによる生活体験学習を行っています。平成24年度から事業開始し、27年度までは毎年5名、28年度から10名に拡大し、浙江省や北京市などに派遣しています。

##### (3) 福井県・ドイツ高校生共同学習・交流事業

この事業は、本県が友好協定を締結しているドイツのハールブルク郡・ヴィンセン市と高校生の派遣・受入を行うものであり、環境・エネルギー問題や伝統文化についての共同学習や、ホームステイによる生活体験学習を実施しています。これまで本県から105名の高校生がドイツを訪問し、108名のドイツ高校生を受け入れています。

#### 5 福井県・浙江省青少年交流事業

【国際経済課】

平成25年度に福井県と浙江省の友好提携締結20周年を迎え、両県省の間で、将来の日中交流の担い手となる青少年の交流促進について合意がなされました。

これを機に、両県省の青少年交流を促進し、相互交流を深めることにより、国際社会の中で活躍できる視野の広い人材の育成を目的に、平成27年度より、両県省へ相互に中学生を派遣し、交流を行っています。

平成30年度は、浙江省より中学生6名を受け入れ、令和元年度は、福井県から中学生10名を浙江省に派遣し、文化体験、ホームステイなどを通して交流しました。

(令和2年度から令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止。)

## 第7章 非行等問題行動の防止活動

### 1 非行防止活動

【県民安全課】【医薬食品・衛生課】

近年、非行少年等の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、依然として刑法犯全体に占める割合が高く、憂慮すべき状況が続いています。このため、県では青少年関係機関・団体および地域と連携、協力して、非行に対する理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成および社会環境浄化のための活動を行っています。

#### (1) 広報啓発活動

【県民安全課】

内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に合わせて、青少年育成研究大会、青少年健全育成県民大会等の開催や、県内主要駅およびショッピングセンターにおいて啓発グッズ等の配布活動を行っています。

#### (2) 非行防止一斉行動

【県民安全課】

関係機関・団体と連携、協力して学校の夏季休業前後（7～9月）に、県下一斉に街頭補導・指導活動を行うとともに、自転車通学時におけるマナー向上（6月）や公共交通機関のマナー向上（9月）の啓発指導を行っています。

#### (3) 青少年薬物乱用防止対策

【医薬食品・衛生課】

関係機関・団体と連携、協力し「不正大麻・けし撲滅運動」（5～6月）、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6～7月）、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10～11月）に併せて街頭キャンペーン等の啓発活動を行っています。

また、年間を通じ、県下の学生を対象にした薬物乱用防止教室を開催しています。

#### (4) 青少年愛護センター

【県民安全課】

県下には、12か所（5市5町2一部事務組合）の青少年愛護センターが設置され、青少年の非行の未然防止と社会環境の浄化を図るため、市町職員のほか、関係機関・団体および地域住民と協力して、街頭補導、少年相談等の活動を行っています。

### 2 有害環境浄化の推進

【県民安全課】

青少年を取り巻く有害な環境を排除し、青少年の身体的・精神的発育に良好な環境を整えるため、福井県青少年愛護条例に基づき、凶悪・粗暴な非行などを誘発助長するおそれのある有害な図書や物品の販売の規制などを行っています。

福井県青少年愛護条例の運用状況

#### ア 優良興行および優良図書等の推奨

青少年の健全な育成に有益であると認められる興行や図書等を、条例に基づき優良興行、優良図書等として推奨しています。推奨された優良興行、優良図書等は、県内の青少年関係機関などへ通知するとともに県のホームページに掲載して広く県民に周知しています。



第 67 表 優良興行、優良図書等の推奨

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
優良興行	1	0	0	0	0	0	0
優良図書等	49	60	40	57	10	19	30

資料出所：県民安全課

イ 有害興行、有害図書等、有害がん具刃物類の指定

① 興行や図書等は、その内容が青少年の健全育成を阻害するおそれがあると認められるときは、条例に基づき有害興行や有害図書等に指定し、青少年に観覧させたり、青少年に対して販売したりすることを禁止しています。

- ・ 有害興行の指定は、映画倫理委員会において成人向きとして指定した映画を有害興行として指定しています。
- ・ 有害図書等の指定は、書店等で販売されている雑誌などを中心に指定しています。

② がん具刃物類は、これを所持させることが青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、条例に基づき有害がん具刃物類に指定し、青少年に所持、携帯させたり、青少年に対して販売したりすることを禁止しています。

第 68 表 有害興行、有害図書等、有害がん具刃物類の指定数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
有害興行	61	66	62	65	38	25	20
有害図書等	120	119	118	60	5	0	20
有害がん具刃物類	0	0	0	0	1	0	0

資料出所：県民安全課

ウ 届出営業の状況

条例では、青少年に有害な影響を与えるおそれのある利用カード販売業などの営業については、知事への届出制とし、かつ青少年に対する販売を禁止しています。

県内の状況（令和 5 年 3 月現在）は、利用カード販売所 3 か所となっています。

## 第8章 青少年の被害防止・保護

### 1 児童虐待防止の推進

【児童家庭課】

児童虐待を防止するためには、早期発見、早期対応が重要であることから、県および各市町において、警察、学校、保育所、民生委員・児童委員などを構成員とする要保護児童対策地域協議会をそれぞれ設置し、地域の関係機関の連携強化を図っています。

### 2 相談機関による児童虐待相談の実施

【児童家庭課】

児童相談所、県健康福祉センター、市福祉事務所、児童家庭支援センターなどの関係機関において、児童虐待を含めた児童相談を実施しています。

なお、平成17年4月から児童福祉法の改正により、市町は児童相談の一義的な窓口となり、児童虐待を発見した場合の通告先としても位置付けられています。

また、令和5年2月から、子育てや親子関係に悩む子ども（18歳未満）とその保護者などが、SNS上で相談できる窓口として、「親子のための相談LINE」が開設されました

第69表 児童に関する相談機関

名称	所在地	電話番号
児童相談所		
総合福祉相談所（こども・女性支援課）	福井市光陽2丁目3-36	0776-24-5138
敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
24時間365日児童相談ダイヤル	（総合福祉相談所）	24時間365日よ 0776-24-3654
県健康福祉センター		
福井健康福祉センター福祉課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-2857
丹南健康福祉センター福祉課	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
〃 武生福祉保健部福祉課	越前市文京2丁目13-39	0778-22-4135
二州健康福祉センター福祉課	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター福祉課	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
市町児童相談担当課	—	
児童家庭支援センター		
児童家庭支援センター—陽	越前市行松町26-2-2	0778-43-5514
あわら児童家庭支援センター	あわら市田中々3-25-7	0776-78-7933
児童家庭支援センター白梅	小浜市木崎14-1-1	0770-56-5870
おくえつ児童家庭支援センターめぐみ	大野市春日65-92	0779-69-1324
「親子のための相談LINE」	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29751.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29751.html</a>	

資料出所：児童家庭課

### 3 学校等における児童・生徒の安全確保

#### (1) 不審者対策

【保健体育課】

##### ① 「危険等発生時対処要領」の作成および「防犯（不審者対応）訓練」の実施

県および各学校においては、緊急時の初動体制や対応等をまとめた「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成しており、不審者侵入を想定した避難訓練等を実施しています。また、訓練後は課題について検討し、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の見直しを図っています。

##### ② 不審者情報等については、該当校から保護者や近隣学校への連絡体制や、各市町教育委員会から県教育委員会・警察等および近隣市町教育委員会への連絡体制を整備し、迅速に対応しています。また、県教育委員会では情報の共有化を図るため、庁内の関係各課と Teams で連絡共有したり、県立学校および他市町教育委員会に対しては、電話やメールにて情報を提供したりしています。また、個別に対応が必要な場合には、県警のリユウピーネットを活用して注意喚起しています。

##### ③ 各学校においては集団および複数による登下校を徹底するとともに、緊急時に子どもが避難できる「子ども 110 番の家」の活用を推進しています。

##### ④ 各学校では、警察や関係機関と連携し、不審者侵入等を想定した避難訓練や緊急時の対応を学ぶ防犯（不審者対応）訓練等を実施しています。また、県では各学校における防犯教室を推進するため、教職員を対象とした防犯教室講習会等を開催しています。

##### ⑤ 「子ども安心県民作戦」

【県民安全課】

登下校時等の子どもの安全を確保するため、地域の各関係機関や団体事業所等と学校が連携し、地域ぐるみの見回り活動や声かけ運動を展開しています。

##### ⑥ 「夕方見守り運動」

【県民安全課】

声かけ事案が多く発生する夕方に、大人が散歩等の屋外活動を行うよう心がけることにより、子どもを見守る住民の目を増やし、子どもの見守りを強化する「夕方見守り運動」の普及を図っています。

##### ⑦ ドライブレコーダー搭載車による見守り

【県民安全課】

ドライブレコーダーによる「見守り協力車両」を募集し、「ながら見守り」を推進しています。

#### (2) 学校におけるセキュリティ対策

【保健体育課】

外部との出入口を確実に施錠するとともに保護者や関係機関の出入口を一本化するだけでなく、防犯カメラの設置も推進しています。また、受付を明示するなど来校者のチェック体制を確立するなど、不審者の侵入を防止する3段階のチェック体制を踏まえて、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の見直しを行っています。

## 第9章 相談活動

### 第1節 相談活動の充実と連携

#### 1 相談活動の充実

【県民安全課】

育児やしつけ、非行などの青少年に関する様々な問題について相談に応じ、親や青少年などの問題解決と自立を支援するため、学校、教育研究所、児童相談所、少年サポートセンターなどの機関において相談活動が実施されています。

今後、ますます多様化、複雑化していくことが予想される子育てに関する相談や青少年の悩み相談に対応するには、相談者が気軽に利用できる身近な相談窓口を充実させるとともに、各相談機関相互の連携強化を図り、それぞれの専門性を活かした適切な相談が受けられる体制を整備する必要があります。

##### (1) 教育総合研究所

【教育総合研究所】

教育総合研究所教育相談センターでは、幼児・児童生徒の教育上の問題について、来所相談（面談）や電話相談、メール相談を行い、家庭・学校・関係機関との連携を密にしなが  
ら、問題解決のための援助を行っています。平成29年度からは、従来からの教員の相談員に加え、心理（スクール・カウンセラー）、福祉（スクール・ソーシャルワーカー）のスタッフが配置され、より専門的な視点からの相談を行っています。また、県内の他の相談機関と連携を図りながら教育相談業務を行っています。

業務内容は多岐にわたりますが、主な相談業務内容には、次のようなものがあります。

教育相談活動

##### ① 教育相談

- ・来所相談（面談）
- ・電話相談
- ・メール相談
- ・専門家（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー）を加えたチームによる支援

##### ② 高校中途退学・既卒者進路応援

- ・「自立支援センター」を設置し、居場所の提供や学習支援等を実施

##### ③ 障害を理由とした差別に関する相談窓口

##### ④ 家庭教育相談・応援サイト

この他に、人間関係や子育ての悩みなどの子どもや保護者の相談に、夜間・休日を含め24時間対応するため電話相談員を置き、相談体制の充実を図っています。

##### (2) 児童相談所

【児童家庭課】

児童相談所は、児童に関する様々な問題について市町に対する後方支援や、より困難な事例に対する専門的な支援を行う機関として、県下では、総合福祉相談所および敦賀児童相談所の2か所が設置されています。児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、保育士等の専門職員が置かれ、相談、調査、診断、判定、児童福祉施設等への措置、一時保護等の業務を行っています。

相談内容を大別すると、

##### ① 児童の保護・養育問題、児童虐待問題についての養護相談

##### ② 窃盗、傷害等の触法行為および家出、乱暴等の問題行為についての非行関係相談

- ③ しつけ、適性、不登校等についての育成相談
- ④ 知的障害、肢体不自由等についての心身障害相談

に分けられます。

(3) 健康福祉センター・各市福祉事務所

【児童家庭課】

地域住民に密接に結びついた県下の各健康福祉センター（担当：町部）および各市福祉事務所には家庭相談員が配置され、家庭児童に対する適切な相談指導を行っています。

(4) 福井少年サポートセンター

【県警人身安全・少年課】

県警では、昭和 60 年から本部に「ヤングテレホン（直通相談電話）」を設け、少年の非行防止と健全育成にかかる相談に応じていましたが、全国的に少年非行が増加・悪質化し、また、被害に遭う少年が増加したことなどを受け、これらに的確に対処するために平成 11 年 3 月に「福井少年サポートセンター」を発足させました。平成 28 年度には、相談窓口を福井県警察本部庁舎から葵分庁舎へ移設し、相談しやすい環境を整備しています。

同センターでは、専門の少年補導職員が少年の健全育成のための専門的・継続的支援活動を行うほか、必要に応じて民間嘱託の専門家（精神科医、臨床心理士等）であるサポートアドバイザーと連携したカウンセリングや少年警察ボランティア等の協力を得るなどした各種体験活動を活用した立ち直り支援活動等を積極的に推進しています。

(5) 総合福祉相談所（精神保健福祉センター部門）

【総合福祉相談所】

ア 概要

精神保健福祉センターは、“精神保健及び精神障害者福祉に関する法律”に基づき、精神保健の向上および精神障害者の福祉の増進を図るため、都道府県および政令指定都市に設置が義務づけられている機関です。本県では、昭和 47 年に設置され、業務としては精神保健および精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、ならびに相談および指導のうち複雑・困難なものを行う施設です。

平成 26 年 4 月からは、身体・知的・精神の 3 つの障害の相談等に一元的な対応等を図るため、福井織協ビルから総合福祉相談所内に移転・統合し、併せてひきこもりの総合的な窓口として「福井県ひきこもり地域支援センター」を併設しています。

精神保健福祉センターの業務は、総合福祉相談所の障がい者支援課精神グループが担当し、心理士、保健師、精神保健福祉士、事務職、嘱託精神科医師等を配置しています。

業務内容は多岐にわたっており、次の 10 に大別されます。

- ① 企画立案（専門的立場から精神保健福祉主管部局および関係諸機関への提案や意見具申。）
- ② 技術指導および技術援助（専門的立場から、保健所、市町および関係諸機関に対する技術面の支援。）
- ③ 教育研修（精神保健福祉業務に従事する職員等に向けた専門的研修等の教育研修）
- ④ 普及啓発（一般住民に対する、精神保健福祉や精神障についての知識、精神障がいの権利擁護等についての普及啓発。健康福祉センター、市町が行う普及啓発活動に対する協力等。）
- ⑤ 調査研究（精神保健福祉に関する調査研究、関係諸機関等への統計・資料の提供。）

- ⑥ 精神保健福祉相談（精神保健および精神障害者福祉に関する相談および指導のうち、複雑・困難なもの。心の健康相談から思春期等の特定相談を含め精神保健福祉全般の相談。）
- ⑦ 組織育成（家族会、患者会、遺族の会、社会復帰事業団体などの組織の育成等。）
- ⑧ 審査事務（自立支援医療費（精神病院）や精神障害者保健福祉手帳の判定、人権に配慮した入院治療を確保するため精神医療審査会を開催。）
- ⑨ こころのケアの推進（ひきこもりグループ療法や親グループカウンセリングなど県民の心の健康づくりの促進。）
- ⑩ 自殺対策（ストレスチェックや依存症セミナー、相談機関職員等の研修会、自殺対策予防週間や自殺対策強化月間における啓発事業。）

#### イ 青少年に対する相談業務

精神保健福祉士、保健師、心理士および非常勤の相談員が相談に応じております。また、必要と認められる場合、精神科医につないで相談を行っています。

また、近年増加が指摘されている“ひきこもり”についても、平成 26 年度から開設されたひきこもり地域支援センターにおいて、個別相談や、家庭訪問などのアウトリーチ相談を行っています。家庭と実社会との中間的な居場所である「フリースペース」や、ひきこもりの家族を対象とした学習会といった、グループ療法なども実施しています。令和 2 年 4 月には、ひきこもり地域支援センター嶺南サテライトを設置し、嶺南地域のひきこもり支援機能を強化しています。

#### (6) 福井県人材確保支援センター（ふくいジョブステーション） 【労働政策課】

概ね 52 歳以下の若者を対象に、専門のキャリアアドバイザーが仕事に関する様々な相談に応じ、悩みや問題の解消に向けたサポートを行っています。

[所在地等]

- ・ふくいジョブステーション 福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 1 階  
TEL 0776-32-4510
- ・ミニジョブステーション敦賀 敦賀市道口 19-2-1 福井県立敦賀産業技術専門学院 2 階  
TEL 0770-23-5416
- ・ミニジョブステーション小浜 小浜市大手町 4-1 小浜市働く婦人の家 1 階  
TEL 0770-52-3542

#### (7) ふくい若者サポートステーション（サポステふくい） 【労働政策課】

##### ア 概要

若年無業者等（職に就かず、通学も家事もしていない、概ね 15 歳から 49 歳の若者）の職業的自立のための相談窓口として、「地域若者サポートステーション」が平成 18 年度より全国に設置されています。

本県では、「ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）」を平成 18 年 8 月に開設し、概ね 15 歳から 49 歳までの若者を対象に、職業的自立に向けた以下の支援事業を行っています。

- ① 相談・カウンセリング
- ② 自立支援プログラムの実施
- ③ ジョブトレーニングの実施

- ④ 企業とのマッチング・コーディネートの実施
- ⑤ 学校と協力して若者の無業化防止に向けた支援を実施
- ⑥ 他の支援機関との連携・協力支援
- ⑦ 保護者向けセミナーの実施

イ 青少年に対する相談業務

職業的自立についての悩みや問題を持った青少年やその保護者等に対して、キャリアカウンセラーや臨床心理士が相談に応じ、以下のような内容について継続的な相談・カウンセリングを行っています。

- ① 自身や対人関係に対する不安の解消、自信の回復
- ② 自立意識、勤労意識の形成
- ③ 社会人としての基本的能力の習得
- ④ 職業適性の理解、職業選択
- ⑤ 親子関係の構築、子供との接し方

また、必要に応じて他の相談機関との連携・協力をを行い、相談者一人ひとりに対するきめ細かい包括的な支援を行っています。

[所在地等]

- ・ふくい若者サポートステーション 福井市光陽 2-3-22 県社会福祉センター1階  
TEL 0776-21-0311
- ・ふくい若者サポートステーション若狭町サテライト  
三方上中郡若狭町大鳥羽 27-13-4  
若狭ものづくり美学舎内  
TEL 0770-64-1788
- ・ふくい若者サポートステーション小浜サテライト  
小浜市後瀬町 1-6 小浜勤労福祉会館 2階  
TEL 0770-64-5620

**2 相談活動の連携**

**【県民安全課】**

身近な相談窓口と専門の相談機関とが連携しスムーズな対応を図るため、また、児童相談所、青少年愛護センター、教育研究所、県健康福祉センター、市福祉事務所、少年サポートセンターなどの関係各機関が情報を共有し、それぞれの専門性を活かした適切な対応を行うため、青少年に関する相談機関相互の連携強化を図ります。

## 第2節 主な青少年相談機関

相談の種類	名称	相談業務の概要	電話番号	開設時間	
福祉相談	<b>児童相談所</b>				
	総合福祉相談所	児童福祉、児童虐待に関する相談	0776-24-5138	月～金 8:30～17:15	
	敦賀児童相談所		0770-22-0858	月～金 8:30～17:15	
	24時間365日児童相談ダイヤル		0776-24-3654	24時間・365日	
	<b>福祉事務所</b>				
	福井健康福祉センター（福祉課）	児童福祉に関する相談	0776-36-2857	月～金 8:30～17:15	
	丹南健康福祉センター（福祉課）		0778-51-0034	月～金 8:30～17:15	
	丹南健康福祉センター （武生福祉保健部福祉課）		0778-22-4135	月～金 8:30～17:15	
	二州健康福祉センター（福祉課）		0770-22-3747	月～金 8:30～17:15	
	若狭健康福祉センター（福祉課）		0770-52-1300	月～金 8:30～17:15	
	福井市福祉事務所	児童福祉に関する相談 児童虐待等に関する相談（※）	0776-20-5404	月～金 8:30～17:15	
	敦賀市福祉事務所		0770-22-8123	月～金 8:30～17:30	
	小浜市福祉事務所		0770-53-1111	月～金 8:30～17:30	
	大野市福祉事務所		0779-64-5142	月～金 8:30～17:15	
	勝山市福祉事務所		0779-87-0777	月～金 8:30～17:15	
	鯖江市福祉事務所		0778-53-2216	月～金 8:30～17:30	
	あわら市福祉事務所		0776-73-8020	月～金 8:30～17:15	
	越前市福祉事務所		0778-22-3004	月～金 8:30～17:30	
	坂井市福祉事務所		0776-50-3163	月～金 8:30～17:15	
	※ 児童虐待等に関する相談については、各町の児童担当課においても対応しています。				
		すこやかダイヤル	家庭教育全般にわたる相談	0776-41-4205	火・木・土 13:00～16:00 17:00～20:00
	24時間子供SOSダイヤル		0120-0-78310	24時間・365日	
	教育総合研究所教育相談センター	いじめ、友人関係・不登校など 教育に関する相談	0776-51-0511	月～金 8:30～17:15	
	嶺南教育事務所教育相談室		0770-56-1310	月～金 8:30～17:15	
精神保健	<b>総合福祉相談所（精神保健福祉センター）</b>				
	こころの相談電話	精神保健に関する複雑困難な 事例に対する相談指導、思春 期保健に関する相談指導等	0776-26-4400	月～金 9:00～17:00	
就労・自立に についての相談	<b>ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）</b>				
	ふくい若者サポートステーション	若年無業者等の就労に関する 相談・カウンセリング	0776-21-0311	月～金 第1・3土曜日 9:00～17:00	
	ふくい若者サポートステーション 若狭町サテライト		0770-64-5620	月～金 9:00～17:00	
	ふくい若者サポートステーション 小浜サテライト		0770-64-5620	月～金 9:00～17:00	



相談の種類	名称	相談業務の概要	電話番号	開設時間
子どもの人権問題	<b>福井地方法務局</b>			
	子どもの人権110番	子どもの人権問題についての相談	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
	福井地方法務局人権擁護課		0776-22-5090 (代表)	月～金 8:30～17:15
	福井地方法務局武生支局		0778-22-0194 (代表)	月～金 8:30～17:15
	福井地方法務局敦賀支局		0770-25-0174 (代表)	月～金 8:30～17:15
	福井地方法務局小浜支局		0770-52-0238 (代表)	月～金 8:30～17:15
非行防止等	<b>警察本部（人身安全・少年課）</b>			
	ヤングテレホン (福井少年サポートセンター)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	0776-24-4970 0120-783-214	月～金 8:30～17:15 (上記以外は留守番電話で対応)
	<b>青少年愛護センター</b>			
	ヤングテレホン (福井市青少年愛護センター)	非行防止、家庭問題等に関する相談	0120-57-4970 yanteresoudan@city.fukui.lg.jp	月～金 8:30～17:00 (上記以外は留守番電話で対応) メールの返信には数日を要します
	家庭教育相談 (敦賀市青少年愛護センター)		0770-23-0189 0120-09-0523	火～土 9:00～16:00
	家庭教育相談 (小浜市青少年愛護センター)		0770-64-6033	月～金 8:30～17:00
	ヤングテレホン (丹南青少年愛護センター鯖丹支所)		0778-52-6114	月～金 8:30～17:15 (上記以外は留守番電話で対応)
	ヤングテレホン (丹南青少年愛護センター南越支所)		0778-23-6699	月～金 8:30～17:15 (上記以外は留守番電話で対応)
	ヤングテレホン (奥越青少年愛護センター大野分室)		0779-66-1006	月～金 9:00～16:00
	ヤングテレホン (奥越青少年愛護センター勝山分室)		0779-88-1004	月～金 9:00～16:00
	あわら市青少年愛護センター		0776-77-3937	月～金 8:30～17:15 (不在時は留守番電話で対応)
	坂井市青少年愛護センター		0776-50-3400	月～金 9:00～17:00
	永平寺町青少年愛護センター		0776-61-3400	月～金 8:30～17:00
	美浜町青少年愛護センター		0770-32-6708	月～金 8:30～17:00
	高浜町青少年愛護センター		0770-72-7724	月～金 8:30～17:00
	おおい町青少年愛護センター		0770-77-1150	月～金 8:30～17:15
	若狭町青少年愛護センター		0770-62-2731	月～金 8:30～17:15

資料出所：県民安全課

## 第10章 施設

### 1 児童厚生施設

【こども未来課】

#### (1) 児童館・児童センター

都市化に伴う遊び場の不足や核家族化の進展など、児童をとりまく環境は大きく変化してきており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが必要となっています。

このため、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童館や児童センターが設置されています。これらは、子ども会や母親クラブ等の地域組織活動の拠点ともなっており、地域における子どもたちの健全育成活動の拠点として大きな役割を果たしています。

令和5年4月1日現在、県下には児童館64館、大型児童館2館、児童センター30館の計96館が設置されています。

第70表 児童館・児童センター一覧

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	つばき児童館	福井市種池2丁目309	(0776) 33-0645
2	ひまわり児童館	〃 文京6丁目20-21	(0776) 21-9590
3	さざんか児童館	〃 春日町221-2	(0776) 33-2045
4	とちのき児童館	〃 松本1丁目30-24	(0776) 25-4580
5	もくせい児童館	〃 太田町14-7	(0776) 38-3490
6	とまと児童館	〃 大瀬町24-5-1	(0776) 33-2411
7	すいせん児童館	〃 灯明寺町2丁目2109	(0776) 29-2050
8	すずらん児童館	〃 江端町29-101	(0776) 38-5513
9	ふじ児童館	〃 高木北2丁目1106	(0776) 53-5240
10	もみじ児童館	〃 新保1丁目920	(0776) 52-3146
11	こすもす児童館	〃 日之出5丁目14-1	(0776) 52-0619
12	くすのき児童館	〃 花堂北2丁目5-3	(0776) 34-8137
13	たちばな児童館	〃 光陽1丁目25-29	(0776) 24-2859
14	たんぽぽ児童館	〃 和田1丁目7-26	(0776) 30-0335
15	すみれ児童館	〃 上野本町2丁目1302	(0776) 56-4460
16	どんぐり児童館	〃 北四ツ居2丁目7-14	(0776) 52-8800
17	くるみ児童館	〃 若杉4丁目2102番地	(0776) 35-8020
18	つくし児童館	〃 西堀町8-107	(0776) 22-0131
19	まきやま児童館	〃 東郷二ヶ町25-16	(0776) 41-3101
20	たけのこ児童館	〃 砂子坂町5-58	(0776) 83-1651

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
21	すぎのこ児童館	〃 市波町25-3-4	(0776) 96-4334
22	くりのみ児童館	〃 グリーンハイツ9-165	(0776) 98-3833
23	さくらんぼ児童館	〃 林町48-25	(0776) 52-1561
24	ちゅうりっぷ児童館	〃 荒木新保町45-7-1	(0776) 41-4155
25	まつのき児童館	〃 松本4丁目8-4	(0776) 26-1021
26	敦賀児童館	敦賀市舞崎町2丁目20-4	(0770) 22-2806
27	松原児童館	〃 松島町28番4号	(0770) 23-1521
28	敦賀市立児童センター	〃 榎川42-2-1	(0770) 25-7879
29	中名田児童館	小浜市深野7-11	(0770) 59-0160
30	遠敷児童センター	〃 遠敷1丁目202	(0770) 56-0114
31	加斗児童館	〃 飯盛58-14	(0770) 53-2175
32	堅海児童センター	〃 堅海37-16	(0770) 53-3612
33	東部児童センター	大野市美里町801	(0779) 66-5233
34	北部児童センター	〃 陽明町3丁目701	(0779) 65-3665
35	南部児童センター	〃 日吉町9-8	(0779) 66-2133
36	西部児童センター	〃 泉町6番20号	(0779) 66-0912
37	和泉児童センター	〃 朝日34-3	(0779) 78-2655
38	東部児童センター	鯖江市別司町21-17	(0778) 65-1119
39	新横江児童センター	〃 定次町108	(0778) 51-1450
40	水落児童館	〃 水落町1丁目8-22	(0778) 52-3561
41	石田児童センター	〃 石田下町17-11	(0778) 52-5150
42	本町児童センター	〃 本町4丁目6-16	(0778) 52-8903
43	神中児童センター	〃 神中町3丁目5-31	(0778) 52-8909
44	有定児童センター	〃 有定町2丁目8-21	(0778) 51-2985
45	平井児童センター	〃 平井町27-9-5	(0778) 62-0716
46	小黒町児童センター	〃 小黒町1丁目1-18	(0778) 52-4529
47	舟津児童センター	〃 舟津町4丁目8-16	(0778) 51-3329
48	曲木児童センター	〃 中野町54-30-1	(0778) 52-5940
49	鳥羽中児童センター	〃 神明町4丁目7-55	(0778) 52-5920
50	長泉寺児童センター	〃 長泉寺町2丁目3-11	(0778) 52-0697
51	柳町児童センター	〃 柳町2丁目1-8	(0778) 52-9302
52	戸口児童センター	〃 戸口町15-18-3	(0778) 65-0664
53	吉野児童館	越前市本保町19-9-1	(0778) 29-3230

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
54	武生南児童センター	越前市武生柳町11-28	(0778) 23-5892
55	武生西児童センター	〃 中央2丁目4-10	(0778) 23-4893
56	武生東児童センター	〃 国府2丁目16-8	(0778) 24-5229
57	国高児童センター	〃 国高2丁目325-3	(0778) 21-5055
58	味真野児童センター	〃 池泉町14-1	(0778) 27-8998
59	王子保児童センター	〃 四郎丸町55-4-4	(0778) 24-2299
60	北日野児童センター	〃 小野谷町1-13	(0778) 22-1176
61	花 筐 児 童 館	〃 粟田部町41-11-1	(0778) 43-0990
62	南 中 山 児 童 館	〃 西庄境町21-7-1	(0778) 43-0991
63	服 間 児 童 館	〃 藤木町12-43	(0778) 43-1722
64	大 虫 児 童 館	〃 丹生郷町13-20-4	(0778) 25-0770
65	神 山 児 童 館	〃 広瀬町102-41	(0778) 42-5573
66	北 新 庄 児 童 館	〃 北町54-25	(0778) 42-0761
67	岡 本 児 童 館	〃 定友町10-15	(0778) 43-0974
68	池 上 児 童 館	坂井市三国町池上26-1	(0776) 82-5925
69	西 瓜 屋 児 童 館	〃 丸岡町西瓜屋9-10-1	(0776) 66-5954
70	坪 江 地 区 児 童 館	〃 丸岡町乗兼14-21	(0776) 66-0493
71	今 市 児 童 館	〃 丸岡町今市16-11	(0776) 66-8904
72	城 北 児 童 館	〃 丸岡町城北6-6	(0776) 66-4483
73	新 九 頭 竜 児 童 館	〃 丸岡町新九頭竜2-147	(0776) 66-3890
74	坂井児童センター	〃 坂井町宮領50-42-6	(0776) 66-1761
75	兵 庫 児 童 館	〃 坂井町上兵庫62-11	(0776) 72-1503
76	大 関 児 童 館	〃 坂井町東12-5-1	(0776) 72-1957
77	坂井木部児童館	〃 坂井町高柳117-11	(0776) 72-3388
78	松 岡 児 童 館	吉田郡永平寺町吉野塚15-44	(0776) 61-0750
79	上 志 比 児 童 館	〃 永平寺町石上27-40	(0776) 64-3100
80	志 比 児 童 館	〃 永平寺町東古市10-5	(0776) 63-3113
81	池 田 町 児 童 館	今立郡池田町稲荷24-9-1	(0778) 44-6205
82	南 条 児 童 館	南条郡南越前町東大道19-49-3	(0778) 47-3354
83	今 庄 児 童 館	〃 南越前町今庄68-16-1	(0778) 45-1564
84	湯 尾 児 童 館	〃 南越前町湯尾79-5	(0778) 45-0046
85	河 野 児 童 館	〃 南越前町甲楽城16-1-27	(0778) 48-2321
86	朝日児童センター	丹生郡越前町気比庄57-205	(0778) 34-7123

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
87	宮 崎 児 童 館	〃 越前町江波76-5-1	(0778) 32-2323
88	越 前 北 部 児 童 館	〃 越前町梅浦60-15	(0778) 37-1754
89	越 前 中 部 児 童 館	〃 越前町道口9-41	(0778) 37-2270
90	織 田 児 童 館	〃 越前町織田109-55	(0778) 36-2232
91	南 市 児 童 館	三方郡美浜町南市9-13-3	(0770) 32-0707
92	第 一 児 童 館	大飯郡高浜町西三松6-21-8	(0770) 72-2080
93	名 田 庄 児 童 館	〃 おおい町名田庄三重47-48	(0770) 67-3445
94	奥名田児童センター	〃 おおい町名田庄井上16-41	(0770) 67-3455

資料出所：こども未来課

## (2) 福井県児童科学館

福井県児童科学館（エンゼルランドふくい）は、子どもたちの夢を育む児童健全育成のための施設として、平成11年6月に開館し、令和元年度の来館者数は52万人、開館からの累計来館者は1,056万人を超え、県内の児童健全育成の拠点施設としての役割を果たしています。

当施設は、多機能型の大型児童館で、屋内外にわたって、子どもたちが十分に身体を動かしながら学ぶことができる参加体験型施設となっており、平成28年10月にリニューアルした「展示エリア」、「プレイエリア」、「センターエリア」、「屋外広場」から構成されています。

新しい「展示エリア」は、『日常生活の中にある数学的な視点』から7つのテーマに基づく体験型のアイテムを配置し、科学の現象を子どもたちが実体験できます。リニューアルのシンボルである、国内最大級の大型モニター『ジオ・エンゼル』では、世界の動植物や地球の気象などの映像をダイナミックに楽しむことができます。そのほかに、子どもたちが自分で体験しながら理解できる参加型科学実験教室の『コミュニケーション・ラボ』、光の実験ができる『ひかりドーム』、小さい子どもでも遊びながら科学を学ぶ『おやこラボ』では様々な体験ができます。

「プレイエリア」は、大型恐竜型遊具『プレイザウルス』を中心とした幼児コーナー、科学実験ショーを楽しめる『サイエンス・ラボ』のほか、実験・工作ができる『クラフトルーム』、コンピュータに親しむことができる『コンピュータールーム』があります。

「センターエリア」には、たまご型の空間『ファンタジーエッグ』と直径23mのドーム型スクリーンからなる『スペースシアター』があります。『ファンタジーエッグ』は、通常はロビーとしての役割を担い、ショーの時間になると、光と音の幻想的な空間となり、子どもたちが歌って踊る場所になります。また、『スペースシアター』は、子どもたちが宇宙に対する興味・関心を持ち、探求心を培うことを目的としており、プラネタリウムの投映および全天周映画の上映を行っています。

平成30年度から新たに、名誉館長である毛利衛氏が館長を務める日本科学未来館のジオ・コスモスに投影されているコンテンツを参考にして作成した新コンテンツの放映を開始

しました。

「屋外広場」には、芝生広場にアスレチック遊具が設置され、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境となっています。そのほかに、木製栈橋や日時計といった建築物もあり、これらの周りにはビオトープや様々な樹木が自然豊かに彩っています。

こうした施設を活用し、活動内容の工夫や利便性の向上に努め、子どもから大人まで幅広い年代に来館いただけるよう運営を行っています。

第 71 表 福井県児童科学館

施設名	所在地	電話番号	設置年月日
福井県児童科学館	〒919-0475 坂井市春江町東太郎丸3-1	0776-51-8000	H11.6.1

資料出所：こども未来課

(3) 福井県こども家族館

福井県こども家族館は、「手づくり」と「冒険」をテーマにした体験型児童館として、平成20年8月に開館し、開館からの累計来館者は290万人を超え、嶺南地域の児童健全育成の拠点施設としての役割を果たしています。開館15周年となる令和5年度にリニューアルオープンしました。遊びの中でのふれあいやコミュニケーションを体験することで、子どもと家族がともに成長してほしいという理念のもと、子ども同士はもちろん、親子や家族が一緒に体験することを重視して施設設計がなされています。

1階『工房ゾーン』には、「ものづくり工房」と「クッキング工房」があり、どちらも40人が一度に参加できる設備が整えられています。また、100人以上が入れる「なんでもホール」は遊具や設備が充実しており、マット遊び、ブロック遊び、映画や劇の上映など、日替わりで違う遊びを楽しむことができます。工房と「海底のエントランス」の周りには、絵の具で壁に直接らくがきできる「ダビンチの壁」、買い物ごっこができる「わくわくショップ」などがあり、いろいろな体験ができます。さらに、乳幼児向けには、ボールプールやおもちゃ、絵本等を備えた「すくすくフォレスト」が用意されています。

2・3階の『あそび探検ゾーン』では、巨大帆船「こども探検号」と約20万個のボールを使ったボールプール、クライミングウォール等があり、網のはしごや滑り台を使って船とプールを行き来しながら遊ぶ空間となっています。こども探検号の船内および岩場と洞窟でできた「ふしぎ探検エリア」には、秘密が隠された船長室「キャプテンズキャビン」、船を操縦しながら宝を探す「操舵シミュレーター」など、探究心をかき立てるアイテム満載です。

4階は、高さ20mの「展望フロア」になっており、若狭の海山の景色はもちろん、あそび探検ゾーンを見下ろすことができます。

『屋外ゾーン』には、「親水広場」「芝生広場」が広がり、人間の家族や動物親子の自然な姿を表現したモニュメント、子どもたちが自ら遊びを創造できるシンプルな遊具などが配置してあります。

こうした施設を活用し、子どもたちの創造力・体力・情操を育むための、豊かな「体験」を提供し、地域に愛される施設となるよう運営を行っています。

第72表 福井県子ども家族館

施設名	所在地	電話番号	設置年月日
福井県子ども家族館	〒919-2107 大飯郡おおい町成海1-1-1	0770-77-3211	H20.8.1

資料出所：子ども未来課

2 社会教育関係施設

【生涯学習・文化財課】

(1) 青少年センター

青少年の夢と希望を育て、心身ともにたくましい青少年の育成のため、青少年の研修の場として、また、いこいの場・活動の拠点として設置されています。

第73表 青少年センター一覧

施設名	所在地	電話	施設の内容	宿泊定員	研修定員
大野市青少年教育センター	大野市中野 57-6-1	0779 66-6650	研修室、体育館、和室、茶室	—	150名

資料出所：生涯学習・文化財課

(2) 青年の家

恵まれた環境の中で、青少年やその指導者が規律正しい共同生活をしながら、研修・スポーツ・交歓・レクリエーションなどを通じて教養を高め、体力を鍛えると同時に情操を育て、規律・共同・友愛・奉仕の精神を養うことを目的として設置されています。

第74表 青年の家一覧

施設名	所在地	電話	施設の内容	宿泊定員	研修定員
福井県立 芦原青年の家	あわら市北潟 153-227	0776 79-1001	宿泊室、研修室、体育館、キャンプ場、グラウンド、カヌー艇庫、グラススキー場、サイエンスルーム	120名	90名 サイエンスルーム 40名
福井県立 鯖江青年の家	鯖江市上野田町 19-1	0778 62-1214	宿泊室、研修室、体育館、和室、多目的ホール、栽培温室	120名	120名
福井県立 三方青年の家	三方上中郡若狭町 鳥浜 122-27-1	0770 45-0229	宿泊室、研修室、体育館(多目的ホール)、和室、談話コーナー、キャンプ場	120名	120名 多目的ホール 500名

資料出所：生涯学習・文化財課

(3) 青少年自然の家

青少年を自然に親しませ、自然の中での集団生活を通じて、情操や社会性を豊かにし、心身を鍛え、青少年の健全な育成を図ることを目的として設置されています。

第75表 青少年自然の家一覧

施設名	所在地	電話	施設の内容	宿泊定員	研修定員
福井県立 奥越高原 青少年自然の家	大野市南六呂師 169-8	0779 67-1321	宿泊室、体育館、研修室、クラフト室、キャンプ場、多目的ホール、談話ホール、スキー用具室	350名	350名
敦賀市立 少年自然の家 (野坂いこいの森)	敦賀市野坂 80-15	0770 24-0052	宿泊室、研修室、体育館、和室 野外活動施設(林間キャンプ場、スポーツ林道、バンガロー)	120名	120名
福井市 少年自然の家	福井市脇三ヶ町 66-2-10	0776 41-3660	宿泊室、研修室、野外活動施設、体育館	200名	200名
独立行政法人 国立青少年教育振 興機構 国立若狭湾 青少年自然の家	小浜市田島区大浜	0770 54-3100	宿泊棟、研修室、プレイホール、カッター桟橋、体育館、ログハウス、キャンプ場、海の学習棟、ハイキングコース	300名	300名

資料出所：生涯学習・文化財課

(4) 公民館

【生涯学習・文化財課】

公民館は生涯教育、コミュニティ形成の場として、地域住民の日常生活と結びついた教育施設であり、県内には、中央公民館12館、地区公民館171館、分館24館が設置されています。

第76表 市町別公民館数

令和5年4月1日現在

市町名	公 民 館							分館	計
	本館		分館	計	市町名	本館			
	中央	地区				中央	地区		
福井市	1	49	6	56	永平寺町	0	7	1	8
敦賀市	0	9	0	9	池田町	1	0	0	1
小浜市	0	12	0	12	南越前町	0	3	7	10
大野市	0	9	0	9	越前町	1	0	4	5
勝山市	1	9	0	10	美浜町	0	4	3	7
鯖江市	0	10	0	10	高浜町	0	4	0	4
あわら市	1	8	0	9	おおい町	0	4	0	4
越前市	0	17	0	17	若狭町	1	8	1	10
坂井市	4	19	3	26	町計	3	30	16	49
市計	7	142	9	158	県計	10	172	25	207

資料出所：生涯学習・文化財課

3 勤労青少年研修施設

(1) 農業技術研修館

【園芸振興課】

農村青年が、気軽に利用できる施設として、農林総合事務所および嶺南振興局に併設しているもので、土壌実験室、和室、研修室を備えています。



第 77 表 農業技術研修館一覧

施設名	所在地	電話番号	施設の内容	宿泊定員	収容人員
坂井 農業技術研修館	〒913-8511 坂井市三国町水居 17-45	0776 81-3222	研修室、和室、土壌実 験室、生活実習室	—	50 名
奥越 農業技術研修館	〒912-0016 大野市友江 11-10	0779 65-1282	〃	—	50 名
丹南 農業技術研修館	〒915-0882 越前市上太田町 41-5	0778 23-4534	〃	—	50 名
二州 農業技術研修館	〒914-0811 敦賀市中央町 1-7-42	0770 22-5027	〃	—	50 名
若狭 農業技術研修館	〒917-0297 小浜市遠敷 1-101	0770 56-2221	〃	—	50 名

資料出所：園芸振興課

(2) 林業青少年研修施設

【森づくり課】

林業の知識、技術の向上、樹木や花などの育て方等について研修や体験学習を行っています。

第 78 表 林業青少年研修施設一覧

施設名	所在地	電話番号	施設の内容	宿泊定員	収容人員
ふくい林業研修センター	〒910-0336 坂井市丸岡町楽間	0776 67-0002	講堂、実習棟	—	90 名
ウッドリームフクイ (人と森とのふれあい会館)	〃	〃	展示室、展望台、 ホール	—	300 名
ウッドハウス九頭竜	〃	〃	休憩室、和室、 展示ホール	—	100 名
緑の相談所	〃	〃	講堂、研修室	—	90 名
もりの学園	〒916-0206 越前町笈松	0778 36-2050	多目的ホール、 展示室、資料室	—	100 名

資料出所：森づくり課

(3) 漁業青少年研修施設

【水産課】

漁業短期研修の場として、研修室を水産試験場に設置しており、福井の水産業や漁業技術に関する研修を行っています。

第 79 表 漁業青少年研修施設

施設名	所在地	電話番号	施設の内容	宿泊定員	収容人員
水産試験場 短期研修施設	敦賀市浦底 23-1	0770 26-1331	研修室	—	20 名

資料出所：水産課

#### 4 国際交流関係施設

【国際経済課】

##### 国際交流会館

「福井県国際交流会館」は、平成元年に県民会館 6 階に設置した「国際交流センター」の機能を拡充させ、本県の国際交流活動を推進し、世界に開かれた地域社会の実現を図るため、平成 8 年 10 月に開館しました。

また、環日本海交流への対応と嶺南地域における交流を発展させる拠点として、平成 5 年 5 月には「国際交流嶺南センター」を開所しています。

なお、施設の管理運営は、指定管理者である(公財)福井県国際交流協会が行っています。

(公財)福井県国際交流協会は、幅広い県民の参加による全県的な国際交流・協力を推進するため、県、市町村、民間などの協力により平成元年 3 月に設立され、上記施設の管理運営のほか、国際交流に関する各種活動を行っています。

##### ア 施設概要

###### ① 利用時間等

	福井県国際交流会館	国際交流嶺南センター
所在地	〒910-0004 福井市宝永 3 丁目 1 - 1	〒914-0063 敦賀市神楽町 2 丁目 2 - 4 アクアトム 2 階
休館日	貸館部門…祝日、12/28～1/4 情報相談コーナー …月曜日(第 2 月曜日を除く)、 祝日、12/29～1/3 旅券室…土曜日、祝日、12/29～1/3	月曜日、第 1・3 日曜日以外の日曜日、 祝日、12/29～1/3
開館時間	貸館部門…9:00～21:00 情報相談コーナー…9:00～18:00 火、木曜日は 9:00～20:00 旅券室…9:00～17:00	9:30～18:00(木曜日は 20:00 まで) 第 1・3 日曜日は、12:00～18:00
電話番号	0776-28-8800 旅券室は 0776-28-8820	0770-21-3455
国際交流協会 ホームページ等	HomePage: <a href="http://www.f-i-a.or.jp/">http://www.f-i-a.or.jp/</a> E-mail: <a href="mailto:info@f-i-a.or.jp">info@f-i-a.or.jp</a>	

###### ② 主な施設

〈福井県国際交流会館〉

施設名	用途等
多目的ホール	講演会、シンポジウムなど、最大 300 人収容、同時通訳設備あり
情報・相談コーナー	在住外国人を含む県民への情報提供・相談、 図書、ビデオ、新聞の閲覧、貸出し
交流ラウンジ	県民や外国人の交流
旅券室	パスポートの発給、海外安全情報等の提供
第 1 ～ 3 会議室	各種会議など
第 1、2 研修室	各種講座、研修会など
特別会議室	国際会議などをはじめとする各種会議、レセプションなど、 同時通訳設備あり
第 1、2 応接室	福井の伝統工芸、手法を生かした品格ある応接室
和室、茶室	日本の伝統文化(華道、茶道など)の紹介など

〈国際交流嶺南センター〉

施設名	用途等
情報カウンター	在住外国人を含む県民への情報提供・相談
図書資料コーナー	図書、ビデオ、新聞の閲覧、貸出し
交流コーナー	県民や外国人の交流
会議・研修室	各種会議、講座、研修会など

イ 国際交流協会の主な事業

- ① 情報提供・発信事業
  - ・ 協会機関誌の発行
  - ・ 多言語情報紙の発行（英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語・日本語）
  - ・ 国際交流・協力に関する図書・資料の整備
  - ・ 在住外国人を含む県民への情報提供・相談業務
- ② 多文化共生事業
  - ・ 在住外国人のための日本語講座
  - ・ 外国人のための無料法律相談会・行政書士相談会の開催
  - ・ 国際交流ボランティア登録制度運営（通訳、ホームステイ等）
  - ・ その他在住外国人支援のための協働事業
- ③ 国際交流事業
  - ・ 国際交流・協力のつどいの開催
  - ・ 国際交流・協力団体とのネットワークの構築
- ④ 国際理解・研修事業
  - ・ 国際理解教育出張講座
  - ・ その他国際理解を促進する講座

※（公財）福井県国際交流協会では、協会活動に協力・支援していただける賛助会員を広く募集しています。会員の特典として、国際交流イベントのご案内の他、ホテル、旅行、レストランでの割引等があります。

会費：個人 年額 2,000 円（1 口）

団体 年額 10,000 円（1 口）

また、各種活動にご協力いただける国際交流ボランティアの登録も随時行っておりますので、お気軽にお問合せください。

# 参考資料

## 福井県青少年愛護条例

公布	昭和39年4月1日	条例第15号
改正	昭和42年3月18日	条例第4号
〃	昭和43年12月24日	条例第35号
〃	昭和52年10月1日	条例第43号
〃	昭和54年12月25日	条例第43号
〃	昭和59年3月24日	条例第5号
〃	昭和59年12月24日	条例第55号
〃	平成4年3月26日	条例第2号
〃	平成7年10月3日	条例第40号
〃	平成8年3月21日	条例第10号
〃	平成10年3月25日	条例第8号
〃	平成10年12月24日	条例第40号
〃	平成11年12月24日	条例第49号
〃	平成12年3月31日	条例第3号
	〃	条例第6号
	〃	条例第7号
	〃	条例第9号
〃	平成13年3月26日	条例第15号
〃	平成13年12月21日	条例第61号
〃	平成16年3月24日	条例第19号
〃	平成17年3月24日	条例第15号
〃	平成17年10月11日	条例第65号
〃	平成19年10月15日	条例第59号
〃	平成20年3月25日	条例第8号
〃	平成27年12月22日	条例第40号
〃	平成27年12月22日	条例第42号
〃	平成31年3月11日	条例第3号

### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 青少年の健全育成に関する施策（第6条—第9条）

第3章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第10条—第43条の3）

第4章 雑則（第44条—第50条）

第5章 罰則（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図るとともにこれを阻害するおそれのある行為を防止することによつて、青少年の福祉の向上を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するための推進機関を設け、施設を整備し、または教育活動の充実を図る等積極的な諸施策を実施するように努めなければならない。

2 県は、前項に規定する諸施策を、市町その他の団体と協働して実施するように努めるとともに、市町その他の団体が実施する青少年の健全な育成に関する施策が効果的なものとなるよう支援するものとする。

第3条 削除

(県民の責務)

第4条 何人も、青少年の健全な育成を図るために、常によい環境をつくり、青少年を善導するように努めなければならない。

2 県民が組織する青少年の健全な育成を目的とする団体は、県および市町と緊密な連携を図り、青少年の健全な育成活動を積極的に展開するように努めなければならない。

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者(民法(明治29年法律第89号)の規定により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、音楽、演芸その他の興行をいう。
- (4) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真および彫刻ならびにレコード、録音テープ、映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、シーディーロムその他の音声または映像が記録されているものならびにこれらに類するものをいう。
- (5) 玩具刃物類 玩具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)その他これらに類するものをいう。
- (6) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業および同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (7) 利用カード テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な事項が記載されたカードその他の物品をいう。
- (8) 広告物 公衆に表示され、または頒布されるものであつて、看板、はり紙およびちらしならびに建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいう。

## 第2章 青少年の健全育成に関する施策

### (家庭の日)

第6条 明るい家庭づくりを進めるため、毎月第3日曜日を家庭の日とする。

2 家庭の日には、家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合うように努めるものとする。

### (青少年育成の日)

第7条 青少年の健全な育成を推進するため、毎月15日を青少年育成の日とする。

2 青少年育成の日には、県民一人ひとりがそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について話し合い、協力して青少年の育成活動を行うように努めるものとする。

### (優良環境の推奨)

第8条 知事は、自然環境または社会環境で青少年の健全な育成に特に有益なものがあると認めるときは、これを推奨することができる。

### (優良興行および優良図書等の推奨)

第9条 知事は、興行または図書等の内容が、青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

## 第3章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

### (有害興行の観覧の禁止)

第10条 知事は、興行の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該興行を青少年の健全な育成に有害な興行として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨およびその理由を、当該興行を行う興行場を経営する者（風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業または同条第6項第3号の営業を営む者を除く。）または当該興行を主催する者（以下この条において「興行者」という。）に通知するとともに、公示しなければならない。

3 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行（以下「有害興行」という。）を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に同項の規定による指定のあつた旨および青少年の入場を禁ずる旨の掲示をし、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

4 興行者は、有害興行に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。

5 何人も、青少年に対し、有害興行を観覧させないようにしなければならない。

6 知事は、有害興行の内容が第1項の規定による指定の理由を有しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消し、その旨およびその理由を興行者に通知するとともに、公示しなければならない。

(有害図書等の販売等の禁止)

- 第11条 知事は、図書等の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を青少年の健全な育成に有害な図書等として指定することができる。
- 2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。
- (1) 書籍または雑誌で、全裸、半裸もしくはこれらに近い状態での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真または描写した絵画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、当該書籍または雑誌のページの総数の5分の1以上を占め、または20以上のもの
- (2) 映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクまたはシーディーロムで、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて5分を超えるもの
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたとき（前項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる場合を除く。）は、その旨およびその理由を公示しなければならない。
- 4 図書等の販売または貸付けを業とする者（以下「図書等の販売業者等」という。）は、青少年に対し、第1項の規定による指定を受けた図書等（第2項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）の販売、頒布、贈与、交換もしくは貸付け（以下「販売等」という。）をし、または閲覧もしくは視聴をさせてはならない。
- 5 図書等の販売業者等は、有害図書等に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。
- 6 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、または閲覧もしくは視聴をさせないようにしなければならない。

(有害図書等の陳列場所)

- 第12条 図書等の販売業者等（風営法第2条第6項第5号の営業を営む者を除く。次項において同じ。）は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより他の図書等と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かななければならない。
- 2 図書等の販売業者等は、前項の有害図書等の陳列場所に青少年の購入、借受け、または閲覧もしくは視聴を禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列場所を変更し、もしくは陳列方法を改善し、または前項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(有害広告物の制限)

- 第13条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主または管理者に対し、当該広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害玩具刃物類の販売等の禁止)

- 第14条 知事は、玩具刃物類の形状、構造または機能が人体に危害を及ぼし、または著しく性的感情を刺激するおそれがあるため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年の健全な育成に有害な玩具刃物類として指定することができる。
- 2 玩具刃物類のうち、専ら性交またはこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造または機能を有するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたとき（前項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる場合を除く。）は、その旨およびその理由を公示しなければならない。
- 4 玩具刃物類の販売または貸付けを業とする者（以下「玩具刃物類の販売業者等」という。）は、青少年に対し、第1項の規定による指定を受けた玩具刃物類（第2項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる玩具刃物類を含む。以下「有害玩具刃物類」という。）の販売等をしてはならない。
- 5 玩具刃物類の販売業者等は、有害玩具刃物類に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。
- 6 何人も、青少年に対し、有害玩具刃物類の販売等をし、または携帯をさせないようにしなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

- 第15条 図書等または玩具刃物類の自動販売機または自動貸出機（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備を用いて送信された画像を確認することにより販売または貸出しの操作をすることができる販売機または貸出機を含む。以下「自動販売機等」という。）を設置しようとする者は、その設置する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更（次項の規定による届出に係る変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。
- (1) 住所および氏名（法人（その他の団体を含む。以下同じ。）にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに電話番号
- (2) 設置場所
- (3) 収納する物品の種類
- (4) 設置場所の提供者の住所および氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに電話番号
- (5) 設置予定年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項（同項第2号に掲げる事項を除く。）に変更があつたとき、またはその届出に係る自動販売機等の設置を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等による販売等の届出)

- 第16条 自動販売機等により図書等または玩具刃物類の販売または貸付けをしようとする者



(以下「自動販売業者」という。)は、その使用する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更(次項の規定による届出に係る変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- (1) 住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
- (2) 次条第1項に規定する自動販売機等の管理を行う者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所または営業所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
- (3) 自動販売機等を設置する者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
- (4) 自動販売機等の設置場所
- (5) 収納する物品の種類
- (6) 販売または貸付けの開始予定年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第4号に掲げる事項を除く。)に変更があつたとき、またはその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (自動販売機等管理者の設置)

第17条 自動販売業者は、自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けに関し、この条例の定める事項を行わせるため、その使用する自動販売機等ごとに、その管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自動販売業者の住所または所在地と同一の市町内に設置する自動販売機等については、この限りでない。

2 前項に規定する自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) その管理に係る自動販売機等の設置場所と同一の市町に住所(法人にあつては、主たる事務所または営業所)を有する者であること。
- (2) 自動販売業者から自動販売機等管理者としてこの条例に定める事項を的確に履行するための一切の権限を付与されている者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件

#### (自動販売機等による販売等の届出済証の貼付)

第18条 第16条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証を貼付しなければならない。

2 前項の届出済証が滅失し、毀損し、またはその識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

#### (自動販売機等への有害図書等および有害玩具刃物類の収納の禁止等)

第19条 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機等に有害図書等または有害玩具刃物類を収納してはならない。

2 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機

等に収納されている図書等または玩具刃物類が有害図書等または有害玩具刃物類となつたときは、直ちに、当該図書等または玩具刃物類を自動販売機等から撤去しなければならない。

(自動販売機等の設置場所の提供者の義務)

第20条 図書等または玩具刃物類の自動販売機等の設置場所を提供する者は、提供の際、当該自動販売機等に有害図書等または有害玩具刃物類が収納されないことを確認するように努めるとともに、提供の後、これらが収納されていることを知つたときは、知事にその旨を通報するように努めなければならない。

(適用除外)

第21条 第15条から前条までの規定は、自動販売機等が風営法第2条第1項に規定する風俗営業(同法第2条第1項第5号の営業を除く。)もしくは同法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所、有害興行を行う興行場またはテレホンクラブ等営業に係る営業所(以下これらを「青少年立入禁止場所」という。)において、当該青少年立入禁止場所の外から有害図書等または有害玩具刃物類を購入または借受けできない場所に設置されている場合には、適用しない。

## 第22条 削除

(利用カード販売業の届出)

第22条の2 利用カード販売業(業として利用カードを販売することをいい、テレホンクラブ等営業を営む者から委託を受けて行う場合を含む。以下同じ。)を営もうとする者は、営業開始予定日の15日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
- (2) 利用カードの販売所の所在地、名称および電話番号ならびに自動販売機の設置場所
- (3) 営業開始予定年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、またはその届出に係る利用カード販売業を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

## 第23条 削除

(利用カード販売業の広告物の制限等)

第24条 何人も、第22条の2第1項第1号または第2号に掲げる事項を記載した広告物を掲示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所において当該青少年立入禁止場所の外から見ることができない場所に掲示する広告物および福井県屋外広告物条例(昭和39年福井県条例

第45号)第8条第2項第1号に規定する広告物であつて規則で定める基準に適合するものについては、この限りでない。

- 2 何人も、青少年に対し、第22条の2第1項第1号または第2号に掲げる事項を記載した広告物その他の物品(以下「広告物等」という。)を頒布してはならない。
- 3 知事は、前2項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行つた者に対し、広告物の撤去、広告物等の頒布の禁止その他必要な命令をすることができる。

## 第25条 削除

(青少年に対する利用カードの販売等の禁止)

第26条 何人も、青少年に対し、利用カードの販売等をしてはならない。

## 第27条 削除

## 第28条 削除

(自動販売機への利用カードの収納の禁止等)

第29条 何人も、自動販売機(青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機であつて、当該青少年立入禁止場所の外から利用カードを購入することができないものを除く。)に販売を目的として利用カードを収納してはならない。

- 2 何人も、利用カードの自動販売機の設置場所を提供しないように努めなければならない。

(保護者の責務)

第30条 保護者は、その監護に係る青少年に、テレホンクラブ等営業所へ電話をかけさせ、もしくは立ち入らせ、またはテレホンクラブ等営業に係る広告物等を受け取らせないように努めなければならない。

## 第31条および第32条 削除

(質物の受入れおよび古物等の買受けの制限)

第33条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項の質屋をいう。以下同じ。)または古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項の古物商をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。以下「着用済み下着」という。))を除く。以下この条において同じ。)もしくは有価証券を質にとつて金銭を貸付け、または青少年から古物(着用済み下着を除く。以下この項において同じ。)を買い受け、もしくは古物の売却の委託を受け、もしくは青少年と古物を交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、または同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

- 2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品もしくは有価証券を質にとり、もしくは買い受け、または物品もしくは有価証券の質入れもしくは売却の委託を受けないようにし

なければならない。

(金銭の貸付け等の制限)

第34条 貸金業者（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項の貸金業者をいう。以下同じ。）は、青少年に金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付または当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、または同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(みだらな性行為およびわいせつな行為の禁止)

第35条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為またはわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、または見せてはならない。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第35条の2 何人も、青少年から着用済み下着を買受け、その売却の委託を受け、青少年に対しその売却の相手方を紹介し、またはこれらの行為が行われることを知つてそのための場所を提供してはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着を売却するよう勧誘してはならない。

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第35条の3 何人も青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

1 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノまたは同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を行うように求めること。

2 青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または青少年に対し対償を供与し、もしくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

(入れ墨の禁止)

第36条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、または入れ墨を受けることを強要し、勧誘し、もしくは周旋してはならない。

(場所の提供および周旋等の禁止)

第37条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、または青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、またはその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為またはわいせつな行為
  - (2) 賭博類似行為または暴行
  - (3) 麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤を施用し、吸飲し、または使用する行為
  - (4) トルエンまたは酢酸エチル、トルエンもしくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料もしくは閉塞用もしくはシーリング用の充填料をみだりに摂取し、または吸入する行為
  - (5) 前号に定めるもののほか、医薬品または労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に定める有機溶剤で催眠、鎮静、興奮または幻覚の作用を有するもののうち知事が指定したもの（以下「特定薬品」という。）をみだりに摂取し、または吸入する行為
- 2 何人も、青少年がみだりに摂取し、もしくは吸入し、またはこれらの目的で所持することを知つて、青少年に対し、特定薬品の販売等をしてはならない。
- 3 知事は、第1項第5号の規定による指定をしたときは、その旨およびその理由を公示しなければならない。

（勧誘行為の禁止）

第37条の2 何人も、青少年に対し、接待飲食等営業（風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第1号に該当する営業をいう。）の客となり、または性風俗関連特殊営業（風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するよう勧誘してはならない。

（旅館業を営む者の届出）

第38条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者（風営法第2条第6項第4号の営業を営む者を除く。）は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、総合福祉相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。

（物品の販売業者等の責務）

第39条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、前条に規定する旅館業を営む者または理容業もしくは美容業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項第2号または第3号に規定する営業をいう。）を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および総合福祉相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

（風俗営業を行う場所等への立入りの制限）

第40条 何人も、風営法第2条第1項に規定する風俗営業を行う場所、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う場所、テレホンクラブ等営業を行う場所その他設備を設けて、客に飲食させる営業を行い、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある場所に、正当な理由のない限り、青少年を立ち入らせないように努めなければならない。

(遊技業を営む者の責務)

第41条 設備を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、当該営業所内における青少年の補導に協力する等青少年の健全な育成に努めなければならない。

(深夜外出の制限)

第42条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、もしくはそのおそれのある行為を行い、もしくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、または青少年に対してこれらの行為をするため、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、またはとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者およびその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における営業施設への立入禁止)

第42条の2 次に掲げる施設において営業を営む者およびその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 設備を設け、客に主として図書等の閲覧もしくは視聴またはインターネットの利用をさせる施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

2 前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、深夜に当該営業を営むときは、当該施設に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(共同危険行為等の勧誘等の禁止)

第43条 何人も、青少年に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条に規定する共同危険行為等を行うよう勧誘し、もしくは強制し、または行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益または便宜を供与してはならない。

(インターネットの利用に係る保護者等の責務)

第43条の2 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の活用その他適切な方法により、青少年有害情報（同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。

2 学校の関係者、青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年のインターネ

ットの利用に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。

- 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）およびインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）の販売または貸付けを業とする者（次項において「特定電気通信役務提供者等」という。）は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約を除く。）を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。
- 4 特定電気通信役務提供者等は、前項の確認をした場合において、利用者に青少年が含まれるときは、当該契約の相手方に対し、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアおよび青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他の必要な情報を提供し、それらの利用を勧奨するように努めなければならない。
- 5 端末設備を不特定または多数の者の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用その他適切な方法により、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めなければならない。

（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）

第43条の3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、それらの内容を記載した書面または記録した電磁的記録（当該説明を受けるべき青少年またはその保護者から書面の交付を求められた場合にあつては、書面に限る。）を交付し、または提供しなければならない。

- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定による申出をするときは、保護者がその青少年の携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の利用状況を適切に把握する等により、その青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面または記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面または電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用

を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日または当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面もしくはその写しもしくは当該電磁的記録または当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。

4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定による申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を行うことその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面または記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面または電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日または当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面もしくはその写しもしくは当該電磁的記録または当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。

6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項もしくは前項の規定に違反していると認めるときまたは携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等または当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

7 知事は、前項の規定による勧告をするために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受け、または青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等を使用していると認められる青少年の保護者に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

8 知事は、第6項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第4章 雑則

##### （立入調査等）

第44条 知事は、この条例の実施のために必要があると認めるときは、その指定する者に、営業時間内において、興行場その他の営業所（自動販売機等の設置場所を含む。）に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提供を求めさせ、または関係者に対して質問させることができる。



- 2 前項の規定による立入調査は、必要最少限度にとどめ、関係者の正常な業務を妨げないようにしなければならない。
- 3 知事の指定する者が、第1項の規定による立入調査を行う場合は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から要求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 4 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(県民からの申出)

第45条 何人も、第8条もしくは第9条の規定による推奨、第10条第1項、第11条第1項、第14条第1項もしくは第37条第1項第5号の規定による指定、第10条第5項の規定による取消し、第12条第3項、第13条もしくは第24条第3項の規定による命令または第43条の3第6項の規定による勧告をすることが適当であると認めるときは、知事に対して、その旨を申し出ることができる。

(審議会の設置)

第46条 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項ならびに知事の諮問に応じて第48条に規定する事項を調査審議するため、福井県青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第47条 審議会は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(諮問)

第48条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第5号または第11号の場合を除き緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第8条の規定により優良環境の推奨をしようとするとき。
- (2) 第9条の規定により優良興行または優良図書等の推奨をしようとするとき。
- (3) 第10条第1項または第5項の規定により有害興行を指定し、または当該指定を取り消そうとするとき。
- (4) 第11条第1項の規定により有害図書等を指定しようとするとき。
- (5) 第11条第2項第1号および第2号の規定により規則を定めようとするとき。
- (6) 第12条第3項の規定により有害図書等の陳列場所の変更もしくは陳列方法の改善または同条第2項の掲示を命じようとするとき。
- (7) 第13条の規定により有害広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命じようとするとき。
- (8) 第14条第1項の規定により有害玩具刃物類を指定しようとするとき。
- (9) 第37条第1項第5号の規定により特定薬品を指定しようとするとき。
- (10) 第43条の3第6項の規定により勧告をしようとするとき。

(11) 次条の規定により審査請求の裁決をしようとするとき。

(12) その他規則で定める場合

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで、推奨、指定、取消し、命令または勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(審査請求による取消の公示)

第49条 知事は、審査請求の裁決により、処分を取消したときは、その旨およびその理由を公示しなければならない。

(規則への委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

(罰則)

第51条 第35条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第36条の規定に違反した者

(2) 第37条第1項の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第3項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者

(2) 第11条第4項の規定に違反した者

(3) 第13条の規定による命令に違反した者

(4) 第14条第4項の規定に違反した者

(5) 第19条第1項または第2項の規定に違反した者

(6) 第26条の規定に違反した者

(7) 第29条第1項の規定に違反した者

(8) 第35条第2項の規定に違反した者

(9) 第35条の2第1項または第2項の規定に違反した者

(10) 第35条の3の規定に違反した者

(11) 第37条第2項の規定に違反した者

(12) 第37条の2の規定に違反した者

(13) 第42条第2項の規定に違反した者

(14) 第42条の2第1項の規定に違反した者

(15) 第43条の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金または科料に処する。

(1) 第10条第3項の規定に違反して、同条第1項の規定による指定のあつた旨および青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなかつた者

(2) 第12条第3項の規定による命令に違反した者

- (3) 第15条第1項の規定による届出もしくは同条第2項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
  - (4) 第16条第1項の規定による届出もしくは同条第2項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
  - (5) 第22条の2第1項の規定による届出もしくは同条第2項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
  - (6) 第33条第1項の規定に違反した者
  - (7) 第34条の規定に違反した者
  - (8) 第42条の2第2項の規定に違反した者
- 5 第44条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、資料の提出をせず、もしくは虚偽の資料の提出をし、または質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者は、10万円以下の罰金または科料に処する。
- 6 何人も、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第5項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第52条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、同条の罰金刑または科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福井県青少年愛護条例第10条第1項の規定により指定されている有害玩具類または有害刃物類は、この条例による改正後の福井県青少年愛護条例第10条第1項の規定により指定された有害がん具刃物類とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の運用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和54年条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により図書等を販売している者については、その者をこの条例による改正後の福井県青少年愛護条例第10条の2第1項に規定する自動販売機により図書等を販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和55年3月31日までに」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の運用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

(自動販売機の設置の届出に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書等の自動販売機を設置している者については、その者を、この条例による改正後の福井県青少年愛護条例(以下「改正後の条例」という。)第10条の2第1項に規定する図書等の自動販売機を設置しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「昭和59年9月30日までに」と、「販売開始予定年月日」とあるのは「販売開始年月日」とする。

(自動販売機による販売の届出に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に自動販売機により図書等を販売している者については、その者を、改正後の条例第10条の3第1項に規定する自動販売機により図書等を販売しようとする者とみなして同項の規定および改正後の条例第10条の4の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第10条の3第1項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和59年9月30日までに」と、「販売開始予定年月日」とあるのは「販売開始年月日」とする。

(金銭の貸付け等の制限に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)附則第3条第1項の規定により貸金業を営む者については、その者を改正後の条例第11条の2に規定する貸金業の登録を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。

(特例遊技場の届出に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第15条の2第1項に規定する特定遊技場を営んでいる者については、その者を、同項に規定する特定遊技場を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「昭和59年7月31日までに」とする。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第2号）

この条例は、平成4年5月7日から施行する。

附 則（平成7年条例第40号）

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成7年法律第66号）の施行の日（平成7年10月18日）から施行する。

附 則（平成8年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

（図書等およびがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に図書等の自動貸出機またはがん具刃物類の自動販売機等を設置している者については、その者を、改正後の第15条第1項の規定による図書等またはがん具刃物類の自動販売機等を設置しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成8年7月31日までに」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。

（自動販売機等による図書等およびがん具刃物類の販売等の届出に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書等の貸付けまたはがん具刃物類の販売もしくは貸付けをしている者については、その者を、改正後の第16条第1項の規定による自動販売機等により図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けをしようとする者とみなして同項および改正後の第17条の規定を適用する。この場合において、第16条第1項中「あらかじめ」とあるのは「平成8年7月31日までに」と、「販売または貸付け開始予定年月日」とあるのは「販売または貸付け開始年月日」とする。

（テレホンクラブ等営業の届出に関する経過措置）

4 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、その者を、改正後の第22条第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」と、「営業開始予定年月日」とあるのは「営業開始年月日」とする。

（テレホンクラブ等営業の禁止地域等に関する経過措置）

5 前項の規定により届出をした者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成10年6月30日までの間は、改正後の第23条第1項および第2項の規定は、適用しない。

（利用カードの自動販売機の設置の届出に関する経過措置）

6 この条例の施行の際現に利用カードの自動販売機を設置している者については、その者を、改正後の第27条において準用する改正後の第15条第1項の規定による利用カードの自動販売機を設置しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成8年7月31日までに」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出に関する経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードの販売をしている者については、その者を、改正後の第27条において準用する改正後の第16条第1項の規定による自動販売機により利用カードを販売しようとする者とみなして、同項および改正後の第27条において準用する改正後の第17条の規定を適用する。この場合において、第16条第1項中「あらかじめ」とあるのは「平成8年7月31日までに」と、「販売または貸付け開始予定年月日」とあるのは「販売開始年月日」とする。

(自動販売機への利用カードの収納の禁止に関する経過措置)

- 8 前項の規定により届出をした者については、施行日から平成8年9月30日までの間は、改正後の第29条第1項の規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例の一部改正)

- 10 福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例(昭和55年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成10年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(テレホンクラブ等営業の届出に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福井県青少年愛護条例(以下「改正前の条例」という。)第22条第1項の規定による届出をしてテレホンクラブ等営業を営む者であつて、販売所においてまたは自動販売機(青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機であつて、当該青少年立入禁止場所の外から利用カードを購入することができないものに限る。)により利用カードの販売をしている者については、その者を、改正後の福井県青少年愛護条例(以下「改正後の条例」という。)第22条第1項のテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業開始予定日の15日前までに」とあるのは「平成10年7月31日までに」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第7号に掲げる事項」と、「これらの事項」とあるのは「次に掲げる事項」とする。

(利用カード販売業の届出に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に利用カード販売業を営んでいる者については、その者を、改正後の条例第22条の2第1項の利用カード販売業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業開始予定日の15日前までに」とあるのは「平成10年7月31日までに」と、同項第2号中「自動販売機」とあるのは「自動販売機(青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機であつて、当該青少年立入禁止場所の外から利用カードを購入することができないものに限る。)」と、同項第3号中「営業開始予定年月日」とあるのは「営業開始年月日」とする。

(テレホンクラブ等営業の広告物の制限に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に掲示されている広告物については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成10年9月30日までの間は、改正後の条例第24条第1項の規定は、適用しない。

（自動販売機への利用カードの収納の禁止に関する経過措置）

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第27条において準用する改正前の条例第16条第1項の規定による届出をして自動販売機により利用カードの販売をしている者については、施行日から平成10年9月30日までの間は、改正後の条例第29条の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例の一部改正）

7 福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例（昭和55年福井県条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年条例第40号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第49号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第15号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）の施行日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（附属機関に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関に関する条例（昭和28年福井県条例第26号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則（平成17年条例第15号）

この条例は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第29号で平成17年4月1日から施行）

附 則（平成17年条例第65号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
(5) 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月3日

附 則（平成19年条例第59号）

この条例は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成19年規則第92号で平成19年12月19日から施行）

附 則（平成20年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第42号）

（施行期日）



- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成31年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第35条の3を加える改正規定および第51条第3項の改正規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 福井の青少年

令和5年度版

発行 令和5年8月

福井県青少年総合対策本部

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県防災安全部県民安全課内

電話 0776-20-0296